

重点取組の名称	地域福祉計画等の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	50	線表(課題整理シート) の掲載ページ	12
---------	------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	1 地域福祉支援計画策定	(1)計画(案)の検討 ◆県内の活動事例の調査・分析、庁内検討会、計画 骨子(案)の検討	◆県下全域での地域福祉向上の基盤づくり(官民連 携した支え合いの意図的な再構築)	(1)計画(案)の検討 ◆県内の活動事例の調査(4/20～) 33市町村から110事例が提出 ◆庁内検討会の開催(5/27) ◆計画骨子(案)の策定	◆庁内検討会を踏まえ、計画骨子(案)を地域福祉専門 分科会に提示し協議、了承された。		
		(2)社会福祉審議会での審議 ◆第1回地域福祉専門分科会の開催 会長、副会長の選任 計画骨子(案)の検討 ◆計画策定業務委託事業者の選定		(2)社会福祉審議会での審議 ◆第1回地域福祉専門分科会開催(5/31) ・会長、副会長の選任 ・計画骨子(案)、基本事項の確認等 ◆計画策定業務委託事業者の選定(6/21) ・(株)ジャパンインターナショナル総合研究所			
1 四半期	2 市町村アクションプラン	(1)計画策定の必要性の理解促進 ◆市町村等の計画策定に対する必要性の理解促進 ◆市町村と市町村社協の連携、協議の場づくり		(1)計画策定の必要性の理解の促進 ◆市町村首長訪問協議(6/17～継続中) ◆市町村社会福祉協議会会長等意見交換会 県下6ブロック(6/23～7/9)	◆大半の市町村(社協)で計画の必要性が認識され、今 後策定を検討していただくことになった。 ◆研修会において県の施策として認識されるとともに、担 当者研修会後、各福祉保健所単位で市町村と市町村社 協担当者による話し合いを実施し理解を深めた。		
		(2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉計画策定担当者研修会の開催 ◆地域福祉支援計画の策定状況の共有 ◆県社協の助成金の活用(10万円/1社協)		(2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉計画策定担当者研修会(6/1) ※参加市町村 29市町村 38名 参加社協 28社協 42名 県福祉保健所 14名			
2 四半期	1 地域福祉支援計画策定	(1)計画(案)の検討 ◆計画原案(意見交換会用)の検討、庁内検討会 事例調査等 ◆県下6ブロックでの意見交換会の開催(9月頃)		(1)計画(案)の検討 ◆庁内検討会で計画原案の協議(8/25)			
		(2)社会福祉審議会での審議 ◆第2回地域福祉専門分科会の開催 課題、理念、基本施策等の検討 市町村への審議情報の提供		(2)社会福祉審議会での審議 ◆第2回地域福祉専門分科会開催(8/30) ・計画原案の審議			
2 四半期	2 市町村アクションプラン	(1)計画策定の必要性の理解促進		(2)市町村等の計画策定支援 ◆市町村への過疎自立促進計画への事業記載依頼 文書発送(7/28) ◆県社協の助成金決定(南国市、芸西村、本山町)	◆市町村等の取組意向調査(8/11現在) 【市町村】策定予定(既存計画見直しを含む) 23市町村(計画見直し:2、新たに策定:21) 【市町村社協】4社協が22年度から策定に取組予定 ◆少しづつ具体的策定の動きが出てきている。 ◆過疎自立促進計画の中で地域福祉計画策定と実践活 動の促進を位置付けてもらい取組みを推進する。 ◆今後、県社協とともに、個別に市町村・市町村社協と協 議をしていく。		
		(2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉計画策定担当者研修会の開催 ◆地域福祉支援計画の策定状況の共有 ◆県社協の助成金の活用(10万円/1社協)					

3四半期	1 地域福祉支援計画策定 (県)	(1)計画(案)の検討 ◆計画(案)に対するパブリックコメント実施 (12月～1月頃) (2)社会福祉審議会での審議 ◆第3回地域福祉専門分科会の開催(10月頃) ◆社会福祉審議会の開催(11月頃)				
	2 市町村アクションプラン (市町村等)	(1)計画策定の必要性の理解促進 (2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉支援計画の策定状況の共有				
4四半期	1 地域福祉支援計画策定 (県)	(1)計画(案)の策定 ◆計画成案の検討 (2)社会福祉審議会での審議 ◆第4回地域福祉専門分科会の開催(2月頃) ◆社会福祉審議会の開催(3月頃) ・計画案の承認、答申				
	2 市町村アクションプラン (市町村等)	(1)計画策定の必要性の理解促進 (2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉支援計画の策定状況の共有				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
平成22年度に「高知県地域福祉支援計画」を策定する。	1 地域福祉支援計画策定(県) (1)計画(案)の検討 ◆県内活動事例の市町村照会 ◆庁内検討会 1回 (2)社会福祉審議会での審議 ◆地域福祉専門分科会 1回	1 地域福祉支援計画策定(県) (1)計画(案)の検討 ◆33市町村から110事例が提出された。		◆地域福祉支援計画に基づく市町村等支援の推進
市町村と市町村社協が平成22、23年度を目標に地域福祉計画等(市町村アクションプラン)を一体的に策定し実践していけるよう支援する。	2 市町村アクションプラン(市町村等) (1)計画策定の必要性の理解促進 ◆市町村首長訪問 23市町村(8/11現在) ◆市町村社会福祉協議会会長等意見交換会 6回 (2)市町村等の計画策定支援 ◆地域福祉計画策定担当者研修会 1回	2 市町村アクションプラン(市町村等) (1)計画策定の必要性の理解促進 ◆大半の市町村(社協)で計画の必要性が認識され、今後策定を検討していただくことになった。 (2)市町村等の計画策定支援 ◆研修会参加者:29市町村38名、28市町村社協42名、福祉保健所14名	◆南国市、芸西村、本山町などでは策定体制づくりも進むなど、計画策定の動きが開始した。 ◆計画策定の意向把握(8/11現在)をすると、まだ検討中のところもあるが市町村等の状況は次のとおりとなっている。 【市町村】 策定済: 6 → 改訂:2(22年度中:1、23年度まで:1) 未策定: 28 → 策定予定:21(23年度まで:16、時期未定等:5) 【市町村社協】 策定済: 7 未策定:26 → 多くの社協では市町村が策定するなら検討となっている このうち、南国市、芸西村、本山町では市町村と連携して 具体的な動きを始めている	◆全市町村での早期の計画策定と実践活動の促進 ◆H23年度は高齢者福祉計画、障害者保健福祉計画も改定されるため、市町村に対しては、庁内で連携した取り組みが必要 → 支援策(人的支援を含む)の充実

重点取組の名称	あったかふれあいセンターの整備促進	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	51・52	線表(課題整理シート)の掲載ページ	13
---------	-------------------	------------------	-------	-------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																																																					
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																																																				
1 四半期	あったか の取組の 拡大 ネット 情報共有 ク・化 事業 継続の 取組 み 制度 化の 検討	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																																																																				
		<ul style="list-style-type: none"> ○当初予定 全市町村での取組み:34市町村 44ヶ所 新規雇用者 126名 ◆実施市町村: 29市町村 38ヶ所 ◆未実施市町村 5市町村(田野町、越知町、仁淀川町、橋原町、黒潮町) (参考) H21年度:22市町村 28ヶ所 新規雇用者 76名 	◆未提出市町村への情報提供と事業導入の可能性のある市町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆29市町村 38ヶ所 新規雇用予定109名 (H22.4.1 補助金交付決定 454,841千円) ◆市町村福祉担当者説明会(H22.4.27) 参加者:33市町村 92名 ・事業分析等事業継続に向けた協力依頼等行う。 ◆県政出前講座(H22.5.27) (住民参画:広報) 参加者:香南市民生委員 93名 ◆未実施市町村への情報提供と事業提案を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全市町村への事業説明、事業実施の依頼を行い、年度当初としては、ほぼ計画通りの実施状況となった。 ◆事業分析の必要性についての理解を得た。 ◆未計画の5町(田野町、越知町、仁淀川町、橋原町、黒潮町)については、引き続き情報提供を行っていく。 ※地域に根ざした活動実績のある田野町や黒潮町、無償ボランティアの取組を進める橋原町以外の越知町、仁淀川町は事業実施の方向で支援する。 	<p style="text-align: center;">平成21年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施型</th> <th rowspan="2">箇所数</th> <th colspan="6">サービス</th> <th colspan="3">「集う」利用者延べ人数 (H22.3月末現在)</th> <th rowspan="2">代表的な事業 (別添資料参照)</th> </tr> <tr> <th>集う</th> <th>泊まる</th> <th>預かる</th> <th>訪ねる</th> <th>働く</th> <th>送る</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> <th>子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者事業所併設型</td> <td>8ヶ所</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2,270人</td> <td>512人</td> <td>788人</td> <td>要介護者と一般高齢者、障害者、子どもが集い、ふれあうことでお互いが高まり合うみづくり</td> </tr> <tr> <td>障害者事業所併設型</td> <td>3ヶ所</td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>643人</td> <td>713人</td> <td>1,087人</td> <td>障害者だけでなく、子どもから高齢者まで支援が必要な人が安心して暮らすことができる拠点づくり</td> </tr> <tr> <td>市町村社協等のサロン等拡充型</td> <td>17ヶ所</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>9,600人</td> <td>1,725人</td> <td>1,443人</td> <td>閉じこもり防止のためのミニデイサービスや、身近な地域集会所等を活用した介護予防活動、送迎、買い物支援等を実施</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28ヶ所</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>12,513人</td> <td>2,950人</td> <td>3,318人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施型	箇所数	サービス						「集う」利用者延べ人数 (H22.3月末現在)			代表的な事業 (別添資料参照)	集う	泊まる	預かる	訪ねる	働く	送る	高齢者	障害者	子ども	高齢者事業所併設型	8ヶ所	8	2	5	4	2	6	2,270人	512人	788人	要介護者と一般高齢者、障害者、子どもが集い、ふれあうことでお互いが高まり合うみづくり	障害者事業所併設型	3ヶ所	3		2	2	2	2	643人	713人	1,087人	障害者だけでなく、子どもから高齢者まで支援が必要な人が安心して暮らすことができる拠点づくり	市町村社協等のサロン等拡充型	17ヶ所	17	1	5	8	7	12	9,600人	1,725人	1,443人	閉じこもり防止のためのミニデイサービスや、身近な地域集会所等を活用した介護予防活動、送迎、買い物支援等を実施	計	28ヶ所	28	3	12	14	11	20	12,513人	2,950人	3,318人	
		実施型	箇所数	サービス						「集う」利用者延べ人数 (H22.3月末現在)			代表的な事業 (別添資料参照)																																																														
				集う	泊まる		預かる	訪ねる	働く	送る	高齢者	障害者		子ども																																																													
高齢者事業所併設型	8ヶ所	8	2	5	4		2	6	2,270人	512人	788人	要介護者と一般高齢者、障害者、子どもが集い、ふれあうことでお互いが高まり合うみづくり																																																															
障害者事業所併設型	3ヶ所	3		2	2	2	2	643人	713人	1,087人	障害者だけでなく、子どもから高齢者まで支援が必要な人が安心して暮らすことができる拠点づくり																																																																
市町村社協等のサロン等拡充型	17ヶ所	17	1	5	8	7	12	9,600人	1,725人	1,443人	閉じこもり防止のためのミニデイサービスや、身近な地域集会所等を活用した介護予防活動、送迎、買い物支援等を実施																																																																
計	28ヶ所	28	3	12	14	11	20	12,513人	2,950人	3,318人																																																																	
◆県ホームページでの各あったかふれあいセンターの取組みの紹介(順次更新)	◆市町村と連携した、地域ニーズに基づく支え合いの仕組みづくり ◆今後市町村が策定予定の地域福祉計画での位置付け	◆県ホームページでの掲載(4月、6月)	◆受託事業者のPRIにつながった。																																																																								
◆実態把握(市町村・受託事業者との協議)と今後の継続に向けての姿の検討 「分析」と「検証」(6月～継続実施) ・利用者ニーズ ・提供サービスの内容 ・地域ニーズ、生活課題 ・持つべき機能 ・効果等	◆市町村と連携した、地域ニーズに基づく支え合いの仕組みづくり ◆今後市町村が策定予定の地域福祉計画での位置付け	◆福祉保健所地域支援室との部内協議(5～6月)	◆一定ニーズの掘り起こしや不足するサービスの提供がされているが、地域で見えた場合の実態把握が出来ておらず、今後個別に整理していくこととした。																																																																								
◆国への制度提案 国(内閣府、厚生労働省)へ年間を通じ取組み状況を踏まえ適宜実施	◆制度化の実現	◆厚生労働省及び内閣府への政策提言 「地域コミュニティの再生・強化と雇用創出」 (H22.5.10～5.11)	◆取り組みについては理解された。																																																																								

2 四半期	あったか の取組の 拡大 ネット 情報共有 ク・化 事業 継続の 取組 み 制度 化の 検討	◆未実施市町村 情報提供	◆(H22.8.1現在)29市町村 38ヶ所 新規雇用110名 ◆仁淀川町との事業実施に向けた協議 ◆越知町との事業実施に向けた協議 (10月からの事業開始予定) ◆市町村へ訪問し情報提供	◆仁淀川町については、受託事業者が不在のため引き続き検討 ◆越知町については、10月からの事業実施に向け詳細協議を引き続き行う。
		◆あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (7月、9月) ◆全国セミナーの開催(9月) CLC(全国コミュニティライフサポートセンター(仙台)) 日本福祉大学、県との共進	◆第1回あったかふれあいセンター推進協議会(H22.7.7) 参加者:26市町村、35事業者 110名 ◆県ホームページでの掲載(7月)	◆コーディネーターの役割について啓発ができた。 ◆各あったかふれあいセンター間の情報共有ができた。
		◆実態把握(市町村・受託事業者との協議)と今後の継続に向けての姿の検討 「分析」と「検証」(6月～継続実施) ・利用者ニーズ ・提供サービスの内容 ・地域ニーズ、生活課題 ・持つべき機能 ・効果等	◆市町村への過疎自立促進計画への事業記載依頼文書発送(H22.7.28) ◆福祉保健所地域支援室との部内協議(8/2～6)	◆策定依頼をしている市町村地域福祉計画等の中であったかふれあいセンターの位置付けを行ってもらい取組みを推進する。 ◆地域ニーズへの対応等、新たな事業展開などについて、各あったかの目指す姿について情報の共有ができた。市町村、事業者と今後の継続に向けての検討(分析と検証)を急ぐ。
		◆あったかふれあいセンター事業分析委託 委託先:日本福祉大学	◆日本福祉大学との委託契約の締結(8月) ・あったかふれあいセンターの事業分析 ・利用者調査 ・他県の地域共生サービスの取組事例調査 ・本県の取組の必要性について提言のとりまとめ	

3四半期	あつたかの大取組	◆未実施市町村 情報提供				
	ネット情報共有・ク化	◆部の広報戦略としてのメディア活用による県民への広報		◆おはようちでの「あつたかふれあいセンター」の広報を行う(10月予定)		
	事業継続の取組	◆実態把握(市町村・受託事業者との協議)と今後の継続に向けての姿の検討 「分析」と「検証」(6月～継続実施) ・利用者ニーズ ・提供サービスの内容 ・地域ニーズ、生活課題 ・持つべき機能 ・効果等				
	制度化の検討	◆国への制度提案 国(内閣府、厚生労働省)へ年間を通じ取り組み状況を踏まえ適宜実施				
4四半期	あつたかの大取組	◆未実施市町村 情報提供				
	ネット情報共有・ク化	◆あつたかふれあいセンター推進協議会の開催(2月)				
	事業継続の取組	◆実態把握(市町村・受託事業者との協議)と今後の継続に向けての姿の検討 「分析」と「検証」(6月～継続実施) ・利用者ニーズ ・提供サービスの内容 ・地域ニーズ、生活課題 ・持つべき機能 ・効果等				
	制度化の検討	◆国への制度提案 国(内閣府、厚生労働省)へ年間を通じ取り組み状況を踏まえ適宜実施				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>小規模でありながら子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で子育てや生活支援、介護などの必要なサービスを提供することを目的に、市町村が設置する「あつたかふれあいセンター」の整備促進。</p> <p>本県の実情に即した小規模で多機能な福祉サービスの提供を進めていく。</p> <p>ふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業補助金 補助先:市町村 補助率:10/10 補助期間:H21～23</p>	<p>◆あつたかふれあいセンター事業費補助金(H22.4.1交付決定) 29市町村(38ヶ所)、454,841千円</p> <p>◆あつたかふれあいセンター推進協議会開催1回(7/7)</p> <p>◆課、福祉保健所が市町村を訪問して、市町村事務担当者で現状や今後の方向性について協議(全市町村)</p>	<p>◆あつたかふれあいセンターの実施(8/1現在) 事業所 H21:28ヶ所 → 38ヶ所(+10ヶ所) 新規雇用 H21:76人 → 110人(+34人)</p> <p>◆参加者 110人(市町村32人、事業者60人、県等18人)</p> <p>◆あつたかふれあいセンターの実施(越知町)10月からの予定</p>	<p>◆高齢者や障害者など対象者ごとに縦割りでなく、誰でも身近に集える機能、集うを基本に中山間地域では高齢者の送迎や買い物サービスを行ったり、介護者や保護者の急病の時の一時預かりなど、地域に多種多様なサービスが提供されている。</p> <p>◆その中で、日頃出かけたり、話す機会が少なかった高齢者の方が集うことで笑いが生まれ喜びや生きがいを感じていただけており、こどもと高齢者の世代を超えたあつたかふれあいも生まれている。また、センターではこどもを預かることで、就労支援に繋がっている事例もある。</p> <p>◆新たなニーズの掘り起こしと生活課題へのサービス展開も図られてきている。</p> <p>◆実施場所として地域で遊休施設となっているものが活用されている。(旧保育所1,旧小学校3,旧診療所1,計5件)</p>	<p>◆サービスは提供されているが、地域として見た場合の機能性や目指す姿についての整理・検討が十分でない。</p> <p>◆ふるさと雇用再生基金を継続活用しながら、それぞれのあつたかふれあいセンターごとに分析と検証を進め市町村と目指す姿を共有し、既存施策・制度の活用を含め、平成24年度に必要な施策を具体的に検討する。</p>

重点取組の名称	民生委員・児童委員活動の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	53	線表(課題整理シート) の掲載ページ	12
---------	----------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																											
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																										
1 四半期	1 活動しやすい環境づくり	◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ◆活動費に対する助成 ◆活動PRのためのジャンパー作製	◆地域見守り協定による見守りネットワークの充実強化 ◆民生委員・児童委員活動の住民への周知 ◆民生委員活動の温度差 ◆後継者不足(退任者の後任が見つからない)	(H21～)地域見守り協定ロゴマークの作成と活用 ◆ロゴマークを付けた配送トラックの出発式(こうち生協、22.4.6) ◆民生委員児童委員活動費補助金(交付決定) 110,406千円 一各市町村民協 補助単価 民生委員 58,400円(旧 52,560円) 会長 8,850円(7,965円) ◆活動ジャンパーの作製(3,000着)し貸与(5/12)	・活動の気運の高まり ・第10回記念大会(5/12)等で着用され、一体感や活動のPRにも繋がっている。なお、積極的な着用を要請しているが、活動内容によっては着用を控える場合もある。	○地域見守り協定の締結(H19～) 民間事業者、県、県民生委員児童委員協議会連合会との三者協定を締結 H19 4協定 高知新聞社・高新会、(株)サンブラザ、こうち生活協同組合、高知ヤクルト販売(株) H20 1協定 四国電力(株) H21 1協定 県下16JA・中央会 ○各地区の個別協定(H19～) 中央西管内:高知新聞販売所、土佐れいほく農協大川支所本川店、コスモス農協、郵便事業(株)伊野支店、大久保商店(本川)																											
	2 能の習得・技	◆中堅(2期目以上)研修の開催(2カ所)	◆民生委員・児童委員活動の温度差 ◆後継者不足(退任者の後任が見つからない)	◆中堅研修の開催 ・(6/16:須崎市) 59名参加 ・(6/17:高知市) 99名参加 【内容】講演「更なる民児協活動の役割について」 +事例演習 講師:KT福祉研究所 松藤和生氏																													
	3 選一斉改	◆市町村担当者説明会の開催 ◆市町村との新定数協議(5～6月)	◆後継者不足(退任者の後任が見つからない)	◆市町村担当者説明会(4/27) ・一斉改選事務のスケジュール等の周知																													
2 四半期	1 活動しやすい環境づくり	◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ◆日常生活を分かりやすく整理したハンドブックの作成(県民児連との掲載内容を協議) ◆活動(地域見守り協定含む)PR	◆市町村の個人情報の取扱	◆地域見守り協定 三者会(7/20) (県民児連役員、事業者代表、県) ◆活動ハンドブック作成(9月予定) ・持ち運べるA5版 ・活動の目的と役割、各種福祉制度の概要、関係機関の連絡先などを掲載、日々の活動での携帯と研修での活用を予定 ◆活動PR(TVおはようこうち)(9/26予定) ・民生委員の活動状況(会長インタビュー等) ・地域見守り協定締結事業者の活動紹介 など ◆各民児協の活動PR ・各民児協の日常活動(県民児連発行の記念誌掲載内容)を県HPで紹介(9月予定) ◆市町村の情報提供の実態調査(8/3～8/25)	◆今後県域での協定を活かし、より地域密着でネットワークを回すため各民協ブロック単位での協定の締結を目指すことを同意 一播多:JAはたと10民児協のブロック協定締結(8/5)																												
	2 知識・技能の習得	◆ブロック別研修会の開催(6地区) ◆新任(1期目)①2年目研修/3年目研修の開催	◆ブロック別研修会の開催 ・須崎地区 (7/6) ・中央西地区 (7/8) 各地区的研修内容 講演、活動報告など ※中央西地区:知事講演 ・播多地区 (7/15) ・高知市 (7/16) ・中央東地区 (7/17、7/27) ・安芸地区 (8/22) ◆新任(1期目)研修の開催 ・3年目研修 (7/23) 23名 講演「民生委員活動のポイント」+事例検討 講師:KT福祉研究所 松藤和生氏 ・2年目研修 (8/3) 25名 演習・講義「相談支援のための傾聴技法について」 講師:産業カウンセラー 横本宏子氏	・活動について理解が向上 3年目研修 アンケート結果(研修全体の感想) 「大変良かった」(52%)、「良かった」(48%) 2年目研修 アンケート結果(研修全体の感想) 「大変良かった」(64%)、「良かった」(32%)、 「普通」(4%)																													
	3 一斉改選	◆社会福祉審議会民生委員専門分科会開催(9/15) (一斉改選委員候補者の審査) ◆推薦名簿の国への提出(9/30)	◆市町村定数決定(7月) ○民生委員・児童委員の定数 現定数(H19.12.1～H22.11.30) <table border="1"> <tr> <th>地区担当</th> <th>主任児童委員</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>高知市以外</td> <td>1,599</td> <td>114</td> <td>1,713</td> </tr> <tr> <td>高知市</td> <td>689</td> <td>56</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,288</td> <td>170</td> <td>2,458</td> </tr> </table> 新定数(H22.12.1～H25.11.30) <table border="1"> <tr> <th>地区担当</th> <th>主任児童委員</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>高知市以外</td> <td>1,597</td> <td>117</td> <td>1,714 (+1名)</td> </tr> <tr> <td>高知市</td> <td>689</td> <td>56</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,286</td> <td>173</td> <td>2,459 (+1名)</td> </tr> </table> ○市町村ごとの現定数からの増減 ……「増減なし」: 27市町村 「増減あり」: 7市町村 (増減の内訳) 「地区担当」(Δ2) …… 香南市(+1)、大豊町(Δ6)、いの町(+3)、仁淀川町(Δ3)、中土佐町(+1)、日高村(+2) 「主任児童委員」(+3) …… 土佐清水市(+2)、中土佐町(+1)	地区担当	主任児童委員			計	高知市以外	1,599	114	1,713	高知市	689	56	745	計	2,288	170	2,458	地区担当	主任児童委員	計	高知市以外	1,597	117	1,714 (+1名)	高知市	689	56	745	計	2,286
地区担当	主任児童委員	計																															
高知市以外	1,599	114	1,713																														
高知市	689	56	745																														
計	2,288	170	2,458																														
地区担当	主任児童委員	計																															
高知市以外	1,597	117	1,714 (+1名)																														
高知市	689	56	745																														
計	2,286	173	2,459 (+1名)																														

3四半期	1 活動しやすい環境づくり	◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ◆活動(地域見守り協定含む)PR				
	2 知識・技能の習得					
	3 一斉改選	◆定数告示(11月) ◆委嘱状伝達式(12/1) ◆活動ジャンパーの貸与、活動ハンドブックの配布				
4四半期	1 活動しやすい環境づくり	◆地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ◆活動(地域見守り協定含む)PR				
	2 知識・技能の習得	◆会長研修開催予定(1月:1か所) ◆新任研修開催予定(2月:5か所) ◆活動ハンドブックの活用				
	3 一斉改選					

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈購じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ◆民生委員・児童委員活動費に対する助成 ◆地域見守り協定による安全・安心の見守りネットワークづくり ◆日常活動などを分かりやすく整理したハンドブックの作成 ◆活動ジャンパーの作製	1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ◆民生委員・児童委員活動費補助金(交付決定)110,406千円 ◆(補助金のうち)活動ジャンパー作製3,750千円 ◆地域見守り協定三者会(7/20)	1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ◆3,000着作製し全委員に貸与 ◆幡多:JAはたと10児協協のブロック協定締結(8/5)	1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ◆大会等で着用され、一体感や活動のPRにも繋がっている ◆地域密着のネットワークが充実した	1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ◆民生委員・児童委員の周知とより活動しやすい環境づくり 一民生委員・児童委員のPRと地域見守り協定の県域指定を活用した地域でのネットワーク化の充実
2 民生委員・児童委員が職務に必要な知識・技術の習得支援 ◆研修の充実、強化 ◆新任(1期目)2年目、3年目研修(H22~)	2 民生委員・児童委員が職務に必要な知識・技術の習得支援 ◆2年目研修(1回)、3年目研修(1回)	2 民生委員・児童委員が職務に必要な知識・技術の習得支援 ◆2年目研修参加者:23名 3年目研修参加者:25名	2 民生委員・児童委員が職務に必要な知識・技術の習得支援 ◆活動についての理解が向上 3年目研修 アンケート結果(研修全体の感想) 「大変良かった」(52%)、「良かった」(48%) 2年目研修 アンケート結果(研修全体の感想) 「大変良かった」(64%)、「良かった」(32%)、「普通」(4%)	

重点取組の名称	自殺対策の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	54～56	線表(課題整理シート) の掲載ページ	27
---------	---------	----------------------	-------	-----------------------	----

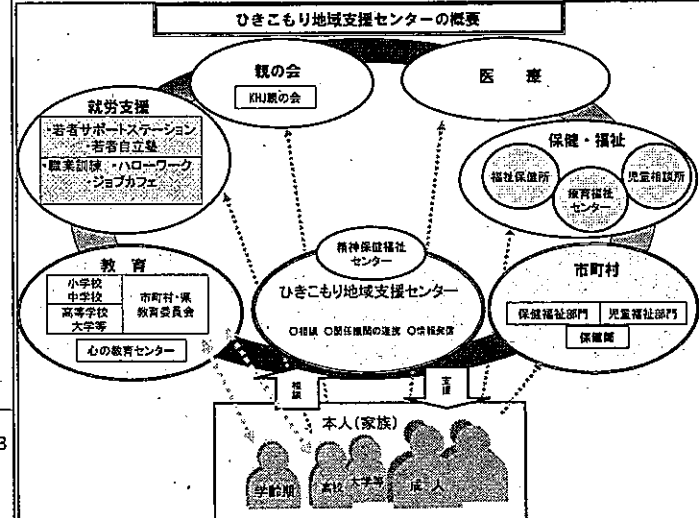
期	内容	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)																																											
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																												
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会準備	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆相談員の確保	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆9/12～9/18の多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会打ち合せ(県民生活・男女共同参画課等)	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆計画どおり相談員を配置し、相談に対応できる体制ができた	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	<p>自殺死亡者数の年次推移</p> <p>自殺死亡者数(単位:人)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>H9</td><td>H10</td><td>H11</td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr> <tr><th>男性</th><td>185</td><td>211</td><td>211</td><td>207</td><td>209</td><td>235</td><td>236</td><td>256</td><td>236</td><td>217</td><td>245</td><td>201</td><td>232</td></tr> <tr><th>女性</th><td>120</td><td>158</td><td>155</td><td>148</td><td>157</td><td>175</td><td>193</td><td>162</td><td>170</td><td>175</td><td>152</td><td>49</td><td>49</td></tr> </table> <p>参考:厚生労働省人口動態統計</p>	年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	男性	185	211	211	207	209	235	236	256	236	217	245	201	232	女性	120	158	155	148	157	175	193	162	170	175	152	49	49
		年	H9	H10	H11					H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																
		男性	185	211	211					207	209	235	236	256	236	217	245	201	232																																
		女性	120	158	155					148	157	175	193	162	170	175	152	49	49																																
		2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業:検討会の立ち上げ準備(関係団体との調整) ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修:委託契約	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆ネットワークづくり事業:関係機関との調整	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆精神保健福祉センターとネットワークづくり事業検討委員の候補者について打ち合せ ◆県医師会にネットワークづくり事業説明(6/10) ◆ネットワークづくり事業検討委員会委員の候補者の選定 ◆かかりつけ医心の健康対応力研修事業:委託契約(6/29)	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆ネットワークづくり事業の検討会の立ち上げに向けて準備が整った																																														
		3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成事業:カリキュラムの検討、県社協との協議 → 委託契約	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆傾聴の技法のカリキュラム時間数等の検討	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆産業カウンセラー協会と傾聴カリキュラム打合せ ◆県社協との協議(6/2) ◆委託契約締結(6/29)	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆研修カリキュラム(案)を作成、研修時間数を決定し、予定どおり契約締結した																																														
		4 相談支援体制の充実・強化 自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実強化 ◆心理職員の新規配置 ◆相談対応のための手引き印刷	4 相談支援体制の充実・強化	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺予防情報センターに心理職1名を配置(4/1～) ◆6月末時点の相談件数は、電話230件、来所15件の合計245件 ◆自殺対策市町村等研修(6/16)参加42名 ◆相談対応のための手引き「借金・経済問題への対応」の作成・配布	4 相談支援体制の充実・強化 ◆相談件数は増加傾向にある。相談内容の内訳は、その他(孤独感の訴え等)が約70%、健康問題18%、経済問題5%、勤務問題5%等 ◆市町村等での取り組みは啓発事業中心 一相談対応に関する研修等により人材育成を継続する ◆関係機関とのネットワークがうまく機能しているか検証が必要																																														
		5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自死遺族支援の集いのPRポスターの配布 ◆自殺未遂者支援事業:なでしこ会への委嘱、高知医療センターへの協力依頼等 ◆支援員の県外研修及び事前研修	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺未遂者支援事業:事業実施方法の検討	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族の集い 延べ参加者数17名(新規参加者3名)平日4/15、5/20、6/17、休日6/6 ◆自殺未遂者支援事業:実施方法について、県内及び精神保健福祉センターと話し合い	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:PRポスターの配布は、年度末に遺族が利用できる制度を載せたブックレット作製の際に合わせて作成 ◆支援員が受講する予定の国立精神神経センターの研修の実施が当初の予定より遅く11月実施となるため、支援員の活動開始を12月開始に変更する																																														
		6 普及啓発の促進 ◆自殺予防のテレビCM放送(5～7月) ◆自殺対策ラジオCM放送(5/30) ◆自殺対策啓発事業委託業務:委託契約	6 普及啓発の促進 ◆委託する事業内容の検討	6 普及啓発の促進 ◆自殺予防のH21制作テレビCM放送(5/10～7/31、83本) ◆自殺対策ラジオCM放送(5/30、2本)	6 普及啓発の促進 ◆ほぼ計画どおりの実施状況(H22制作テレビCM放送までの間、H21制作テレビCMを放送することとした)																																														
		7 市町村、民間団体への支援 ◆市町村自殺対策支援事業:市町村の自殺対策に対する支援(自殺対策強化事業費補助金交付決定) ◆民間団体自殺対策事業募集 ◆民間団体自殺対策事業審査会開催・支援団体決定・補助金交付決定	7 市町村、民間団体への支援 ◆民間団体募集方法、審査基準等の検討 ◆自殺対策強化事業費補助金未申請市町村への事業説明	7 市町村、民間団体への支援 ◆市町村自殺対策支援事業:自殺対策強化事業費補助金交付決定(5/10付9市町、6/15付2市町、他に9月補正で1町交付申請提出あり) ◆民間団体自殺対策事業募集(6/22～7/7)	7 市町村、民間団体への支援 ◆H22計画にあがっている市町村からは予定どおり補助金交付申請がある見込み(宿毛市:9月補正で申請予定) ◆民間団体自殺対策事業募集について4団体から応募があったが、現在審査中、補助金交付決定は8月の見込み																																														
		8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆高知いのちの電話活動強化支援事業費補助金補助対象事業(4月補助金交付決定) ◆6月事務所移転 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月3回開催)	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆事務所移転に係る庁内連絡調整 ◆駐車場、会議室の確保	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆電話相談活動強化支援事業:補助金交付決定(4/22) ◆事務所移転(6/1) ◆フォローアップ研修実施	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆事務所を移転したことで、電話相談の環境が向上し(安全な環境、備品等の整備)、相談員が安心して相談業務につけるようになった。ただし、いのちの電話の事務所内にミーティングができる部屋がない、24時間化に向けての仮眠スペース確保など、設備面での課題が出てきたので、今後検討が必要である。																																														
		2 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆心の健康相談と多重債務等の法律相談の合同相談会	1 多重債務の相談機関との連携した取組					1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会(9/12～9/18予定)		記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	<p>自殺者の年代別(平成21年)</p> <p>参考:厚生労働省人口動態統計</p> <table border="1"> <tr><th>年代</th><td>20歳未満</td><td>20歳代</td><td>30歳代</td><td>40歳代</td><td>50歳代</td><td>60～64歳</td><td>65歳以上</td></tr> <tr><th>割合</th><td>1%</td><td>5%</td><td>16%</td><td>12%</td><td>24%</td><td>12%</td><td>33%</td></tr> </table>	年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	割合	1%	5%	16%	12%	24%	12%	33%																					
				年代	20歳未満					20歳代	30歳代				40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上																																	
				割合	1%					5%	16%				12%	24%	12%	33%																																	
2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業検討会立ち上げ ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業検討会(年間5回開催) ※検討内容:紹介する対象者の範囲や紹介先の医療機関、紹介方法等(チェックリスト、紹介手順、専用紹介状の作成など)																																																			
3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(年2回)年間100人養成 ◆高齢者こころのケアサポーターのPR(ポスター、リーフレット印刷)	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター活動内容検討			3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修研修企画委員会(8/17予定)																																															
4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策連絡協議会(H22第1回) ◆関係機関連絡調整会議(H22第1回) ◆生活保護ケースワーカーへの研修(東部、西部、中央部の3ヶ所)	4 相談支援体制の充実・強化			4 相談支援体制の充実・強化 ◆関係機関連絡調整会議第1回(8/13予定) ◆自殺対策連絡協議会第1回(9/10予定)																																															
5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自死遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員への事前研修、活動開始、支援員へのフォローアップ研修(随時)	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆なでしこ会への事業説明(7/14) ◆高知医療センターへの事業説明(7/22、8/4) ◆支援員への研修「自殺対策相談支援専門研修」(8/20予定)																																																		
6 普及啓発の促進 ◆自殺対策普及啓発事業:自殺予防週間におけるテレビ、ラジオCM、新聞広告、街頭キャンペーン等の実施 ◆自殺予防週間、自殺対策シンポジウム	6 普及啓発の促進 ◆自殺対策シンポジウムの内容の検討			6 普及啓発の促進 ◆自殺予防パンフレット「生きる・見守る・支える」印刷3,000部 ◆自殺予防のH22制作テレビCM放送(8/1～) ◆自殺対策シンポジウム(9/11予定) ◆自殺対策街頭キャンペーン(9/12予定)																																															
7 市町村、民間団体への支援																																																			
8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月3回開催) ◆中国・四国大会参加(9/30～10/2)	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フリーダイヤルの24時間化、年末年始(12/29～1/3)の1日5時間電話相談実施に向けての検討	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修実施																																																	
7 月末現在の自殺者数	<table border="1"> <tr><th></th><th>全国</th><th>高知県</th></tr> <tr><td>H21</td><td>19,969人</td><td>153人</td></tr> <tr><td>H22</td><td>18,821人</td><td>143人</td></tr> <tr><td>H22-21</td><td>-1,148</td><td>-10</td></tr> <tr><td>減少率</td><td>-5.7</td><td>-6.5</td></tr> </table>			全国	高知県	H21	19,969人	153人	H22	18,821人	143人	H22-21	-1,148	-10	減少率	-5.7	-6.5	<p>高知いのちの電話相談件数</p> <p>平成20年度: 14件 平成21年度: 543件</p> <p>※平成20年度は、精神保健福祉センターで受けた相談件数 平成21年度は、自殺予防情報センター開設(5/12)から3月末までの相談件数</p>																																	
		全国	高知県																																																
H21	19,969人	153人																																																	
H22	18,821人	143人																																																	
H22-21	-1,148	-10																																																	
減少率	-5.7	-6.5																																																	
5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆なでしこ会への事業説明、高知医療センターへの協力依頼等は7月となる																																																			
7 市町村、民間団体への支援 ◆民間団体自殺対策事業:補助金交付決定																																																			

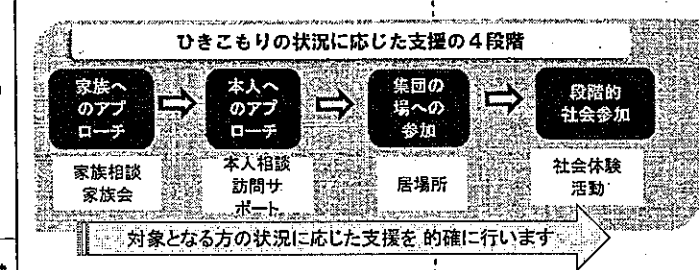
3 四 半 期	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆ワン・ストップサービスの実施				
	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業検討会(年間5回開催) ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修(年2回)年間200人受講				3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター研修の実施は、講師の都合上、11月以降の実施になる予定
	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修(年2回実施) ◆修了者へのピンパツの交付 ◆PRポスター、リーフレットの配布				4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策担当者研修 ◆傾聴ボランティア養成研修(5ブロック)11月以降
	4 相談支援体制の充実・強化 ◆自殺対策担当者研修 ◆傾聴ボランティア養成研修(5ブロック)11月以降				5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員へのフォローアップ研修
	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員へのフォローアップ研修				6 普及啓発の促進 ◆いのちの電話相談員養成講座の広報(新聞広告)
	6 普及啓発の促進 ◆いのちの電話相談員養成講座の広報(新聞広告)				7 市町村、民間団体への支援
	7 市町村、民間団体への支援				8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月月3回開催) ◆全国大会とアジア太平洋地域、電話相談カウンセリング・国際会議(11/6~11/7) ◆いのちの電話電話相談員養成講座の広報 ◆相談機関カード、啓発用リーフレット印刷 ◆平成23年度事業に向けての意向確認
	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月月3回開催) ◆全国大会とアジア太平洋地域、電話相談カウンセリング・国際会議(11/6~11/7) ◆いのちの電話電話相談員養成講座の広報 ◆相談機関カード、啓発用リーフレット印刷 ◆平成23年度事業に向けての意向確認	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆平成23年度事業の検討			
4 四 半 期	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ◆心の健康相談と多重債務等の法律相談の合同相談会				
	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業:モデル実施→検証 ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修(年2回実施)	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業:モデル実施の地域、範囲の検討			2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ◆かかりつけ医心の健康対応力向上研修は、県医師会の予定で1/22(高知市)、2/5(幡多会場)実施となっている
	3 高齢者と在宅介護者に対する支援				
	4 相談支援体制の充実・強化 ◆専門分野勉強会・電話相談員研修 ◆関係機関連絡調整会議(H22第2回) ◆自殺対策連絡協議会(H22第2回)				
	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺遺族支援事業:自死遺族の集い(平日月1回、休日年4回) ◆自殺未遂者支援事業:支援員へのフォローアップ研修、ブックレットの作成				5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ◆自殺遺族支援事業:PRポスターの配布
	6 普及啓発の促進 ◆自殺対策強化月間の広報(テレビCM、新聞広告等)				
	7 市町村、民間団体への支援				
	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ◆フォローアップ研修(8月と12月を除く10ヶ月月3回開催)				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
1. 多重債務の相談機関との連携した取組 多重債務者対策の充実	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ・自殺予防週間に合せた多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会 合同開催に向けて打ち合わせ(県民生活・男女共同参画課、精神保健福祉センター、高知市、精神保健福祉士協会、福祉保健所との調整) ■自殺予防週間 9/10~9/16	1 多重債務の相談機関との連携した取組 ・9/12~9/18多重債務者無料相談会及びこころの健康相談会 7日間の開催計画 ※通常の時間帯に相談機関に来所できない人にも対応 するため、日中の時間帯に加えて17:00~20:00の夜間、 土日の相談を実施	■高知市のみでの開催 ・開催地域(場所)の拡充について検討 ・相談員の確保	
2. うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり 【かかりつけ医心の健康対応力向上研修】 【かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業】 うつ病患者の身体症状(特に不眠)に着目し、一般診療科医の 外来を受診した人の中から、うつ病の可能性のある人を早期に 発見し、専門医につなぐ紹介システムを構築する	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ・県医師会とH22事業実施についての打ち合わせ、委託契約 【かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業】 検討会の立ち上げ準備(県医師会への事業説明、精神保健 福祉センターとの事業内容調整)	2 うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ・かかりつけ医うつ病対応向上力研修受講実績 平成20年度 95名 平成21年度 75名 計170名	■かかりつけ医の研修の受講者の拡大 開催場所、時期の検討 H22~24年度→200人×3年間=600人 ■ネットワーク事業のモデルの実施(H22年度)からシステムの段階的な実施 ・事業の実施地域・機関の拡大 ・医療機関間の診療協力体制の構築	
3. 高齢者と在宅介護者に対する支援 【高齢者こころのケアサポーター養成事業】 「こころのケアサポーター」を養成し、高齢者や在宅介護者の心 の健康づくりと、うつ病の早期発見につなげる ●ケアサポーター養成対象者 ・介護のケアマネジャー ・ホームヘルパー 等	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ・産業カウンセラー協会と傾聴のカリキュラム内容、開催時期等についての 打ち合わせ一仕様書作成 ・県社協との協議、委託契約 ・研修企画委員会開催の調整	3 高齢者と在宅介護者に対する支援 ・研修企画委員会開催(8/17) ・※県社協、産業カウンセラー、包括支援センター、 居宅介護支援事業所、精神保健福祉センター等	■養成したケアサポーターの活用(習得した技術を自殺対策に効果的に活かす) ・活動方法の確立→市町村、事業所との調整 ・ケアサポーター養成の継続(H22~28年度→100人×7年間=700人養成)	
4-1. 相談支援体制の充実・強化 【自殺予防情報センター事業】 地域における個別のケアにあたる関係機関のネットワークの構築 強化を図るとともに相談支援体制充実のため、人材の育成を行 う	4-1 相談支援体制の充実・強化 ・自殺予防情報センターにおける相談支援体制の強化 心理職1名を新規配置 ・自殺予防関係機関連絡調整会議(第1回)8/13予定 22ヶ所に案内送付済み ・自殺対策連絡協議会(第1回)9/10予定	4-1 相談支援体制の充実・強化 ●相談件数(H22.7末):330件 月平均 82.5件 ・H21年度:513件 月平均 46.6件 ◇紹介14件:医療機関5、福祉事務所4、消費生活センター2、 市町村2、その他1 ◇相談内容:健康問題46、経済問題21、勤務問題19、 家庭問題15、その他229	■ネットワークが有効に機能しているかどうかの検証とメンテナンス ・具体的に相談機関から「つないだ人」の「相談結果」が把握できるシステムの構築	
4-2. 市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者 に対する研修の実施 ・生活保護ケースワーカーへの研修 ・自殺対策担当者研修 ・傾聴ボランティア研修 ・専門分野勉強会:電話相談員研修	4-2 市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者に対 する研修の実施 ・自殺対策市町村等研修(6/16)	4-2 市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者に対 する研修の実施 ●傾聴ボランティア研修受講実績 平成21年度 101名 ●自殺対策市町村等研修(6/16) 参加者42名	■相談支援従事者の効果的な育成 ・生活保護ケースワーカー研修:年度当初の福祉指導課による新任者研修の中 で実施する方法も含めて検討 ・研修事業の継続 ■傾聴ボランティア養成の継続(H21~28年度→100人×8年間=800人養成)	
5. 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 【自死遺族支援事業】 地域や社会から孤立する恐れのある、自死遺族の心のケアを 実施する 【自殺未遂者支援事業】 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、心理的ケアや家族等の 身近な人の見守りに対する支援を行う	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 【自死遺族支援事業】 自死遺族の集い (平日4/15、5/20、6/17休日6/6) 【自殺未遂者支援事業】 ・事業実施方法について、課内及び精神保健福祉センターとの協議 ・なでしこの会への事業説明 ・高知医療センターへの事業説明 ・支援員の研修計画作成「自殺対策相談支援専門研修」 (8/20予定)	5 自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ●自死遺族の集い -4~6月:延べ17名(実8名)参加、うち新規参加者4名 事業実施方法について、課内及び精神保健福祉センターとの 協力体制確認、なでしこの会からの支援員推薦及び高知医 療センターから事業協力の内諾を得た。	■前年同月比10名減 減少率-6.5%(全国-5.7%) 【自死遺族支援事業】 ■自死遺族の集いの参加者が少数に留まっている ・対象者への周知方法の検討→効果的な広報の実施 【自殺未遂者支援事業】 ■高知医療センターのみの実施 ■支援員の確保 ・実施機関拡大と支援員の確保 ・支援員の資質向上のための研修の継続	
6. 基金事業等を活用した普及啓発の促進 【地域自殺対策緊急強化支援事業】 県民一人ひとりが自殺予防のために行動ができることを目指し て広報啓発を強力に実施する	6 基金事業等を活用した普及啓発の促進 ・テレビCM放送(H21制作分5/10~7/31、83本) ・啓発ラジオCM放送(5/30、2本) ・テレビCM放送(H22制作分8/1~) ・自殺対策シンポジウム(9/11予定) ・街頭キャンペーン(9/12予定) ・自殺予防パンフレット「生きる・見守る・支える」印刷3,000部	6 基金事業等を活用した普及啓発の促進 ●自殺予防情報センター相談件数(電話・来所) H21年度(5.12~):513件(月平均 47件) H22年度(7月末):330件(月平均 83件) ●高知のちの電話相談件数 H21年度 6,970件(月平均 581件) H22年度(7月末)2,896件(月平均 724件) →前年同月2,141件 +755件	■年間を通じた普及啓発活動の実施 ・平成23年度4月当初からマスメディアを活用した広報活動ができるよう準備する ・基金事業を活用した効果的な普及啓発事業の継続	
7. 市町村及び民間の取組みに対する支援の強化 【地域自殺対策緊急強化支援事業】 地域の実情を踏まえた自殺対策を実施するため、自主的に取 り組む市町村及び民間団体の活動を支援する	7 市町村及び民間の取組みに対する支援の強化 【民間団体自殺対策事業募集】(6/22~7/7) 民間団体4団体応募についてヒアリング、内容検討 【市町村自殺対策支援事業】 自殺対策強化事業費補助金交付申請、決定 →11市町交付決定済み(+9月補正待ち1市1町)	7 市町村及び民間の取組みに対する支援の強化 ・各団体とも、対面型相談事業、普及啓発事業を実施予定 電話相談支援事業、人材養成事業も実施予定あり ・分野は、生活困窮者支援、多重債務対策等 ・各市町村、普及啓発事業を実施予定、あわせて対面型相 談支援事業を実施が1市、人材養成事業が1町	【民間団体自殺対策事業】 ■応募団体が限られている 新規に自殺対策に取り組む団体の掘り起こし 【市町村自殺対策支援事業】 ■全市町村での取組み ■普及啓発事業が中心、市町村で継続できる事業への取組み ・市町村の取組み強化に向けた支援の検討	
8. いのちの電話の24時間化に向けた支援 【電話相談活動強化支援事業】 高知いのちの電話活動強化支援事業費補助金	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ・高知いのちの電話活動強化事業費補助金:交付決定 (4/22付け 3,532,000円) 受講定員を30~50人に拡大 ・6/1事務所移転、備品整備 ・H22年度電話相談員養成講座(H22.1~12) 41名受講中(うち12名男性、当初44名参加→3名中断) H17:14名、H18:20名、H19:22名、H20:25名、	8 いのちの電話の24時間化に向けた支援 ●高知いのちの電話相談件数 H21年度 6,970件(月平均 581件) H22年度(7月末)2,896件(月平均 724件) →前年同月2,141件 +755件 ●事務所移転、備品等の整備により電話相談の環境が向上	■24時間化に向けての仮眠スペース確保や、事務所内でのミーティングができる 場の整備 ■相談員の増員、特に男性の確保(深夜・早朝時間帯の相談員の確保) ・設備面の改善 ・相談員確保のための普及啓発、特に男性への効果的な広報 ・資質向上のための支援の継続	

重点取組の名称	ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	57	線表(課題整理シート) の掲載ページ	28
---------	---------------------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→6月開催 ◆対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する連絡会議(年3回17機関)を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるようにする。 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→4月、5月、6月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実 ◆対象者からの電話、来所相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 ◆ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっており、ひきこもりの人数等その実態が把握できていない。 ◆平成21年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生775人(小166人、中619人)で、昨年度から73人減少したものの、全国8位と依然高い状態が続いている。 ◆ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 (1)開催が遅れ8月13日開催となった。 (2)個別ケースの検討→4月22日:7件、5月6日:3件、6月3日:3件 (3)6月末時点での相談件数は、電話33件、来所44件の合計77件。相談者の年代別で見ると、20代が45%、30代が29%、10代と40代以上が各12%となっている。	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 (1)当初計画より開催が遅れ8月13日開催となった。 (2)1月1回の定期的な開催により、情報交換ができています。 (3)昨年度より相談件数は微増であったが、新規来所相談者が全体の約半数を占めるなど、徐々に広がりを見せている。	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→6月開催 ◆対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する連絡会議(年3回17機関)を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるようにする。 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→4月、5月、6月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実 ◆対象者からの電話、来所相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談支援体制の構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→6月開催 ◆対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する連絡会議(年3回17機関)を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるようにする。 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→4月、5月、6月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実 ◆対象者からの電話、来所相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。	 <p>ひきこもり地域支援センターの概要</p> <p>親の会、医産、就労支援、教育、市町村、本人(家族)と連携するネットワークを示しています。</p>
	2. 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催の準備 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催の準備		2. 人材育成 (1)ひきこもり地域支援センターが講師と事前打ち合わせ (2)ひきこもり地域支援センターがいの町等と事前打ち合わせ	2. 人材育成 (1)人材養成研修会について、9月開催予定であったが、前倒し7月31日開催となった。			
	3. 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催→毎週1回(火曜日の午後) ◆ひきこもり親の会「やい鳥の会」が親同士の思いを共有できる場として「家族サロン」をH21年4月に立ち上げ、毎週1回精神保健福祉センター内の会議室で開催 (2)ひきこもり本人の居場所「青年の集い」の開催→毎月2回 ◆ひきこもり地域支援センターがひきこもり本人を対象とした室内スポーツ、料理、レクリエーションなどの活動ができる集いの場をH21年12月から毎月2回精神保健福祉センター内のグループ室で開催	3. 居場所づくり ◆「青年の集い」の周知、広報に工夫が必要	3. 居場所づくり (1)1回平均8名程度の参加 (2)1回平均3名程度の参加	3. 居場所づくり (1)「家族サロン」は、1回平均8名程度の参加。居場所として認知され、参加人数も増えてきた。 (2)「青年の集い」は、1回平均3名程度の参加。20代の参加者が中心で毎月2回の実施であるが、回数の増を検討する。			
	4. 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜	4. 個別支援の充実 ◆ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所における個別支援へのスーパーバイズを行うことが必要	4. 個別支援の充実 (1)ひきこもり地域支援センターが家庭訪問1件(香美市香北町)実施 ◆いの町では、本年度から町内のひきこもり者の現状把握のうえ、社会参加に向けて個別支援を行う取り組みを始めており、6月9日に事例検討会を開催した。 ◆津野町でも、4月15日に事例検討会を開催した。	4. 個別支援の充実 (1)ひきこもり地域支援センターの家庭訪問1件は香美市、中央東保健所が定期的に支援中で、地域との連携ができてきた。 ◆いの町では、町内のひきこもり者53名について、平成22年度から2年間で元教員の相談員と町保健師3名で家庭訪問等を通し各ケース毎のひきこもりの原因や誘因を把握したうえで事例検討会を開催するなどきめ細やかな支援を行っている。ひきこもり地域支援センターといの町が月1回定期的に協議する必要性が出てきている。 ◆津野町は、町による継続支援中。定期的に事例検討会を行い、スーパーバイズする必要がある。			
	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレット及びひきこもり支援ガイドブックの作成・配布の作成・配布→相談機関リーフレットH22.6完了 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎開催の準備	5. 普及啓発の促進 ◆ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレット1,000部の作成・配布→H22.6月末完了 ◆配布先:市町村、福祉保健所、医療機関、相談支援事業所、心の教育センター等県相談機関、教育相談所等教育関係機関等 (2)精神保健福祉センター内で実施に向けた検討	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレットの配布により、今後県民への各相談機関の周知が期待できる。			



2四半期	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→8月、9月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)8月13日開催:25名出席 (2)8月、9月開催予定 (3)7月末時点での相談件数は、電話46件、来所63件の合計109件。(7月の相談件数は、電話13件、来所19件の合計32件)	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)8月13日開催
	2. 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催→9月開催 ◆ひきこもり本人、家族等の支援に従事する者等が、多様な状態のひきこもりに関する理解を深め、支援について学ぶことで地域におけるひきこもり支援を充実させることを目的に年2回開催 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催→8月、9月開催 ◆ひきこもり支援を重点的に取り組んでいる市町村の職員及びひきこもり支援を実施している相談機関を対象に、精神障害、発達障害についての理解を深めるための基礎講座を3カ所で開催	2. 人材育成 (1)人材養成研修会に参加している市町村保健師、地域活動支援センター等職員が34市町村のうち、16市町村にとどまっている (2)8月30日、9月29日開催予定	2. 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会 ◆市町村保健師、福祉保健所、相談支援事業所等職員に加え、医療機関から精神科医師が複数参加するなど、関心が高まってきている。参加者からは、見立てや支援の要点など勉強になった、もっと詳しく聞きたいといった前向きなアンケートが多く寄せられ、今後も人材養成研修会の必要性が認められる。
	3. 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催→毎週1回(火曜日の午後) (2)ひきこもり本人の居場所「青年の集い」の開催→毎月2回	3. 居場所づくり (1)1回平均8名程度の参加 (2)7月以降は5名参加	3. 居場所づくり (2)「青年期の集い」は、7月以降は5名の参加となり、社会参加につながる人が増えてきた。また、参加者から回数増の要望もでてきた。
	4. 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜	4. 個別支援の充実 (1)い町の事例検討会は7月7日、8月10日開催	
	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレット及びひきこもり支援ガイドブックの作成・配布の作成・配布→ひきこもり支援ガイドブックH22.9完了 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催→7月、8月開催 ◆相談窓口、家族会などひきこもり本人やご家族に必要な情報提供と地域住民等へのひきこもりに関する正しい理解の普及啓発を目的とした研修会の圏域毎の開催		
3四半期	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→10月開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→10月、11月、12月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実		
	2. 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催→12月開催 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催→11月開催		
	3. 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催→毎週1回(火曜日の午後) (2)ひきこもり本人の居場所「青年の集い」の開催→毎月2回		
	4. 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜		
	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレット及びひきこもり支援ガイドブックの作成・配布の作成・配布→完了 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催→11月開催		
4四半期	1. ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会議の開催→2月開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催→1月、2月、3月開催 (3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実		
	2. 人材育成 (1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催→完了 (2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催→完了		
	3. 居場所づくり (1)「家族サロン」の開催→毎週1回(火曜日の午後) (2)ひきこもり本人の居場所「青年の集い」の開催→毎月2回		
	4. 個別支援の充実 (1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催→適宜		
	5. 普及啓発の促進 (1)相談機関リーフレット及びひきこもり支援ガイドブックの作成・配布の作成・配布→完了 (2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催→1月開催		

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																														
<p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(1)関係機関連絡会議の開催(年3回-17機関、対象者の相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関で構成する連絡会議を開催し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるようにする。</p> <p>(2)若者サポートステーションとの情報交換会の開催(毎月1回)</p> <p>(3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の充実 対象者からの電話、来所相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。</p>	<p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(1)関係機関連絡会議の開催:8月13日</p> <p>(2)若者サポートステーションとの情報交換会:3回開催</p> <p>(3)ひきこもり地域支援センターにおける相談支援</p>	<p>1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化</p> <p>(1)8月13日:25名出席</p> <p>(2)個別ケースの検討-4月22日:7件、5月6日:3件、6月3日:3件</p> <p>(3)</p> <p>◆相談件数 (H22.7末):109件 月平均 27.3件 H21年度:250件 月平均 22.7件</p> <p>◆紹介件数 (H22.7末):4件(病院2、保健所・若者サポートステーション各1) H21年度:67件(若者サポートステーション13、保健所10、シニアカフェこうち6、病院5、その他33)</p> <p>◆新規来所相談者が全体の半数を占めるなど、徐々に広がりを見せている。</p>	<p>◆ひきこもり地域支援センターの昨年5月の開設を契機に、相談機関のネットワークが構築され、家族会による「家族サロン」やひきこもり本人の居場所「青年期の集い」など、支援体制が徐々に整備されつつある。</p> <p>(参考) ◆H22年7月に公表された内閣府の若者の意識に関する調査(ひきこもり調査)結果:全国に居住する5,000人の満15歳から39歳の者を対象</p>	<p>◆ネットワークが有効に機能しているかどうかの検証とメンテナンス</p> <p>◆具体的に相談機関から「つないだ人」の「相談結果」が把握できるシステムの構築</p>																														
<p>2 人材育成</p> <p>(1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(年2回)</p> <p>◆7月31日開催 講演:「ひきこもり相談支援の実践」岡山県精神科医療センター塚本副院長</p> <p>(2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(年3回)</p> <p>◆ひきこもり支援を重点的に取り組んでいる市町村の職員及びひきこもり支援を実施している相談機関を対象に、精神障害、発達障害についての理解を深めるための基礎講座を3カ所で開催</p>	<p>2 人材育成</p> <p>(1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催</p> <p>◆7月31日開催 講演:「ひきこもり相談支援の実践」岡山県精神科医療センター塚本副院長</p> <p>(2)ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(年3回)</p> <p>◆ひきこもり支援を重点的に取り組んでいる市町村の職員及びひきこもり支援を実施している相談機関を対象に、精神障害、発達障害についての理解を深めるための基礎講座を3カ所で開催</p>	<p>2 人材育成</p> <p>(1)ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会:77名出席</p> <p>◆市町村保健師11名、地域活動支援センター・相談支援事業所職員9名、福祉保健所8名、医療機関12名、教育関係9名、その他28名</p> <p>(H21年度参加者:2回延べ152名)</p> <p>◆34市町村のうち、16市町村参加</p>	<p>ひきこもり群の推計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査結果(割合)</th> <th>全国の推計値(万人)</th> <th>全国</th> <th>本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する</td> <td>1.19%</td> <td>46.0</td> <td>県ひきこもり46.0万人</td> <td>県ひきこもり2,539人</td> </tr> <tr> <td>ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける</td> <td>0.40%</td> <td>15.3</td> <td>県のひきこもり23.6万人</td> <td>県のひきこもり1,313人</td> </tr> <tr> <td>日更からは出るが、家からは出ない</td> <td>0.09%</td> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅からほとんど出ない</td> <td>0.12%</td> <td>4.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.79%</td> <td>69.6</td> <td>県のひきこもり69.6万人</td> <td>県のひきこもり3,852人</td> </tr> </tbody> </table>		調査結果(割合)	全国の推計値(万人)	全国	本県	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19%	46.0	県ひきこもり46.0万人	県ひきこもり2,539人	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける	0.40%	15.3	県のひきこもり23.6万人	県のひきこもり1,313人	日更からは出るが、家からは出ない	0.09%	3.5			自宅からほとんど出ない	0.12%	4.7			合計	1.79%	69.6	県のひきこもり69.6万人	県のひきこもり3,852人	<p>◆高知市のみでの開催</p> <p>◆開催地域(場所)の拡充について検討し、H23年度末までに全市町村の保健師、地域活動支援センター職員等に対する人材養成研修の実施を目指す。</p>
	調査結果(割合)	全国の推計値(万人)	全国	本県																														
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19%	46.0	県ひきこもり46.0万人	県ひきこもり2,539人																														
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどにはでかける	0.40%	15.3	県のひきこもり23.6万人	県のひきこもり1,313人																														
日更からは出るが、家からは出ない	0.09%	3.5																																
自宅からほとんど出ない	0.12%	4.7																																
合計	1.79%	69.6	県のひきこもり69.6万人	県のひきこもり3,852人																														
<p>3 居場所づくり</p> <p>(1)「家族サロン」の開催:ひきこもり親の会「やい鳥の会」が親同士の思いを共有できる場として「家族サロン」をH21年4月に立ち上げ、毎週1回精神保健福祉センター内の会議室で開催</p> <p>(2)ひきこもり本人の居場所「青年期の集い」の開催:ひきこもり地域支援センターがひきこもり本人を対象にした室内スポーツ、料理、レクリエーションなどの活動ができる集いの場をH21年12月から毎月2回精神保健福祉センター内のグループ室で開催</p>	<p>3 居場所づくり</p> <p>(1)「家族サロン」を開催するために家族の会と協議→毎週1回(火曜日の午後)</p> <p>(2)「青年期の集い」を開催するために家族の会や関係機関に周知し、体制整備→毎月2回(金曜日の午後)</p>	<p>3 居場所づくり</p> <p>(1)「家族サロン」は、1回平均8名程度の参加。居場所として認知され、参加人数も増えてきた。</p> <p>(2)「青年期の集い」は、1回平均3名程度の参加であるが、7月以降は5名の参加となり、社会参加につながる人が増えてきた。また、参加者から回数増の要望も出てきた。</p>		<p>◆本人や家族の社会参加につながる居場所が不足している</p> <p>◆地域活動支援センターの活用等による居場所づくりの検討が必要である(早期相談支援高知連絡会による地域活動支援センターの2階を活用した若者向けの就労等社会体験ができる場所の提供について事業予算化→H23年度高知市内に1カ所常設予定)</p> <p>◆各圏域において、居場所の整備を検討していく。</p>																														
<p>4 個別支援の充実</p> <p>(1)家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援や事例検討会の開催</p>	<p>4 個別支援の充実</p> <p>(1)ひきこもり地域支援センターが家庭訪問1件(香美市香北町)実施</p> <p>◆この町では、本年度から町内のひきこもり者の現状把握のうえ、社会参加に向けて個別支援を行う取り組みを始めており、6月9日、7月7日、8月10日に事例検討会を開催した。</p> <p>◆津野町でも、4月15日に事例検討会を開催した。</p>	<p>4 個別支援の充実</p> <p>(1)ひきこもり地域支援センターの家庭訪問1件は香美市、中央東保健所が定期的に支援中で、地域との連携ができてきた。</p> <p>◆この町では、町内のひきこもり者53名について、平成22年度から2年間で元教員の相談員と町保健師3名で家庭訪問等を通し各ケース毎のひきこもりの原因や誘因を把握したうえで事例検討会を開催するなどきめ細やかな支援を行っている。ひきこもり地域支援センターとの町が月1回定期的に協議する必要性が出てきている。</p> <p>◆津野町は、町による継続支援中。定期的に事例検討を行い、スーパーバイズする必要がある。</p>		<p>◆市町村等において、本人及び家族の支援ができる人材の養成が必要である。</p> <p>◆この町のひきこもり支援事業の取り組みを他の市町村に拡げていく。</p>																														
<p>5 普及啓発の促進</p> <p>(1)相談機関リーフレット及びひきこもり支援ガイドブックの作成・配布</p> <p>(2)ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催(年4回)</p> <p>◆相談窓口、家族会などひきこもり本人やご家族に必要な情報提供と地域住民等へのひきこもりに関する正しい理解の普及啓発を目的とした研修会の圏域毎の開催</p>	<p>5 普及啓発の促進</p> <p>(1)相談機関リーフレット1,000部を作成し、6月末に関係機関を通じて配布した。</p> <p>◆配布先:市町村、福祉保健所、医療機関、相談支援事業所、心の教育センター等県相談機関、教育相談所等教育関係機関等</p>	<p>5 普及啓発の促進</p> <p>(1)7月の相談件数は、電話13件、来所19件の合計32件と前月比微増であった。</p>		<p>◆ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報を広く県民に周知するためには、さらなる普及啓発が必要である。</p> <p>◆本人及び家族が相談できる機関の普及啓発について、実施方法を検討していく。</p>																														

重点取組の名称	セーフティネット施策の利用促進	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	58	線表(課題整理シート)の掲載ページ	15・47
---------	-----------------	------------------	----	-------------------	-------

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																																																																								
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																																																																							
1 1四半期	生活福祉資金貸付	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>◆円滑な貸付と相談体制の強化 生活福祉資金相談員の配置と国への制度延長の要望</p>	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>◆国の相談体制への支援は今年度限りとなっており延長が必要</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>◆各市社会福祉協議会の窓口対応の強化【生活福祉資金相談員の配置状況】 4月 5市 6名 5月 7市 8名(+2市、2名) 6月 9市 10名(+2市、2名)</p> <p>◆国への要望(5/11県単独)</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:SWI1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p> <p>◆相談件数、貸付件数とも依然多く残っているが、貸付決定は制度改正前と同じ処理期間で迅速に対応している</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>																																																																																							
	住宅手当の利用促進	<p>◆国の経済危機対策の一環として創設された離職者に対する住宅手当制度改正(4月)に伴う周知の徹底 主な改正点(対象者の収入要件の緩和、支給期間の延長、6ヶ月⇒9ヶ月等) ◇チラシの作成・配布 ◇さんさん高知への掲載 ◇傘下不動産業者及び家賃未納者への周知について不動産業者の団体への協力依頼</p>	<p>◆チラシの配布完了(3,000枚、5月上旬完了) 配布先:ハローワーク、福祉事務所、市町村、県・市町村社会福祉協議会等</p> <p>◆さんさん高知への掲載(6月号へ掲載完了)</p> <p>◆不動産業者の団体訪問(3団体訪問、5月末完了) 各団体からの協力受諾を得た。</p>	<p>◆住宅手当支給決定実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">平成21年度</th> <th colspan="4">平成22年度</th> </tr> <tr> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>96</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※安定した新規利用(ニーズ)が継続している</p>				平成21年度							平成22年度				10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	計	新規	17	10	18	22	14	15	96	10	19	20	59	延長	—	—	—	—	—	—	—	0	4	5	9	<p>(※)昨年度(H21)の取組状況</p> <p><低所得者への生活支援の充実(H21.10)></p> <p>○生活福祉資金の制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和(一部資金を除き、保証人のない場合でも貸付可能) ・貸付利率の引き下げ(一部資金を除き、3%→無利子又は1.5%に引き下げ)</p> <p>○臨時特例つなぎ資金の創設 ・公的資金の貸付までの間の生活費の貸付(上限10万円、無利子)</p> <p>○制度改正の周知 ・制度改正のチラシの配布(10,000部 H21.9~) (配布先)コンビニ、スーパー、郵便局、市町村、社協、ハローワークなど ・さんSUN高知への掲載(H21.10) ・県庁インフォメーションタワーでの掲示、TV・ラジオでの広報(H21.10)</p> <p>就労支援員の配置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所名</th> <th rowspan="2">就労支援員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中央東</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中央西</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>須崎</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>幡多</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>高知市</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>室戸市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>安芸市</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>南国市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>土佐市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>須崎市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宿毛市</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土佐清水市</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>四万十市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>香南市</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>香美市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>県計</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	就労支援員数	安芸	1	中央東	1	中央西	2	須崎	1	幡多	1	計	6	高知市	2	室戸市	1	安芸市	0	南国市	1	土佐市	1	須崎市	1	宿毛市	0	土佐清水市	0	四万十市	1	香南市	0	香美市	1	計	8	県計	14
		平成21年度							平成22年度																																																																																					
10月		11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	計																																																																																			
新規	17	10	18	22	14	15	96	10	19	20	59																																																																																			
延長	—	—	—	—	—	—	—	0	4	5	9																																																																																			
事務所名	就労支援員数																																																																																													
		安芸	1																																																																																											
中央東	1																																																																																													
中央西	2																																																																																													
須崎	1																																																																																													
幡多	1																																																																																													
計	6																																																																																													
高知市	2																																																																																													
室戸市	1																																																																																													
安芸市	0																																																																																													
南国市	1																																																																																													
土佐市	1																																																																																													
須崎市	1																																																																																													
宿毛市	0																																																																																													
土佐清水市	0																																																																																													
四万十市	1																																																																																													
香南市	0																																																																																													
香美市	1																																																																																													
計	8																																																																																													
県計	14																																																																																													
就労支援の強化	<p>◆生活保護受給者及び住宅手当受給者への就労支援体制づくり ◇県福祉保健所の就労支援員の増員 ◇市福祉事務所の就労支援員の増員 ◇県及び市の就労支援員が相互に連携して支援のスキルアップを図るための就労支援員協議会を設立</p>	<p>◆就労支援員の確保</p>	<p>◆県福祉保健所の就労支援員の増員 1名→6名(4月1日完了)</p> <p>◆市福祉事務所の就労支援員の配置 H21年度4名→8名(6月末現在) (未設置事務所:安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市)</p> <p>◆第1回就労支援員協議会の開催(5/31) 参加者:就労支援員14名 内容:先進事務所(土佐市、須崎市)の効果的な就労支援の事例を発表し、就労支援員相互の意見交換を行った。</p>	<p>◆就労支援員協議会の開催により、就労支援員が一同に会することで相互の連携が深まり、ノウハウの蓄積に繋がった。</p>																																																																																										
2 2四半期	生活福祉資金	<p>◆円滑な貸付と相談体制の強化 生活福祉資金相談員の配置と国への制度延長の要望</p>	<p>◆国の相談体制への支援は今年度限りとなっており延長が必要</p>	<p>◆各市社会福祉協議会の窓口対応の強化【生活福祉資金相談員の配置状況】 7月 10市 11名(+1市、1名)</p> <p>◆県社会福祉協議会の貸付相談体制の強化 8月~ 1名配置</p> <p>◆国への要望(8/3中四国9県共同)</p>	<p>◆窓口相談事務負担の軽減</p>																																																																																									
	住宅手当の利	<p>◆利用実績の集計・分析</p>																																																																																												
	就労支援の強化	<p>◆市福祉事務所の就労支援員の増員 ◆ハローワークの求人に加え、ハローワークで把握できない各地域での求人を対象者に紹介する法的な手続きである無料職業紹介事業の届出</p>	<p>◆各市における予算確保及び人材の確保 ◆就労支援員が県外で実施される職業紹介責任者講習を受講</p>	<p>◆市福祉事務所の就労支援員の増員(香南市) (7/1:8名→9名)</p> <p>◆職業紹介責任者講習受講済 1名(土佐市)</p>	<p>◆新たに就労支援員を配置した事務所でも、ケースワーカーとの同行訪問等により就労支援対象者リスト作りが進み、就労支援員によるマンツーマンの就労支援が開始された。</p>																																																																																									

3四半期	1 生活福祉資金貸付	◆次年度以降の国の動向把握(事業継続等)				
	2 住宅手当の利用促進	◆利用実績の集計・分析 ◆国・関係機関と連携した生活総合相談(ワンストップ・サービスデイ等)の実施 ◆無料職業紹介事業の届出	◆届出に必要な職業紹介責任者講習の受講			
	3 就労支援の強化	◆市福祉事務所の就労支援員の増員 ◆第2回就労支援協議会の開催	◆各市における予算及び人材の確保			
4四半期	1 生活福祉資金貸付					
	2 住宅手当の利用促進	◆利用実績の集計・分析				
	3 就労支援の強化	◆就労支援員の増員 ◆無料職業紹介事業の届出	◆各市における予算確保及び人材の確保 ◆届出に必要な職業紹介責任者講習の受講			

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
1 生活福祉資金貸付 低所得者世帯などの経済的自立・生活課題支援の助長促進を図るため、国の制度要綱に基づき県社協が行う生活福祉資金貸付と貸付相談体制の充実を図るため助成する。 生活福祉資金貸付事業費補助金	1 生活福祉資金貸付 ◆生活福祉貸付事業費補助金(交付決定)79,227千円 ◆貸付相談体制の継続実施に向け国へ政策提言 (・部長要望:H22.5.11 ・中四国民生部会長としての要望:H22.8.3)	1 生活福祉資金貸付 ◆貸付実績(4~6月)164件 ◆市町村社協の窓口相談員配置(10市11人) ◆県社協の貸付相談員配置(1人)	1 生活福祉資金貸付 ◆相談員の雇用12人と窓口相談事務負担の軽減	1 生活福祉資金貸付 ◆国の相談体制の支援は今年度限りとなり延長が必要
2 住宅手当の利用促進 離職者で住宅を喪失している者等に対して、最大9ヶ月の住宅手当を支給	2 住宅手当の利用促進 ◆チラシの配布等による周知 ◆さんさん高知への掲載による広報 ◆不動産業者の団体に対する協力依頼 ◆事業継続について国へ政策提言(部長要望:H22.5.11)	2 住宅手当の利用促進 ◆住宅手当の支給決定者数 (H21年度平均16.0件/月 → H22年度平均17.8件/月)		2 住宅手当の利用促進 ・平成23年度以降の事業継続
3 就労支援の強化 福祉事務所に配置する就労支援員を増員し、生活保護受給者の早期就労を促す	3 就労支援の強化 ◆就労支援員の増加(H21年度5人→H22年度15人) ◆事業継続について国へ政策提言(部長要望:H22.5.11)	3 就労支援の強化 ◆就労支援者数の増加(H21年度 人→H22年度 人)	3 就労支援の強化 ・就労者数の増加(H21年度 人→H22年度 人)	3 就労支援の強化 ・平成23年度以降も国費による事業継続 ・引きこもり等により直ちに求職活動が行えない状態の対象者の処遇⇒「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」の導入 ※ゴミ拾い、清掃活動等の体験を通じて社会参加→就労へと結びつける事業

重点取組の名称	介護予防と生きがいづくりの推進	日本の健康長寿県構想 掲載ページ	60-61	縦表(課題整理シート) の掲載ページ	18-20
---------	-----------------	---------------------	-------	-----------------------	-------

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 介護予防事業の効果検証 高知市・津野町をモデルに運動器の機能向上プログラムの効果を検証 ◆モデル市町村における現地調査・協議 ◆「介護予防の推進に関する評価検討会」を開催し取組方針の明確化 →5月中旬に開催 ◆高知大学への効果検証業務委託 →5月中旬に委託契約の締結 →6月以降、必要に応じて実施	1 介護予防の効果検証 介護予防事業の効果検証については、他都道府県での実施が少なく、調査内容検討のための情報が少ない	1 介護予防の効果検証 ◆モデル市町村との協議 → 4月2日、30日に実施 ・分析するデータの決定 (高知市:いきいき・かみかみ百歳体操参加者のデータ(体力測定、要介護認定等) 津野町:特定高齢者施策、地域サロン参加者のデータ(体力測定、生活実態、健診結果等)) ◆「介護予防の推進に関する評価検討会」→5月20日に実施 ・調査研究の方向性について了承 ◆高知大学への業務委託 → 5月31日に締結 ・データ分析の開始	1 介護予防の効果検証 モデル市町村ごとに情報の洗い出しを行い調査内容を確認することで、「介護予防の推進に関する評価検討会」において、効果的な検討協議につながった。			
	2 効果的なプログラムの開発 津野町をモデルに運動・栄養・口腔の複合的で効果的なプログラムの開発 ○栄養・口腔に関するモデル市町村支援検討会を開催し取組方針の明確化 →5～7月中旬に開催	2 効果的なプログラムの開発 栄養に関しては取組事例が少なく、他事例の情報収集が困難	2 効果的なプログラムの開発 ◆モデル市町村支援検討会の設置 → 5月7日 ・栄養、口腔について津野町、福祉保健所と専門家による検討会を設置 ◆栄養改善検討会の開催 → 5月18日 ・今年度の実施計画の確認 ◆現地協議(津野町) → 6月18日 ・栄養に関する実態調査(訪問調査)を実施(6月22日、29日) ・結果に基づきプログラムを検討	2 効果的なプログラムの開発 検討会の委員は実務担当者を中心とし、専門家をアドバイザーとしたことで、地域の実情・課題に応じてタイムリーな現地協議ができています。			
	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 地域で活動するリーダーが中心となって、住民主体の介護予防の実践活動を各地域で展開するしくみづくり ◆各市町村担当者への事業説明 →4月中旬に説明会、6月中旬に市町村ヒアリングを実施	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 市町村ごとの課題の明確化	3 住民主体の介護予防のしくみづくり ◆市町村担当者への事業説明 ○市町村担当者への事業説明会 → 4月27日に実施 ○市町村ヒアリングで個別に事業説明 → 6月17日～30日 ◆市町村の実施状況、課題把握 ・市町村における介護予防事業の目的が明確化されていないため、必要性の認識が十分ではない ↓ ◇福祉保健所と協働で市町村を支援 ・市町村ごとの課題把握シートの作成 ・市町村が介護予防の必要性の認識を高めるためのしなげを協議	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 市町村の現状を把握した上で、現状に応じて福祉保健所を中心とする個別の支援体制が必要			
	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆シニアスポーツ交流大会 →5月7・8・20・22日開催 ◆オールパワー文化展 →さんさん高知 広報素材提出(6月) ◆生きがいづくり事業について、県社会福祉協議会と実務者レベルの協議	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・生きがいづくり事業のメニューの固定化	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆シニアスポーツ交流大会開催 ・15競技: 60歳から92歳までの高齢者 1,121名が参加 ◆オールパワー文化展広報素材提出、市町村への出品目録用紙配布の協力要請 ◆高知県社会福祉協議会 地域・いきがい課担当職員と生きがいづくり事業について協議 ・生きがいづくり事業の内容について協議の結果、一部の高齢者でなく多くの高齢者が参加できるように見直しが必要であり、来年度に向けて具体的な方策について検討する	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 生きがいづくり事業の見直しについて、予算時期までに具体的方策を検討する			
	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・県老人クラブ連合会総会 ・公益法人制度改革への対応に対する支援	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 老人クラブ数、加入者の減少	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・老人クラブ総会で「日本の健康長寿県構想」における役割等について意見交換 ・公益法人移行への個別相談の実施	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 公益財団法人移行へ向けて今後具体的な取り組みを進める(今年度中に意思決定し、来年度申請)			
6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆大会基本構想の策定 第1回基本構想策定委員会の開催	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 策定委員会委員の人选	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆第1回基本構想策定委員会の開催(6/3) ・大会全体についての説明 ・大会マスコットの決定	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 健康や世代間交流の促進につながる基本構想となるよう審議を進める				
1 介護予防事業の効果検証 高知市・津野町をモデルに運動器の機能向上プログラムの効果を検証 ◆高知市、津野町におけるデータ分析の中間とりまとめ →8月中旬に分析結果について協議 ◆「介護予防の推進に関する評価検討会」を開催(9月中) ・追加調査等の協議		1 介護予防事業の効果検証 モデル市町村における情報を集約し、高知大学に提供 ※7月中旬にデータ提供予定だったが入力ミスがあり、継続作業中					
2 効果的なプログラムの開発 津野町をモデルに運動・栄養・口腔の複合的で効果的なプログラムの開発 ○栄養・口腔プログラムの検討 ・事業実施計画の立案(実施地区選定など)→8～9月に実施	2 効果的なプログラムの開発 どの地区をモデルに事業を展開するか等の事業計画の検討が必要	2 効果的なプログラムの開発 ◆口腔機能向上検討会の開催 → 7月23日、9月10日 ◆津野町での協議(栄養・口腔) → 7月30日、8月3日 ・プログラムの試案を取り入れた事業の計画の立案 ・モデル地区を選定					

2 四 半 期	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 地域で活動するリーダーが中心となって、住民主体の介護予防の実践活動を各地域で展開するしくみづくり ○介護予防支援事業補助金交付申請締め切り →8月末まで ○事業実施市町村との個別協議 →9月中旬	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 福祉保健所が中心となった支援が提供できるかどうか	3 住民主体の介護予防のしくみづくり ◆福祉保健所担当者課題共有 ・介護予防事業の体系的な事業実施ができておらず 効果が見えない市町村が多い。 ◆福祉保健所担当者対象の研修会の実施 ・福祉保健所長をコーディネーターとして、住民主体の活動について研修会を実施し、福祉保健所の効果的な市町村支援につなげる ○取り組み市町村の選定(8月末)	3 住民主体の介護予防のしくみづくり ・福祉保健所担当者との課題共有 → 8月4日～11日 ・福祉保健所担当者対象の研修会 → 9月上旬
	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・オールドパワー文化展 ⇒9月16～21日開催 ・シルバー介護士連絡協議会総会の開催(9月7日) ・シニア健康づくりリーダー養成研修の開催		4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ◆県社協 担当者との協議 ・9月中には、生きがい・健康づくり推進協議会を開催予定。 それに向けての協議を行う	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・生きがいづくり事業の方向性について検討 (県社協、県老人クラブ連合会などと協議)
	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・地域支え合い事業 ・健康づくりリーダーブロック別研修会		5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ◆地域支え合い事業における学習会、ブロック別研修会 ・研修後各市町村の地域包括支援センターと連携できるよう、それぞれのセンターから講師を紹介した。	
	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆大会基本構想の策定 ・市町村・競技団体説明会 ・大会テーマの募集 ・第2回基本構想策定委員会の開催	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ・実施種目および会場地市町村の調整	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆市町村・競技団体説明会の開催(7/1、3、5) 大会全体についての説明 実施種目、会場地市町村選定方針の説明 ◆大会テーマの募集(7/20～) 関係機関へポスター、チラシの送付 (ポスター700枚、チラシ10,000枚) さんSUN高知8月号、県HP、新聞記事 ◆第2回基本構想策定委員会の開催(8/24) 名称・愛称、会期、総合開・閉会式会場の決定 基本方針の検討	
	1 介護予防事業の効果検証 高知市・津野町をモデルに運動器の機能向上プログラムの効果を検証 ○追加調査結果の分析及びモデル市町村との協議 →10～11月 ○データ分析のとりまとめ →12月上旬 ○「介護予防の推進に関する評価検討会」による協議 →12月中旬			
	2 効果的なプログラムの開発 津野町をモデルに運動・栄養・口腔の複合的で効果的なプログラムの開発 ○モデル地区において複合的なプログラムの実施 →10～11月に実施	2 効果的なプログラムの開発 新たに検討したプログラムの妥当性と信頼性の検討 (プログラムの効果の評価)		
3 四 半 期	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 地域で活動するリーダーが中心となって、住民主体の介護予防の実践活動を各地域で展開するしくみづくり ○事業実施市町村に対するヒアリング(進捗状況確認) →10～11月			
	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・ねんりんピック石川2010への選手派遣 ⇒10月9日～12日			
	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・第50回高知県老人クラブ大会			
	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆大会基本構想の策定 ・第3回基本構想策定委員会の開催 ・第4回基本構想策定委員会の開催			
	1 介護予防事業の効果検証 高知市・津野町をモデルに運動器の機能向上プログラムの効果を検証 ○報告書の作成 → 3月下旬	1～3 「介護予防手帳」の広報について		
	2 効果的なプログラムの開発 津野町をモデルに運動・栄養・口腔の複合的で効果的なプログラムの開発 ○モデル地区での取り組みの分析 →1月下旬 ○栄養・口腔に関するモデル市町村支援検討会において効果的なプログラムの協議 →2月上旬 ○介護予防手帳の作成 → 3月中			
4 四 半 期	3 住民主体の介護予防のしくみづくり 地域で活動するリーダーが中心となって、住民主体の介護予防の実践活動を各地域で展開するしくみづくり ○事業実績報告書の提出 →2月下旬			
	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・生きがい・健康づくり推進協議会の開催			
	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援			
	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ◆大会基本構想の策定 ・第5回基本構想策定委員会の開催			

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立で数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
1 介護予防事業の効果検証 高知市・津野町をモデルに運動器の機能向上プログラムの効果を検証	1 介護予防の効果検証 ○モデル市町村との協議 → 4月2日、30日に実施 ○「介護予防の推進に関する評価検討会」→5月20日に実施 ○高知大学への業務委託 → 5月31日に締結	1 介護予防の効果検証 ○「介護予防の推進に関する評価検討会」において介護予防の効果検証にかかる調査研究の方向性を決定 ○調査研究に必要なデータの分析作業の開始 (8月中に結果の中間とりまとめを予定していたが、入力ミス等のため作業が遅れている)		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のわかりやすい効果と効果的なプログラム等を取り入れた介護予防手帳を作成し、それをツールとして活用し、福祉保健所と連携して市町村を支援していく。(介護予防手帳については、必要に応じてバージョンアップしていく。) ・市町村はもとより、市町村社会福祉協議会、老人クラブ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など県内の関係団体と協働の取り組みについて検討していく。 ・多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう効果や地域での活動について広く県民に周知する方法を検討し、実行していく。
2 効果的なプログラムの開発 津野町をモデルに運動・栄養・口腔の複合的で効果的なプログラムの開発	2 効果的なプログラムの開発 ○効果的なプログラム開発のためのモデル市町村支援検討会の開催 ※津野町をモデルに栄養実態調査及び栄養・口腔に関するプログラムの検討 ○効果的なプログラムを中心に「介護予防手帳」を作成し、普及啓発	2 効果的なプログラムの開発 ○栄養改善プログラムについて、津野町で「栄養に関する実態調査」の結果に基づき、事業を実施しながらプログラムを検討していくこととなった。 ○口腔機能向上プログラムについて、モデル地区で地元の歯科医師、福祉保健所歯科衛生士等の協力を得ながらプログラムの試案を取り入れながら事業を実施することとなった。		
3 住民主体の介護予防のしくみづくり 地域で活動するリーダーが中心となって、住民主体の介護予防の実践活動を各地域で展開するしくみづくり	3 住民主体の介護予防のしくみづくり ○介護予防支援事業補助金の創設 ○市町村担当者への事業説明会 → 4月27日に実施 ○市町村ヒアリングで個別に課題等の把握と事業説明 → 6月17日～30日 ※福祉保健所との協議により、10市町村をピックアップ中	3 住民主体の介護予防のしくみづくり ○市町村ごとの介護予防に関する課題が明らかになった。 ○福祉保健所ごとに重点市町村取り組み市町村を検討した		
4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 シニアスポーツ交流大会 ⇒5月7・8・20・22日開催 ・オールドパワー文化展 ⇒さんさん高知 広報素材提出(6月) ・高齢者情報誌の発行	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ○高知県社会福祉協議会への補助金 ○県社会福祉協議会担当者との協議	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ○シニアスポーツ交流大会:15競技 60歳から92歳までの高齢者 1,121名が参加	4 高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 (シニアスポーツ交流大会参加者の声) 高齢者が大会を目標に練習を継続 仲間ができた、体力がついたなど	
5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 ・県老人クラブ連合会総会 ・公益法人制度改革への対応に対する支援	5 老人クラブが行う社会参加活動への支援 県老人クラブ連合会、地域老人クラブへの補助金			
6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ・大会基本構想の策定	6 ねんりんピックの開催に向けた健康や世代間交流の促進 ○基本構想策定委員会の開催(第1回・6/3) ○大会テーマの募集(7/20～) 関係機関へポスター、チラシの送付 (ポスター700枚、チラシ10,000枚) さんSUN高知8月号、県HP、新聞記事 ○基本構想策定委員会の開催(第2回・8/24)	(第1回策定委員会) ・大会マスコットを“くろしおくん”に決定 (テーマ募集) ・テーマ応募件数 285件(8/23現在) (第2回策定委員会) ・名称・愛称、会期、総開閉会式会場の決定		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の大会開催のための準備をスムーズに進めるため、県民の方に対し積極的な広報活動を行い、大会への理解、協力を求める。 (次年度対応) ・大会実行委員会を立ち上げて、具体的な準備を進めるため、必要な体制、予算の確保に努める。また、関係団体や県民への周知を行い、大会開催への機運を盛り上げていく。

重点取組の名称	中山間地域における介護サービスの確保	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	62	線表(課題整理シート) の掲載ページ	23
---------	--------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
1 四半期	1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域介護サービス確保に向けた実態調査の準備及び調査の実施 ○市町村、ケアマネ、居宅介護サービス事業者への調査 ・介護サービスを維持確保するための支援措置の実施状況 ・居宅介護サービス利用の、各地区の充足状況(市町村ごとにマッピング) ・ケアマネが理想どおりのケアプランが立てられているかどうか。 ・理想のケアプランが立てられていない場合、その理由。 ・居宅介護サービスが無理なく提供できているかどうか。 ・サービス提供に制約や無理がある場合、その理由。 ・サービス提供の制約を解消するための方策。	1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域介護サービス確保について、どの市町村をモデルとするか		1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域介護サービス確保モデル市町村の選定【検討会参加市町村:四万十市(西土佐地区)、北川村、大豊町、大川村、仁淀川町、橋原町】 ◆中山間地域介護サービス確保モデル市町村との検討会実施(6月7日) 各市町村に、趣旨の理解と調査の協力依頼 ○検討内容 ・介護サービス確保対策についての説明 ・今後の検討スケジュール ・調査実施の依頼 ◆中山間地域介護サービス確保モデル市町村調査実施(6月17日～7月末) 【上記に加え、香美市(物部地区)、土佐町を加えた8市町村で実施】			
	2 国に対する政策提言 ◆どこでも必要な介護サービスが受けられるよう、国の制度としての仕組みづくりを目指し政策提言を行う。 (随時)			2 国に対する政策提言 ◆国に対する政策提言の実施(5月10日)			
2 四半期	1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域における介護サービスの実態調査の実施と調査結果のとりまとめ、分析、支援策の検討 ◆市町村、事業者に対するヒアリング	1 サービス確保対策の検討 ◆来年度予算に向けた調査のスケジュール管理 ◆予算要求と国への政策提言ができるような分析、検討とすること。		1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域介護サービス確保市町村の調査結果取りまとめ ○市町村を通じて報告のあった調査結果(7月末時点) ・ケアマネ:13事業者 ・居宅介護サービス事業者:19事業者	1 サービス確保対策の検討 ◆調査実施した市町村の在宅介護サービス提供状況が判明		
	2 国に対する政策提言 (随時)						
3 四半期	1 サービス確保対策の検討 ◆中山間地域介護サービス確保支援策まとめ ◆具体的な制度設計 ◆各市町村への支援策説明	1 サービス確保対策の検討 ◆事業者が、遠隔地も近所も分け隔てなくサービス提供できるように支援策とすること ◆該当市町村が、支援制度を実施できる実効性のある制度とすること ◆国が、国の制度として取り入れることができる普遍的で説得力がある制度とすること。					
	2 国に対する政策提言 (随時)	2 国に対する政策提言 ◆国の制度改正の検討を見据えた効果的なタイミング					
4 四半期	1 サービス確保対策の検討 ◆具体的な制度設計						
	2 国に対する政策提言 (随時)	2 国に対する政策提言 ◆国の制度改正の検討を見据えた効果的なタイミング					

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域での介護サービスの確保 ◆サービス確保対策方針、内容の検討 ◆実情を把握するための調査実施 ◆具体的なサービス確保対策の立案 ◆国の制度への取り入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中山間地域での介護サービス確保対策のため、県内中山間地域での介護サービスの提供状況の実態調査を実施(8市町村) ◆国への政策提言活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル市町村における、在宅介護サービスの提供状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域でも、必要な時に必要なサービスを受けられるようにするための、実効性のある支援制度とすること。 (次年度対応) ・具体的な支援の制度設計に基づき、中山間地域での介護サービス確保に努める。併せて、市町村、事業者への周知を行い、どこでも介護サービスを受けることができる体制を構築する。

重点取組の名称	地域ケア体制の整備	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	62～64	線表(課題整理シート) の掲載ページ	21,22
---------	-----------	----------------------	-------	-----------------------	-------

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四 半 期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備補助金交付先の募集(8月まで随時募集) ◆地域ケア体制整備に関する周知広報</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸 ・中芸地区地域ケア推進検討会(必要に応じて随時開催) (在宅で安心して暮らすため高齢者自ら必要な情報を伝えるツール「地域リハビリテーション連絡票」を、地域で定着させるための活動を検討する会議。中芸地区の医療機関、介護事業所、中芸広域連合等の関係者10名で構成) ・地域リハビリテーション連絡票検討部会(必要に応じて随時開催) (地域リハビリテーション連絡票に対する意見をもとに、地域の連携体制の構築や情報更新等の活用について検討を行う会議。中芸地区の医療機関、介護事業所、中芸広域連合等の関係者3名で構成) ・地域リハ連絡票の普及啓発活動実施 (北川村高齢者つどいの場等での地域リハ連絡票普及啓発)</p> <p>◆中央東 ○市部 ・在宅復帰支援システム検討事業(土佐長岡郡医師会)への支援 (南国市内の医療・介護の多職種・多機関の連携により、地域ケア体制構築を目指す) ・事例検討会 ・退院前カンファレンス等連携のための勉強会 ・資質向上を目的とした講習会等</p> <p>・訪問介護事業所の地域連携体制の強化 (本人・家族と関わり深い訪問介護員及び事業所の現状・課題を把握し、他機関との連携強化を図る) ・訪問介護事業所へのヒアリング調査 南国市(9)・香南市(2)・香美市(5)の訪問介護事業所</p> <p>○嶺北 嶺北の地域リハを考える会 (嶺北地域の医療、保健、介護、福祉の関係者が連携し、医療・介護の専門職の資質向上及び住民との顔の見える関係づくりを目指し、地域ケア体制を構築する) ・専門職対象の研修会開催 ・地域住民との勉強会 ・先進事例研修会</p> <p>◆中央西 ・地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 (管内の在宅医療に関わる専門職のスキルアップ、連携強化) ・研修会、調査・研究 ・先進地視察研修 等</p> <p>・土佐市地域ケア体制整備事業 (ケアマネ等からなる在宅移行支援検討チームによる、入退院時の移行支援や体制づくり) ・カンファレンスシート等の移行支援ツール開発 ・スタッフの力量向上</p> <p>◆高幡 ・高幡地域ケアネットワーク会議開催 (平成20、21年度の地域ケア整備構想推進事業費補助金を活用した事業メンバーの連携継続、拡大を図る。参加者:管内医療機関、介護保険施設、地域包括支援センター等)</p> <p>・ネットワーク会議を開催(年4回) ・地域の課題への取り組みについて、班ごとに検討 地域リハビリテーション連絡票の活用促進(須崎市) 保健・医療・福祉の連携による療養支援、生活支援(橋原町) 等</p>	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域の現状と課題解決に向けた補助金の活用ができるか。</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸 ・連絡票を活用した退院時ケアカンファレンス、事例検討会の開催等による多職種の連携システムづくり</p> <p>・地域リハ連絡票を高年齢者自身が記入し地域に普及啓発する体制や他町村への波及について検討が必要</p> <p>・地域包括支援センターの巻き込み</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備補助金交付決定通知:3件 (安芸郡医師会、南国市社協、ずっとここで暮らす応援団) ◆ラジオ広報番組で地域ケア体制整備に関するPR実施</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸</p> <p>・第1回地域リハビリテーション連絡票検討部会にて連絡票モデル運用等協議</p> <p>・北川村社協と地域リハ連絡票の記入支援の打合せ ・北川村民協定例会にて地域リハ連絡票の説明 ・北川村あったかふれあいセンターでの実際の連絡票記入支援</p> <p>◆中央東 ○市部 地域連携に関する勉強会・事例検討会(土長郡医師会)</p> <p>訪問介護事業所へのヒアリング準備</p> <p>○嶺北 嶺北の地域リハを考える会と事業実施について打ち合わせ 本山町健康福祉課長と地域ケア体制についての意見交換</p> <p>◆中央西 ・ずっとここで暮らす応援事業 事業実施に向けた関係者打合せ</p> <p>・土佐市地域ケア体制整備事業 事業実施に向けたスタッフ勉強会、打合せ等</p> <p>◆高幡 ・高幡地域ケアネットワーク会議開催準備と第1回ネットワーク会議への参加(4/28) ・高幡地域ケアネットワーク会議各班会の開催支援、参加 ・第1回ネットワーク会議開催(4/28) ・普及・啓発グループ班会(5/17、6/15) ・実態把握グループ班会(6/16) ・連携グループ班会(5/18、6/29)</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p> <p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>(1)医療・介護の充実、連携</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p>	<p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	

<p>◆幅多 「入退院連絡票」の作成 (土佐清水地区における、高齢者の入退院時に必要な情報共有のため、居宅介護支援事業所と医療機関との連絡に活用するシート) 情報交換会の開催と資料提供。必要があれば、講師を招いて勉強会を開催する</p> <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東 ○市部 ・認知症に関する啓発活動 実施主体: 管内3市社協、地域包括による普及啓発部会(随時開催) 活動内容: 認知症啓発劇DVDを活用した普及啓発の働きかけ 地域での見守り事例の発掘準備 認知症啓発の素材作成委員会立ち上げ、作業開始 (普及啓発部会の下に位置づけられる組織)</p>	<p>◆幅多 入退院連絡票は、年度内の運用を目指す</p> <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>	<p>◆幅多 土佐清水市ケアマネ連絡会と「入退院連絡票」について協議(4月5日、5月19日) 土佐清水市内の4つの居宅介護支援事業所から「入退院連絡票」の様式の項目について聞き取り(6月15日～18日)</p> <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p> <p>◆中央東 ○市部 ・普及啓発部会開催 認知症普及啓発素材づくり 認知症キャラバン・メイト情報交換会、養成講座の実施の方向性について確認 認知症啓発劇DVD配布 第1回啓発素材作成委員会</p>	<p>◆幅多 「入退院連絡票」 土佐清水市内の居宅介護支援事業所の協力を得て、統一様式(案)を作成した</p> <p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>
<p>◆中央西 「中央西地域 地域支え合い資源集」の活用 ※地域支え合い資源集: (地域の高齢者の暮らしを支えるため、地域に混在している身近な住民の困りごとと併せた集いの場や買い物、交通手段など各種サービス情報を収集、掲載) ・見守りネットワーク検討会の活動 ※見守りネットワーク検討会: (管内市町村、社協、民生委員で構成し、次の取組を行う) 見守りのポイントをまとめたリーフレット作成、周知 各市町村民生委対象の見守りの研修会開催</p>		<p>◆中央西 「中央西地域 地域支え合い資源集」の市町村や社協等に手渡しPRと活用依頼</p> <p>・H22年度の高齢者の見守りネットワーク検討会の事業案を市町村、社協と協議し了承を得る。</p>	
<p>◆高幡 認知症キャラバン・メイト養成研修の実施(横原町)</p> <p>認知症ケア体制構築事業(津野町) (地域で認知症高齢者を支えるケア職員の育成支援) 活動内容: センター方式基礎研修・フォローアップ研修 在宅で支える独居高齢者を支えるためのケース会議 認知症講演会 認知症ケア会議</p>	<p>◆高幡 認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター養成については、市町間で取り組みに差があり、また、十分な活動ができていない認知症キャラバン・メイトも多いので、市町間で情報交換をしながら、高幡圏域全体で活動を活性化させていく必要がある。</p>	<p>◆高幡 ・横原町認知症キャラバン・メイト養成研修(6/12)</p>	<p>◆高幡 ・既存の認知症キャラバン・メイトが多数、サポーターとして参加したことで、メイト同志の交流やフォローアップの意味を含めた研修ができた。 ・メイト数も倍増したので、メイトによるサポーター養成講座に繋げていくための支援が必要。 ・次回開催からは、グループワークはできるだけわかりやすく説明し、開催後は間をおかずサポーター養成講座が開けるような準備も事前に計画しておく必要がある。</p>
<p>◆幅多 ・地域の支え合い、見守り活動に関する支援 民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) (各市町村別民生委員児童委員協議会総会に参加し、地域の支え合い、見守り活動に関する情報収集を行う) 各市町村民生委員児童委員協議会における研修会開催 (地域の支え合い、見守り活動に関する情報交換) 幅多ブロック研修会実行委員会支援 地域見守り協定 支援</p>	<p>◆幅多 ・活動しやすい環境づくり ・他市町村活動の情報共有 ・地域見守り協定の市町村ごとの話し合い</p>	<p>◆幅多 ・民生委員・児童委員関係 ・総会支援 四万十市(中村地区)、宿毛市、大月町、黒潮町、三原村 ・研修会 黒潮町、大月町、三原村</p>	<p>◆幅多 総会等各会からの意見より、12月からの研修、情報提供の内容を検討。(認知症対策等)</p>
<p>(3)高齢者の住まいの確保</p> <p>◆幅多 ・住宅改修事例検討会の開催 (参加者:ケアマネ、地域包括支援センター職員) 開催日、会場等を決定して参加者を募る</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p> <p>◆幅多 ・居宅介護支援事業所のケアマネジャーから具体的な住宅改修事例が情報提供がなされるか</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p> <p>◆幅多 6月25日 住宅改修事例検討会の講師打ち合わせ</p>	
<p>(4)普及啓発</p> <p>◆中央東 ○市部 ・住民座談会(随時開催) ・普及啓発部会 シンポジウム等、取組み方針の決定 関係機関との調整</p> <p>○嶺北 ・住民座談会(随時開催) 内容:みんなで支える医療と介護 住まいについて(予定)</p>	<p>(4)普及啓発</p> <p>◆中央東 ○市部 ・シンポジウム実施について3市包括・社協に協力を得る ・審査会委員の選定</p> <p>○嶺北 ・住民座談会の参加者・協力者の確保</p>	<p>(4)普及啓発</p> <p>◆中央東 ○市部 ・住民座談会(香美市商工会・南国市) ・普及啓発部会で実施の方向性について確認 ・シンポジウム実施場所の選定 ・審査会委員選定の準備</p>	
<p>◆幅多 ・住民座談会 管内3箇所を実施。市町村等関係機関と協議のうえ実施地域選定。</p>		<p>◆幅多 5月22日 住民座談会:宿毛市平田町戸内地区(区長をはじめ地区の役員)に対して、事業説明と協力依頼</p>	

1 四半期	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員の専門性向上のための研修会の開催 (地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修) ◆実施要綱の制定と市町村への広報 → 4月中 ◆受講者の選定と決定 → 5月中 ◆養成研修スタート → 6月中 ※月1回程度 ◆介護予防プラン簡素化等による総合相談や権利擁護などの取り組み強化への支援 (介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議) ◆チーム会議設置要綱の制定 → 5月上旬 ◆第1回チーム会議の開催 → 6月中 <p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急ショートステイ確保に向けた準備 (市町村、特養への説明実施等) ◆緊急ショートステイ相談窓口開設に向けた準備 <p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護相談窓口の設置 ◆訪問看護ステーションへの運営、管理、技術面のコンサルテーション ◆事業の周知 <p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー (福祉住環境コーディネーター) の派遣による住宅改造への助言 <p>6 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆療養病床の転換意向調査 (県内の療養病床を持つ医療機関に対する、介護保険施設等への転換意向を調査。毎年実施) 	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ◆ニーズに応じた受講者の決定 ◆受講者の理解度に応じた内容の調整 ◆介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ◆国や県外先進地等の情報収集 <p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急ショートステイ確保対策協議会に全ての介護保険者 (市町村等) が参加すること ◆緊急ショートステイベッド数 (予算上20床) の確保に向けた調整 ◆緊急時受入が夜間・土日対応できるベッドの確保 <p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口の利用促進 <p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の身体の状態に応じた改造につながるよう支援者 (ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等) のスキルアップ ◆アドバイザー制度の周知 <p>6 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国の療養病床再編成の方針決定時期が不明確 (夏〜秋と思われる) 	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ◆実施要綱制定 → 4月8日 ◆市町村への広報 → 4月27日 (担当者会) ◆受講者の決定 → 12名 (定員10名) ◆主任介護支援専門員の確保が困難な市町村を事前にリストアップし、圏域毎に福祉保健所と協議 → 優先順位をつけて受講決定を実施 (5月14日に受講決定通知を送付) ◆第1回養成研修 → 6月8日 ◆介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ◆設置要綱制定 → 5月12日 ◆第1回チーム会議 → 6月4日 ◆介護予防支援の簡素化だけでなく、地域包括支援センター業務の実態把握と今後のあり方の検討を行うこととする <p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急ショートステイ確保対策協議会設立 ◆緊急ショートステイ体制づくり費補助金 (交付決定、県→協議会) ◆特養・介護保険者への、緊急ショートステイ事業実施に関する説明実施 ◆緊急ショートステイ相談窓口ポータル募集:1件応募 <p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護相談窓口の設置 (4月1日委託契約) ◆相談、コンサルテーション対応 (随時) ◆訪問看護支援事業の周知広報 (保険者への資料提供により、各市町広報を活用) <p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村担当者への事業の説明 (担当者会) ◆住宅等改造への補助 10件 ◆アドバイザー利用の助奨 3件 ◆アドバイザーによる助言 3件 <p>6 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆4月末時点での療養病床の転換意向調査 (96医療機関・前回 (22年1月) よりも意向未定が増加) 	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ◆「研修ふりかえりシート」を作成し、研修の前後で理解度や実践力に関するアンケートを実施。その結果を確認しながら研修内容を修正 ◆介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ◆当初は負担の大きい介護予防支援業務簡素化マニュアルの作成を目的としていたが、チーム会議での協議により、地域包括支援センターの実態把握が十分出来ていないのではないかという助言 → チーム会議の方向性の修正 <p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全介護保険者が緊急ショートステイ確保対策協議会に参加 (6月補正で予算化) ◆緊急ショートステイベッド数:17床 (14施設)。引き続き、20床確保に向けて施設と協議を行う。 ◆夜間・休日利用可能なベッドの確保数は不足。 <p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護に関する相談件数:20件 ◆訪問看護の相談窓口利用が多くなるよう、引き続き周知広報が必要 <p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アドバイザーの派遣について ◆利用した市町村より「また利用したい」との意見。 ◆利用の意向はあるが、申請者が改造を急ぐ等で利用につながらないケースがある。 <p>6 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護療養病床からの転換意向未定の主な理由 ◆24年度の医療・介護報酬同時改定を見定めてから判断したい。 ◆療養病床のニーズが高い ◆現利用者の転院先を見つけるのが困難 ◆国の療養病床再編成方針が曖昧
2 四半期	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>(1) 医療・介護の充実、連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安芸 ◆安心してショートステイを利用できる体制づくり ◆特養のショート入居について医療依存度の高い方の受入状況等調査 ◆特養調査票回収・聞き取り調査 (管内特養では重度者のショートステイ入居が困難な状況にあり、この調査をもとに看護・介護のスキルアップを図る) ◆管内特養との協議の場を設定 (予定) ◆第1回安芸保健医療福祉推進会議 (各地域における保健医療福祉の課題を協議し、2計画1構想に係る取組みの進捗管理を行う) ◆北川村介護予防教室での連絡票記入支援 <p>◆中央東 ○市部 ◆地域連携に関する研修会 (必要に応じて随時開催) ◆訪問介護事業所調査結果まとめ</p> <p>○嶺北 ◆訪問看護等ニーズ調査実施 ◆在宅医療機能の強化を目指し、必要な在宅医療サービスの検討を行うための調査</p> <p>◆嶺北地域医療介護関係機関情報交換会 ◆検討項目: ◆在宅医療・介護における訪問看護師の役割について ◆事例検討 ◆テーマ: ◆在宅へ「帰れそうだけど帰れない」事例を通して地域の解決すべき問題・課題を明らかにする。</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆モデル事業の補助終了後の状況はどうか <p>(1) 医療・介護の充実、連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安芸 ◆住民座談会での意見等を地域の具体的なサービスとして実現するために、中芸広域連合、町村等と協働した体制づくりが必要 <p>◆中央東 ○嶺北</p> <p>◆訪問看護ニーズ調査の対象者をどうするか (当初はケアマネジャーを対象者と想定していたが、訪問看護師の役割が十分認識されていないケースあり)</p> <p>◆課題解決に向け、情報交換会で訪問看護師の役割について講義を行う予定 (9月14日)</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域ケア体制整備補助金交付決定通知:3件 (嶺北の地域リハを考える会、土佐市、高知市居宅介護支援事業所協議会) <p>(1) 医療・介護の充実、連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安芸 ◆【中芸】 ◆連絡票モデル運用に係る関係機関への説明 ◆第1回地域ケア推進検討会にて地域リハ連絡票モデル運用等検討 ◆【管内】 ◆特養の医療依存度の高い方の受入状況等調査依頼 ◆【中芸】 ◆第2回地域リハビリテーション連絡票検討会にて地域リハ連絡票モデル運用の詳細等の協議 ◆北川村介護予防教室での実際の連絡票記入支援 <p>◆中央東 ○市部 ◆介護職レベルアップ講習 (土長郡医師会) ◆地域連携に関する勉強会・事例検討会 (土長郡医師会)</p> <p>◆訪問介護事業所調査結果まとめ ◆結果をもとに勉強会等実施し、それを通じて「在宅復帰支援システム検討事業」への参加を促し土長郡医師会事業との連携を踏む。</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p> <p>(1) 医療・介護の充実、連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安芸 ◆モデル事業終了後のリハ連絡票地域活用の方向性を確認できた ◆地域リハ連絡票は高齢者が健康や自分らしい暮らし方について考えるだけでなく、社協や役場職員も記入支援をとおして、高齢者の生活状況や思いを把握できた。

<p>◆中央西 地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 ・第1回研修会 ・「家に帰ろう」ハンドブック等の作成</p> <p>・土佐市地域ケア体制整備事業 ・先進地視察 ・検討会、報告会 ・在宅移行支援検討チーム会議</p>		<p>◆中央西 ・ずっとここで暮らす応援事業 ・7/10先進地視察(鳥取県) ・7/15第1回研修会 ・家に帰ろうハンドブック、リーフレット、団員バッジ等の作成</p> <p>・土佐市地域ケア体制整備事業 ・8/2-3先進地視察 ・8/19第1回検討会、先進地視察報告</p>	
<p>◆高橋 ・第1回高橋地域ケア推進会議の開催 (高橋地域ケアネットワーク会議の活動も含め、高橋地域ケア整備構想についての取り組み状況の審議)</p>		<p>◆高橋 ・第2回高橋地域ケアネットワーク会議参加及び各班会の開催支援、参加 ・普及・啓発グループ班会(7/13) ・実態把握グループ班会(7/14) ・第2回ネットワーク会議開催(7/30)</p>	
<p>◆幡多 ・「入退院連絡票」の作成</p>		<p>◆幡多 ・7月6日 土佐清水市ケアマネ連絡会 「入退院連絡票」の様式(案)を作成 ・7月13日～8月4日 土佐清水市内の医療機関に対して「入退院連絡票」の取り組みについて説明と協力依頼 ・8月13日 土佐清水市医師会長に「入退院連絡票」の取り組みについて説明と協力依頼</p>	
<p>◆高知市 ・よりよい暮らしを実現するケアマネジメント事業 (事業実施主体:高知市居宅介護支援事業所協議会 在宅を支える要となるケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上を図る) 活動内容: ケアマネジメント研修会(基礎研修・実践研修) サービス事業所合同研修会(基礎研修・テーマ別研修)</p>		<p>◆高知市 ・8/13 ケアマネジメント研修会(基礎研修) 参加者101名 ・8/14 ケアマネジメント研修会(実践研修) 参加者44名 ・8/13 サービス事業所合同研修会(基礎研修・テーマ別研修) 参加者42事業所 88名</p>	
<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆安芸 ・認知症講座の開催 (地域住民、介護、福祉、医療関係者向け)</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆安芸 ・認知症講座の開催(あつたかふれあいセンター、社協、地域住民、介護・医療関係者が172名参加)</p>	
<p>◆中央東 ○市部 ・認知症啓発素材完成</p>		<p>◆中央東 ○市部 ・第2回啓発素材作成委員会</p>	
<p>◆中央西 ・見守りネットワーク検討会の活動 高齢者の見守りネットワーク検討会(第1回、第2回)</p> <p>・いの町助け合いのまちづくり事業(仮称) (医療や介護が必要になっても住み慣れた「いの町」で暮らし続けよう、生活支援の取組みを行う) 活動内容: 生活支援ボランティア養成 助け合い組織立ち上げ、運営支援</p>	<p>◆中央西 ・検討内容を各市町村、各社協が足並みを揃えて実施できるのか。 ・リーフレットを独居高齢者に届けるため、民生委員児童委員等の協力が得られるか。 ・独居高齢者等の近隣での見守り者への周知方法</p>	<p>◆中央西 ・第1回高齢者の見守りネットワーク検討会の開催 リーフレット案の検討を行い、10月末に完成を目指す。啓発は民生委員児童委員委員の改選後に行うことを決定。</p> <p>・いの町助け合いのまちづくり事業(仮称) ・7/6打合せ ・7/15,8/3,8/12第1～3回・有償生活支援ボランティア組織立ち上げ準備検討会(世話人会)</p>	
<p>◆高橋 ・認知症地域支援体制推進事業(四万十町)検討会(第2回、第3回) ・認知症介護リーダー研修等修了者情報交換会 ・認知症サポーター養成講座(量販店)開催</p>	<p>◆高橋 ・情報交換会にできるだけ多くの認知症リーダーに参加してもらう必要がある。また、特定のリーダーに負担がかかっているため、複数のリーダーに会の運営の責任等を分散させる必要がある。 ・認知症サポーター養成講座は、日程の調整、対象(量販店)に合わせた内容の検討が課題</p>	<p>◆高橋 ・認知症地域支援体制推進事業(四万十町)第2回検討会出席(7/8) ・第1回認知症介護実践リーダー研修等修了者情報交換会</p>	
<p>◆幡多 ・地域の支え合い、見守り活動に関する支援 民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) (各市町村別民生委員児童委員協議会総会に参加し、地域の支え合い、見守り活動に関する情報収集を行う)</p> <p>各市町村民生委員児童委員協議会における研修会開催 (地域の支え合い、見守り活動に関する情報交換) 幡多ブロック研修会実行委員会支援 地域見守り協定 支援</p>		<p>◆幡多 ・地域見守り協定意見交換会支援 8/4 (高知はたJAと各法定民協との個別の活動協定締結)</p>	<p>◆幡多 ・民間事業所との見守り協定は、(株)高知新聞社 (株)サンブラザ こうち生活協同組合 (株)高知ヤクルト販売 (株)四国電力 JA高知の6事業所</p>

2 四半期	<p>(3)高齢者の住まいの確保 ◆播多 ・住宅改修事例検討会</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保 ◆播多 ・7月14日 住宅改修事例検討会(四万十ブロック) ・9月14日 住宅改修事例検討会(土佐清水ブロック)</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保 ◆播多 ・7月14日 住宅改修事例検討会(四万十ブロック) ・9月14日 住宅改修事例検討会(土佐清水ブロック)</p>	
	<p>(4)普及啓発 ◆安芸 ・住民座談会(中芸各町村で随時開催)</p>	<p>(4)普及啓発 ◆安芸 ・住民座談会での意見等を地域の具体的なサービスとして実現するために、中芸広域連合、町村等と協働した体制づくりが必要</p>	<p>(4)普及啓発 ◆安芸 ・住民座談会(中芸各町村で開催)</p>	
	<p>◆中央東 ○市部 ・住民座談会 ・シンポジウムプロポーザル募集→説明会→企画提案</p> <p>○嶺北 ・地域医療住民座談会 ・地域医療再生に関する住民大会</p>	<p>◆中央東 ○嶺北 ・地域住民との座談会等への町村の協力の確保</p>	<p>◆中央東 ○市部 ・住民座談会の開催(香美市商工会) ・シンポジウムプロポーザル審査会委員の決定</p> <p>○嶺北 ・座談会、住民大会開催に向けた準備打合せ</p>	<p>◆中央東 ○嶺北 ・住民大会のテーマ決定 地域でいつまでも安心して医療を受けることができるようにするために、急性期医療と回復期・維持期医療のあり方、居宅医療の考え方等についての講演やパネルディスカッションを行い、嶺北地域医療再生のための住民の意識啓発を促す。</p>
	<p>◆播多 ・住民座談会 市町村等関係機関と協議のうえ実施地域(3箇所)選定。</p>		<p>◆播多 ・7月29日 住民座談会:宿毛市平田町戸内区長と打合せ ・8月17日 住民座談会:四万十市西土佐大宮地区に協力依頼</p>	
	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ◆職員専門性向上のための研修会の開催 養成研修の開催 → 7/6、8/13、8/24、9/28 ◆介護予防プラン簡素化等による総合相談や権利擁護などの取り組み強化への支援 ・県外先進地視察:7~9月 ・第2回チーム会議:9月中旬</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ・受講者の理解度に応じた内容の調整</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ・第2回養成研修 → 7月6日 ◆介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ・県外先進地の情報収集と視察研修の依頼 → 神戸市・門真市 :9月16日 } 調整 前橋市 :9月21・22日</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p>
	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ◆緊急ショートステイ事業実施、相談窓口開設に向けた準備 ◆緊急ショートステイ事業開始 ◆緊急ショートステイ相談窓口業務の開始</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ◆緊急ショートステイ相談窓口が夜間・土日対応が可能か ◆緊急ショートステイ相談窓口業務の開始日の調整</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ◆緊急ショートステイ床確保施設との委託契約 ◆ケアマネジャーへの事業説明会実施 ◆緊急ショートステイ床確保の事業開始(8月1日~) ◆緊急ショートステイ相談業務プロポーザル審査会を開催し相手方を選定し協議中(8.1現在)</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ◆緊急ショートステイ床確保事業開始について新聞(高新(H22.7.28)、朝日(H22.7.30))に掲載</p>
<p>4 訪問看護事業の強化 ◆訪問看護支援事業に関する意見交換会</p>	<p>4 訪問看護事業の強化 ◆訪問看護支援事業意見交換会テーマ検討</p>	<p>4 訪問看護事業の強化 ◆訪問看護相談支援事業の周知広報(ケアマネへのチラシ配布)</p>	<p>4 訪問看護事業の強化 ◆訪問看護相談支援事業について、県の広報紙を見て相談してきた人がおり、広報の一定の効果が見られた。</p>	
<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による住宅改造への助言</p>	<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ◆アドバイザーの速やかな派遣</p>	<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ◆住宅等改造への補助 20件 ◆アドバイザーとの速やかな調整 アドバイザーによる助言 1件</p>	<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ◆工事完了後の評価(モニタリング)で、申請者が要支援状態から自立した生活を送られていた。</p>	
<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ◆国の療養病床再編成方針確認(随時) ◆医療療養病床から老健への転換(医療機関)について補助金申請</p>	<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ◆国の療養病床再編成の方針決定時期が不明確(夏~秋と思われる)</p>	<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ◆療養病床転換助成事業(補助金)を国へ申請</p>	<p>6 療養病床の円滑な転換支援</p>	
3 四半期	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備フォローアップ検討会開催</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備構想の短期的目標(平成23年度末)に対する進捗状況と今後の取組の整理が必要 ◆地域ケア体制整備補助事業者に対して効果的なフォローアップとすること</p>		
	<p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆中央東 ○市部 第1回保健医療福祉推進会議</p> <p>○嶺北 第2回嶺北地区医療福祉推進会議 地域医療再生計画について(予定) 嶺北地域医療・介護関係機関情報交換会</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携</p>		
	<p>◆中央西 ・地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 ・視察研修 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・在宅移行支援検討チーム会議</p>			
	<p>◆高幡 ・第3回高幡地域ケアネットワーク会議への参加 ・各班会の開催支援、参加</p> <p>◆高知市 ・ケアマネジメント研修会(実践研修)の実施 ・サービス事業所合同研修会(テーマ別研修)の実施</p>	<p>◆高知市 ・実践研修でリーダーケアマネの育成まで行えるか</p>		

5 住宅のバリアフリーの推進
◆住宅等改造事業に関わる専門職(ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等)への研修会実施に向けた地域包括支援センター等への働きかけ

<p>(2)高齢者を地域で支えあう見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東 <ul style="list-style-type: none"> ○市部 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症キャラバンメイト情報交換会 ・認知症キャラバンメイト養成講座 ○嶺北 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回嶺北地区医療福祉推進会議 ・認知症キャラバンメイト情報交換会 ・認知症キャラバンメイト養成講座 	<p>(2)高齢者を地域で支えあう見守り体制の構築</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ◆中央西 <ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク検討会の活動 ・見守り・見守られ上手リーフレット完成 ・各市町村において「見守り上手研修会」の開催を支援 いの町助け合いのまちづくり事業(仮称) <ul style="list-style-type: none"> ・準備検討会 ・賛同者募集 ・賛同者研修 ・発起人会 			
<ul style="list-style-type: none"> ◆高幡 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症キャラバン・メイト養成研修(中土佐町)の実施 ・認知症介護リーダー研修等修了者第2回情報交換会 ・認知症自動車運転に関する研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高幡 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症自動車運転に関する研修会は、誰を対象にどのような方向性で研修を行うか検討が必要。 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆幡多 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者連絡協議会設置に向けた研修会 ・市町村個別支援(年度中) ・民生委員・児童委員協議会 個別支援(年度中) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幡多 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、災害時要援護者対策がとられているが、台帳作成等に時間をとられ、想いはあっても情報を共有する機関との日ごろの見守り体制づくりまで、具体的な動きまでにはいたっていない。 		
<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>		
<p>(4)普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中央東 <ul style="list-style-type: none"> ○市部 <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム開催準備 ・委託契約 ・講師等選定準備 ○嶺北 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回嶺北地区医療福祉推進会議 ・住民座談会開催(3回×4ブロック) ・住民大会開催 ◆幡多 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会 	<p>(4)普及啓発</p>		
<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員の専門性向上のための研修会の開催 ・養成研修の開催 → 11/5、11/19、12/10 ◆介護予防プラン簡素化等による総合相談や権利擁護などの取り組み強化への支援 ・第3回チーム会議 → 10月中旬 ・第4回チーム会議 → 11月中旬 ※簡素化マニュアル(案)作成 	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p>		
<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆次年度に向けた介護保険者との協議(H22年度2月補正含む) ◆緊急ショートステイ床の確保事業の支出 	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事務局機能をどうするか(他団体への移管を検討) 		
<p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆次年度に予定している訪問看護支援事業の実施に向けた準備 	<p>4 訪問看護事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆次年度の訪問看護支援事業について、関係機関と協議のうえ、事業内容を検討 ◆訪問看護STの経営合理化 ・経理システム、レセプト請求の一元化 ・薬など医療材料の共同購入 等 		
<p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による住宅改造への助言 ◆専門職への研修の実施 	<p>5 住宅のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アドバイザー制度のさらなる周知 		
<p>6 療養病床の円滑な転換支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆療養病床転換方針未定の医療機関に対するヒアリング実施(随時) ◆高知県病床転換助成事業費補助金交付決定 	<p>6 療養病床の円滑な転換支援</p>		

4四半期

<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備フォローアップ検討会(第2回、第3回)開催</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ◆地域ケア体制整備補助事業者に対して効果的なフォローアップとすること ◆成果を他地域へどう広げていくか ◆事業者が補助終了後も継続的に取り組めるようフォローできているか</p>		
<p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸 ・第2回保健医療福祉推進会議 ・安芸市在宅介護・医療連携推進 ・中芸地区地域ケア推進 ・地域の認知症理解や見守りネットワーク作りの推進 等</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携</p>		
<p>◆中央東 ○市部 ・第2回保健医療福祉推進会議 ○嶺北 ・第3回嶺北地区医療福祉推進会議 ・嶺北地域医療・介護関係機関情報交換会</p>			
<p>◆中央西 ・地域包括ケアの仕組みづくり ・ずっとここで暮らす応援事業 ・第2回研修会、講演会 ・土佐市地域ケア体制整備事業 ・事例検討会 ・先進地視察</p>			
<p>◆高橋 ・第4回高橋地域ケアネットワーク会議への参加 ・高橋地域ケアネットワーク会議の班会の開催支援、参加 ・第2回高橋地域ケア推進会議の開催</p>			
<p>◆高知市 ・ケアマネジメント研修会(実践研修)の実施 ・サービス事業所合同研修会(テーマ別研修)の実施</p>			
<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆中央東 ○嶺北 ・第3回嶺北地区医療福祉推進会議</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>		
<p>◆中央西 ・見守りネットワーク検討会の活動 ・第3回高齢者の見守りネットワーク検討会 ・いの町助け合いのまちづくり事業(仮称) ・会員募集 ・生活支援ボランティア養成講座開催 ・設立総会、記念講演 ・パンフレット作成</p>			
<p>◆高橋 ・認知症キャラバン・メイトスキルアップ研修の実施 ・認知症介護リーダー研修等修了者第3回情報交換会</p>	<p>◆高橋 ・各市町間の認知症キャラバン・メイトの交流・情報交換の場を設け、活動の活性化を図りたいが、日程や場所、内容をどうするかが課題</p>		
<p>◆幡多 ・認知症キャラバンメイト フォローアップ研修 ・災害時要援護者連絡協議会設置に向けた研修会(1月) ・市町村個別支援(年度中)</p>			
<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>		
<p>(4)普及啓発 ◆中央東 ○市部 ・地域ケアシンポジウム開催 ○嶺北 ・第3回嶺北地区医療福祉推進会議</p>	<p>(4)普及啓発</p>		
<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ◆職員専門性向上のための研修会の開催 ・ケアマネジメントリーダー養成研修フォローアップ研修の検討 ※H23年度スタート予定 ※主任介護支援専門員連絡協議会等への委託の検討 ◆介護予防プラン簡素化等による総合相談や権利擁護などの取り組み強化への支援 ・第5回チーム会議 → 1月中旬 ・簡素化マニュアル作成 → 2月上旬 ・介護予防支援従事者研修会でマニュアルの説明 → 3月</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ◆地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ・フォローアップ体制の検討 ◆介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ・マニュアルの取りまとめ(国への協議)</p>		
<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ◆緊急ショートステイ床の確保事業の支出</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p>		

4四半期	4 訪問看護事業の強化 ◆訪問看護支援事業(国庫補助)への円滑な移行	4 訪問看護事業の強化			
	5 住宅のバリアフリーの推進 ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)による助言 ◆専門職への研修の実施 ◆アドバイザー派遣事業についての報告書の作成	5 住宅のバリアフリーの推進			
	6 療養病床の円滑な転換支援 ◆療養病床転換方針未定の医療機関に対するヒアリング実施(随時)	6 療養病床の円滑な転換支援			

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ・「地域リハビリテーション連絡票」などの活用による、病院や施設、地域での連携強化 ・独居高齢者や認知症高齢者を支える、地域での見守り体制の仕組みづくり ・住民座談会やシンポジウムなど、地域住民の在宅における介護への理解促進の取組み</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ・22年度地域ケア体制整備補助金の施行 ・ラジオ番組で地域ケア体制整備に係る取組み広報(6月・2回)</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ・地域ケア体制整備補助金申請:6団体</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備</p>	<p>1 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ・各圏域において、地域の実情に応じたケア体制の整備状況を面的に明らかにし、短期的目標である平成23年度末に向かって、体制整備がさらに必要な地域のフォローを重点的に行う施策につなげる。</p>
<p>(1)医療・介護の充実、連携 ◆安芸 中芸地区地域ケア推進検討会の取組みの推進 ・地域リハビリテーション連絡票モデル運用への支援 ・地域リハビリテーション連絡票を活用したカンファレンス開催への支援 ・地域リハビリテーション連絡票の地域展開 ・特養等介護サービス施設の自主研修会開催の支援 ・地域包括支援センターとケアマネジャーの連携推進</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携 ・第1回中芸地区地域ケア推進検討会を開催 ・北川村高齢者の集いの場における地域リハ連絡表記入支援 3ヶ所</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携 ・検討会メンバー10名参加</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携</p>	<p>(1)医療・介護の充実、連携 ・地域連携の促進が必要 ・各施設の資質現況に合わせた自主的な研修体制づくりが必要 ・北川村で高齢者自身が地域リハ連絡票を記入し、地域に普及啓発する体制や他町村への取組み拡大について検討が必要</p>
<p>◆中央東 地域で要介護者等を支えるケア体制の整備 ・「地域リハビリテーション連絡票」などの活用による、病院や施設、地域での連携強化 ・在宅復帰支援システム検討 ・中山間地域での介護サービスの確保</p>	<p>・土長郡医師会・中央東ブロックケアマネ連絡協議会等関係機関への事業協力(5団体) ・訪問介護事業所へのヒアリング調査(南国市内9事業所) ・嶺北の地域リハを考える会への地域ケア体制整備補助金活用への働きかけ ・医療・介護関係機関情報交換会の開催 ・訪問看護事業所へのヒアリング(嶺北地域3医療機関)</p>	<p>・関係機関が主導した事例検討会・勉強会の開催(3団体) ・訪問介護事業所へのヒアリング結果をもとに南国市包括が情報交換会の企画 ・嶺北の地域リハを考える会への補助金交付決定・事業計画 ・「帰れそうで帰れない事例」についての課題整理と共有する体制が始まった</p>	<p>・南国市で土長郡医師会が取り組んできた勉強会を通じて多職種連携のあり方を共有できたことにより書面での情報提供の重要性を確認できた。 ・嶺北の専門職が自らの資質向上と住民を巻き込んだ地域ケア体制の整備に取り組むことを決定した</p>	<p>・急性期医療の強化が必要 ・嶺北中央病院の急性期の受け入れが不十分 ・医療施設同士や医療と福祉の連携が弱い ・入院医療からの在宅復帰がスムーズに進んでいない ・退院・退所に向けた取組みが十分でない ・関係者の連携が少ない ・介護や医療の制度が理解されていない ・在宅医療や介護のサービス体制が弱い</p>
<p>◆中央西 ずっとここで暮らす応援事業 土佐市地域ケア体制整備事業</p>	<p>在宅療養支援の広報として、事例集200部、リーフレット200部、ポスター50部、マグネットステッカー30枚を作成し地域に周知 研修会、先進地視察実施</p> <p>研修会、先進地視察実施 在宅移行支援検討チーム会議開催</p>	<p>在宅療養支援の広報→事例集200部、リーフレット200部、ポスター50部を作成 研修会→1回開催(講話・事例検討、45名参加)</p>		
<p>◆高橋 高橋地域ケアネットワーク会議 高橋地域ケア推進会議</p>	<p>ネットワーク会議第1回頃崎ろしお病院、第2回くぼかわ病院で開催。 連携の班会2回、普及啓発の班会3回、実態把握の会2回開催。</p>	<p>・第1回参加者44名、年4回の開催と、高橋地域のすぐ取り組む課題について班に分かれて検討することが決定された。 ・第2回参加者30名、各班の取り組み状況が報告された。</p>		<p>補助金事業で得た成果を継続させていくことが課題。 (高橋地域ケアネットワーク会議は発足したばかりの会で、運営方法等も手探りの状態であり、今後どのように会議を継続、運営していくか。また、福祉保健所はどのように関わっていくか)</p>
<p>◆幡多 「入退院連絡票」の作成</p>	<p>土佐清水市内ケアマネ連絡会との協議(3回) 土佐清水市内の居宅介護支援事業所から様式の項目について聞き取り(4事業所) 土佐清水市医師会と市内の医療機関(3病院と1診療所)に対して、「入退院連絡票」の取組みについて説明と協力依頼</p>	<p>土佐清水市内の居宅介護支援事業所(4事業所)が共通で運用する「入退院連絡票」の様式(案)を作成した。</p>		<p>居宅介護支援事業所と医療機関との連携(利用者の情報共有)が十分にできていない。</p>
<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ◆中央東 ・認知症普及啓発素材作成委員会(2回)</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ・認知症普及啓発素材作成委員会(2回)</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築</p>	<p>(2)高齢者を地域で支えあう・見守り体制の構築 ・家庭の介護力が低下している ・地域の力が低下している</p>
<p>◆中央西 高齢者の見守りネットワーク検討会</p>	<p>21年度報告書作成(各市町村、社協)に配布、21年度の取り組みをもとに見守りの啓発リーフレットの作成し啓発活動を行うことなどを目的に検討会を開催。</p>	<p>22年度は検討メンバーを各市町村から行政、社協、民児協から代表を出してもらい検討会を実施。管内統一のリーフレットを用いた啓発、各市町村単位で「見守り上手研修会」開催を決定した。</p>		<p>検討内容を各市町村、各社協が足並みを揃えての実施 リーフレットを独居高齢者に届けるため、民生委員児童委員等の協力 独居高齢者等の近隣での見守り者への周知方法</p>
<p>いの町助け合いのまちづくり事業(仮称)</p>	<p>組織の体立上げと生活支援ボランティアの養成について、検討会(世話人会)3回開催</p>	<p>世話人3名増 組織名「助けあいたい伊野」に決定 賛同者募集開始</p>		<p>リーダー、コーディネーターの人材発掘 「助けあいたい伊野」が円滑に運営できるか否かはリーダー、コーディネーターの力量によるものが大きい。</p>
<p>◆高橋 キャラバン・メイト養成研修 キャラバン・メイトスキルアップ研修 認知症介護実践リーダー研修修了者情報交換会</p>	<p>圏域内で、キャラバン・メイト養成研修1回開催、サポーター養成講座を1回開催。 第1回認知症介護実践リーダー研修修了者等意見交換会を一陽病院で開催</p>	<p>精原町で17名、津野町で4名のキャラバン・メイトが養成された。 サポーター養成講座参加者83名 19名のリーダーが参加、施設での活動の状況を出し合った。</p>		<p>キャラバン・メイトの数が少ない市町があり、研修を受けても十分な活動をできていないメイトも多い。 認知症サポーターについても、地域で認知症の方を見守る体制を作っていくためには、まだ人数が不足しており、地域の住民や企業など、より身近な方を対象とした講座を実施していく。 参加する認知症介護実践リーダーが自主的にこの会を運営し、施設での活動の活性化に繋げていけるような会とすること。</p>
<p>(3)高齢者の住まいの確保 ◆幡多 住宅改修事例検討会</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保 7月14日 住宅改修事例検討会(四十万ブロック) 参加者:居宅介護支援事業所のケアマネジャー 28名、市町村職員 4名、地域包括支援センター職員4名</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保</p>	<p>(3)高齢者の住まいの確保 ・施工業者に対する啓発。事例検討会に参加したケアマネジャーから「介護保険における住宅改修の意味を理解できていない業者が多い」との意見が出た。 ・今年度から「住宅等改造アドバイザー派遣事業」が始まったため、次年度もこの事例検討会を続けていく必要がある。</p>

<p>(4)普及啓発 ◆安芸・中央東・幡多 住民座談会の開催 ◆中央東 シンポジウム開催</p>	<p>(4)普及啓発</p>	<p>(4)普及啓発</p>	<p>(4)普及啓発</p>	<p>(4)普及啓発 ◆幡多 ・地域ケア体制部会で委員(各市町村の担当課長)協力をお願いしても希望する地域がなく、担当が地域に入っていない協力してもらっているのが現状</p>
<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ○職員専門性向上のための研修会の開催 ○介護予防プラン簡素化等による総合相談や権利擁護などの取り組み強化への支援</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ○地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ・実施要綱制定 → 4月8日 ・市町村への広報 → 4月27日(担当者会) ・受講者の決定 → 5月14日 ・養成研修 → 6月8日、7月6日 ○介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ・設置要綱制定 → 5月12日 ・第1回チーム会議 → 6月4日</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化 ○地域包括ケアマネジメントリーダー養成研修 ・主任介護支援専門員の役割等に関する講義、演習に12名が参加 ○介護予防支援簡素化プロジェクトチーム会議 ・介護予防支援の簡素化だけでなく、地域包括支援センター業務の実態把握と今後のあり方の検討</p>		
<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ・緊急ショートステイ確保事業の協力施設(県内特養)・介護保険者(市町村等)への説明 ・夜間対応してもらえるよう夜間受入れ加算を導入 ・緊急ショートステイ体制づくり費補助金(交付決定6.18、県→協議会) ・ラジオ番組で地域ケア体制整備に係る取組み広報(6月・2回) ・緊急ショートステイ事業の周知(ケアマネジャーに対する説明会開催・約300名対象、マスコミ資料配付) (ケアマネ説明会:7.12(月)高知会場、7.15(木)幡多会場。その他、7.13(火)中芸・安芸、7.22(木)室戸で個別説明) ・緊急ショートステイ相談業務プロポーザルにより相手先を選定し、協議中(8.1現在)</p>	<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ・緊急ショートステイベッド確保数:17床(14施設)の委託契約締結 ⇒緊急ショートステイ床確保事業の夜間対応施設が少ない ・高知新聞(H22.7.28)、朝日新聞(H22.7.30)に掲載</p>		<p>3 ショートステイを活用した、介護者の緊急時の対応強化 ・8月1日から緊急ショートステイ確保事業をスタート(確保ベッド数17床)し、今後、利用状況により20床(予算上の上限数)の確保に向けた調整を要する。また、今年度の利用状況を基に、H23年度の確保数・確保施設の場所を介護保険者(市町村等)と協議(予算含む)する必要がある。 ・緊急時受入や夜間・土日対応できる施設が少ないことから、各施設と協議を行う。 ・緊急ショートステイベッド確保事業を運営する協議会の事務局を県に設置しているため、事務局機能の移管等を検討する。</p>
<p>4 訪問看護事業の強化</p>	<p>4 訪問看護事業の強化 ・訪問看護相談窓口の周知(チラシ配布・約1千部、さんさん高知7月号) (全介護保険者へチラシ配布:30保険者) (ケアマネジャーへチラシ配布:約250名) ・ラジオ番組で地域ケア体制整備に係る取組み広報(6月・2回)</p>			<p>4 訪問看護事業の強化 ・県内の訪問看護ステーションの多くは、比較的小規模で利用者の希望どおりの訪問ができにくく、職員の異動等により業務ノウハウの蓄積がなされていないという実情があり、そのため、ステーションの体制強化及び資質向上を図る必要がある。併せて、訪問看護サービス利用拡大のため周知広報も必要。 ・次年度においては、周知広報とともにステーションの訪問看護業務に付帯する事務処理等の業務をIT等により効率化し、人材を訪問業務に集中させて訪問看護の安定供給を図る。また、各ステーション間の連携を強化し、業務マニュアルの共有化等により資質の向上を図る。</p>
<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ◆住宅等改造への補助 ◆アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣による住宅改造への助言 ◆専門職への研修の実施 ◆アドバイザー派遣事業についての報告書の作成</p>	<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ・住宅等改造への補助 ・アドバイザーの派遣</p>	<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ・高齢者の身体状況に応じた住宅改造の実施と負担軽減 ・住宅改造に関わる専門職、市町村職員のスキルアップ</p>		<p>5 住宅のバリアフリーの推進 ・引き続き高齢者の身体状況に応じた住宅改造への補助と改造に関わる専門職のスキルアップにつながる支援を実施する。</p>
<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ・国の療養病床再編成の方針について確認 ・医療機関に対する円滑な転換支援</p>	<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ・療養病床転換意向調査の実施(96医療機関) ・国担当者への療養病床再編成方針について問い合わせ ・療養病床転換助成事業(補助金)を国へ申請</p>	<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ・介護療養病床からの転換意向が未定である医療機関が増加。 ※意向未定の主な理由 ・24年度の医療・介護報酬同時改定を見定めてから判断したい。 ・療養病床のニーズが高い ・現利用者の転院先を見つけるのが困難 ・国の療養病床再編成方針が曖昧</p>		<p>6 療養病床の円滑な転換支援 ・国の療養病床再編成方針が定まっていない。</p>

重点取組の名称	介護サービスの充実・強化	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	65,66	線表(課題整理シート) の掲載ページ	24
---------	--------------	----------------------	-------	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 ◆「こうち介護の日2010」開催委託業務 ○基本的事項の決定	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 ◆初めてのイベントであるため、関係機関(「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」メンバー)の合意形成	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 ◆「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を2回開催(5/21、6/4)し、「介護の日」のイベントに関する基本的事項について意見交換・調整を実施した。 ○関係団体の参画を確認	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 ◆関係機関の多様なニーズを調整し、基本的事項については合意を得た。			
	2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 → 実施機関の決定 (2)進路選択学生支援事業 → 実施機関の決定 (3)福祉・介護人材マッチング支援事業 → ハローワークでの説明会の開始(高知県社会福祉協議会) (4)職場体験事業 → 募集開始(県社協) (5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 → 前年度、介護保険サービス事業所に雇用された51名について、事業を継続 (6)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 → 国の内示、補助金交付申請、交付決定	2 多様な人材の参入支援 (1)21年度は養成校2校で実施したが、潜在的有資格者の把握が難しいことや、養成校に直接のメリットがないこともあり、本年度は検討中となっている。制度の趣旨を説明し、理解を求めていく。 (2)定員に対する入学者の充足率が6割未満であることが補助要件であり、養成校1校が対象外となった。	2 多様な人材の参入支援 (2)養成校1校に交付決定(6/1)他、1校検討中 (3)県社協と委託契約締結(4/1)、研修会の開催(6/2) (4)県社協と委託契約締結(4/19) (5)1名減の50名で継続 (6)国の内示待ち	2 多様な人材の参入支援 ◆養成校への働きかけを実施したが、事業の実施に至っていないものについては、再度の働きかけが必要 ◆県社協と連携し、介護現場の状況把握に努めることが必要			
	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 → 実施機関の決定 (2)重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業 → 公募型プロポーザル方式による候補者決定、委託業務の発注	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校への働きかけが必要。本年度、養成校の得意分野を活かした内容で実施できるよう、委託から補助事業に変更したこと等を説明し、理解を求める。また、介護現場にリハビリ関連の知識を深めてもらうため、リハビリテーション学校に対して働きかけを行う。	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校への働きかけを実施。また、介護事業所におけるリハビリテーションの知識の必要性から、高知リハビリテーション学院へ働きかけ、事業参加を確認。 (2)候補者の決定(6/25)	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援			
	4 介護保険事業所に対する支援 ◆複数事業所連携事業 ○委託 → 募集開始(県社協) ○補助 → 実施機関の決定	4 介護保険事業所に対する支援 ◆県社協による事業所間のマッチングの推進	4 介護保険事業所に対する支援 ◆複数事業所連携事業 ○県社協と委託契約締結(4/22) ○2グループに補助金交付決定(4/14、6/16)	4 介護保険事業所に対する支援 ◆当事業による連携の必要性を事業所に認識してもらった。			
	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆介護保険、障害福祉事業所への交付金の交付 ◆10/1〜キャリアパス・定量的要件の導入 (2)国への政策提言	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆21年度交付金実績報告書の審査 ◆キャリアパス・定量的要件の事業所に対する周知 (2)国への政策提言 早期の職種拡大、平成24年度以降の期限延長	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保			
	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆第4期介護保険事業支援計画(H21〜23年度)に基づく着実な施設整備 小規模特養 2箇所、小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 5箇所 小規模多機能型居宅介護 14箇所 認知症対応型デイ 13箇所・夜間対応型訪問介護 2箇所 スプリングラー整備 8箇所	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆設計協議や建設予定地見直し等で時間を要するため整備が遅れることが予想される。	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆交付決定 認知症グループホーム 2箇所 ◆市町村に対し、グループホームのスプリングラー早期設置を要請。	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆1四半期は、事業者の選定や設計協議の期間で、2四半期以降に交付決定を予定。 ◆スプリングラーは、利用者の安全対策のため、市町村とともに早期設置を促進していくことが必要。			
	7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 改築1施設(50床) 増築1施設(20床)	7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 ◆設計協議や工法の見直し等で時間を要するため、整備が遅れることが予想される。		7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 ◆1四半期は設計協議や工法の見直しに時間を要した。2四半期に交付決定の予定。			

2四半期	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)「こうち介護の日2010」開催委託業務 → 実施計画の決定及び公募型ポータル方式による候補者決定、委託業務の発注 (2)「福祉・介護の魅力」を伝えるパンフレット作成委託業務 → 公募型ポータル方式による候補者決定、委託業務の発注、パンフレットの配布 (3)介護・福祉従事者等の実態調査(委託) → 一般競争入札による業者決定、委託業務の発注による調査の実施 ○事業所が求める人材像 ○介護・福祉従事者の処遇実態とその意識 ○潜在的有資格者の就業に関する意識など</p>	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)候補者決定(7/16)、第3回「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(7/20)し、事業実施内容について検討。委託契約(8/19) (2)委託契約(8/5) (3)委託契約(8/16)</p>	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)候補者決定(7/16)、第3回「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」を開催(7/20)し、事業実施内容について検討。委託契約(8/19) (2)委託契約(8/5) (3)委託契約(8/16)</p>	<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)協議会メンバー等の参加確認。イベント内容の具体的な検討の開始</p>
	<p>2 多様な人材の参入支援 → 事業の実施 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 (2)進路選択学生支援事業 (3)福祉・介護人材マッチング支援事業 (4)職場体験事業 (5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 (6)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業</p>	<p>2 多様な人材の参入支援 ◆実施に至っていない事業については、関係機関への働きかけを継続していく</p>	<p>2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 ◆キャリアアップ支援研修事業 ◆介護福祉士会に補助交付決定(7/6)、研修会の開催(7/18) ◆養成校への働きかけを実施し、1校で事業参加を確認 (2)進路選択学生支援事業については、養成校への働きかけを実施し、1校で事業参加を確認 (3)研修会の開催(7/29、30)</p>	<p>2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 ◆潜在的有資格者再就業支援研修事業については、養成校への働きかけを継続する</p>
	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 → 事業の実施 (1)キャリア形成訪問指導事業 (2)重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業</p>	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 ◆実施に至っていない事業については、関係機関への働きかけを継続していく</p>	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)養成校への働きかけを実施し、1校で事業参加を確認。 (2)人材派遣会社と委託契約締結(7/1)</p>	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 -</p>
	<p>4 介護保険事業所に対する支援 → 事業の実施 ◆複数事業所連携事業</p>	<p>4 介護保険事業所に対する支援 ◆県社協による事業所間のマッチングの推進</p>	<p>4 介護保険事業所に対する支援 ◆1グループに補助金交付決定(8/11)</p>	<p>4 介護保険事業所に対する支援 ◆当事業による連携の必要性を事業所に認識してもらった。</p>
	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆介護保険、障害福祉事業所への交付金の交付 ◆10/1～キャリアパス・定量的要件の導入 (2)国への政策提言</p>	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要</p>	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆平成21年度末現在、高齢関係546事業所(77%)、障害関係238事業所(82%)に対して、交付金交付 ◆9月末までに申請が必要なため事業所に対して申請指導中 (2)中国四国部長会として、国に対し期限延長、職種拡大を要望</p>	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆小規模事業所では、事務処理が煩雑で負担感が大きい。 ◆8月末現在で、18事業所が手続き完了。未申請の事業所に早期手続きの指導が必要。 (2)国においても、期限延長の方向で検討中</p>
	<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆第4期介護保険事業支援計画(H21～23年度)に基づく着実な施設整備 小規模特養 2箇所、小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 5箇所 小規模多機能型居宅介護 5箇所 認知症対応型デイ 3箇所 夜間対応型訪問介護 1箇所 スプリングラー整備 8箇所</p>		<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆小規模特養→四万十市(交付決定)、香美市(H23に延期) ◆ケアハウス→土佐清水市(交付決定) ◆認知症グループホーム→四万十市・仁淀川町・中土佐町(交付決定)、仁淀川町・佐川町(未申請) ◆小規模多機能型居宅介護→高知市(交付決定) ◆認知症デイ→未申請 ◆夜間対応型訪問介護→未申請 ◆スプリングラー整備→交付決定(4ヶ所)、事前協議・調整中(4ヶ所)</p>	<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆未申請の理由 ◆認知症GH 仁淀川町→施工場所を選定中 佐川町→申請準備中 ◆小規模多機能型居宅介護→計画の調整及び事業者の選定に日時を要している ◆認知症デイ→計画の調整及び事業者の選定に日時を要している ◆今後の対応 ◆進捗状況を適時把握し、適切な対応を指導する。</p>
	<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 改築1施設(50床) 増築1施設(20床)</p>		<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 -改築(大月町・大月荘)→通常分50床、ショート10床交付決定(8/20) ◆増築(中土佐町・老健施設一特養への転換)→個室面積和(バブコメ)の省令施行後(H22.9月以降)、現計画の面積を縮小して申請予定。</p>	<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 【大月荘】 当初計画ではH23.10月開設予定。ただし、設計図面の変更に伴い、着工が遅れる予定。今後、工事の進捗状況に留意。</p>

3 四半期	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)「こうち介護の日2010」開催委託業務 → 事業の実施 (2)「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 → パンフレットの作成 (3)介護・福祉従事者等の実態調査(委託) → 調査結果の分析	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 ◆事業の実施と事業結果の検証			
	2 多様な人材の参入支援 → 事業の実施 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 (2)進路選択学生支援事業 (3)福祉・介護人材マッチング支援事業 (4)職場体験事業 (5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 (6)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業	2 多様な人材の参入支援 ◆事業の進捗管理			
	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 → 事業の実施 (1)キャリア形成訪問指導事業 (2)重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 ◆事業の進捗管理			
	4 介護保険事業所に対する支援 → 事業の実施 ◆複数事業所連携事業	4 介護保険事業所に対する支援 ◆事業の進捗管理			
	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆介護保険、障害福祉事業所への交付金の交付 ◆10/1～キャリアパス・定量的要件の導入 (2)国への政策提言	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要			
	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆第4期介護保険事業支援計画(H21～23年度)に基づく着実な施設整備 小規模特養 2箇所、小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 5箇所 小規模多機能型居宅介護 14箇所 認知症対応型デイ 13箇所 夜間対応型訪問介護 2箇所 スプリングラー整備 8箇所				
	7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 改築1施設(50床) 増築1施設(20床)				
4 四半期	1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)「こうち介護の日2010」開催委託業務 (2)「福祉・介護の魅力伝えるパンフレット」作成委託業務 (3)介護・福祉従事者等の実態調査(委託)				
	2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 → 補助金実績報告 (2)進路選択学生支援事業 → 補助金実績報告 (3)福祉・介護人材マッチング支援事業 → 委託料実績報告(県社協) (4)職場体験事業 → 委託料実績報告、支払(県社協) (5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 → 委託料実績報告 (6)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 → 補助金実績報告	2 多様な人材の参入支援 ◆事業実績の検証			
	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 → 補助金実績報告 (2)重点分野雇用創造・介護職員等養成支援事業 → 委託料実績報告	3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 ◆事業実績の検証			
	4 介護保険事業所に対する支援 ◆複数事業所連携事業 ○委託料実績報告(県社協) ○補助金実績報告	4 介護保険事業所に対する支援 ◆事業実績の検証			
	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 ◆介護保険、障害福祉事業所への交付金の交付 ◆10/1～キャリアパス・定量的要件の導入 (2)国への政策提言	5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 (1)介護職員の賃金改善に取り組む事業所への助成 介護職員のみが対象となっているため、他職種との賃金バランスの調整が必要			
	6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆第4期介護保険事業支援計画(H21～23年度)に基づく着実な施設整備 小規模特養 2箇所、小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 5箇所 小規模多機能型居宅介護 14箇所 認知症対応型デイ 13箇所 夜間対応型訪問介護 2箇所 スプリングラー整備 8箇所				
	7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 改築1施設(50床) 増築1施設(20床)				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) <講じた手立が数値的に見える形で示すこと>	アウトプット(結果) <インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと>	アウトカム(成果) <アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと>	課題と次年度の対応
<p>1 介護・福祉サービスの周知・理解を図るための普及啓発事業 (1)「こころ介護の日2010」開催委託業務 (2)「福祉・介護の魅力」を伝えるパンフレット作成委託業務 (3)介護・福祉従事者等の実態調査(委託)</p> <p>○「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」との連携による「介護の日」に合わせた、普及・啓発イベントやパンフレットの作成、県内介護事業所、介護職員及び潜在的有資格者に対する実態調査</p>	<p>1 普及啓発事業の創設 (1)、(2)公募型プロポーザル方式で候補者を決定し、(1)は(8/19)、(2)は(8/5)に委託契約を締結。 (3)一般競争入札を行い、(8/16)に委託契約を締結。</p>	<p>1 普及啓発事業の創設 (1)実施計画 ◆11月6日(土)高新RKCホール(600人想定) ◆11月7日(日)高知市中央公園(5,000人想定)</p>		<p>・「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の内、「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分」として配分を受けた交付金によるメニュー事業(6事業)の実施については、次年度が最終年度となる。このため、本年度の実施について、各関係機関に働きかけるとともに、来年度に向けたニーズについても把握に努め、要望の多い事業については、重点的に予算化する等、配分を受けている交付金の有効活用を図る。</p> <p>・「障害者自立支援対策臨時特例交付金」の内、「その他福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」として配分を受けた交付金を使って、本年度は「介護の日」に合わせたイベントや緊急実態調査等を実施することとしている。来年度についても、「福祉・介護の仕事」に係る普及啓発事業として、イベントの継続や啓発・広報番組の制作等について国と協議を行い、介護人材の確保に向けて、より効果的な事業実施に努める。</p>
<p>2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 ◆潜在的有資格者再就業支援研修事業 ・就労していない有資格者への、再就労のための研修等の実施 ◆障害者就労支援研修事業 ・障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修等の実施 ◆キャリアアップ支援研修事業 ・現任職員のキャリアアップを支援するための研修等の実施</p> <p>(2)進路選択学生支援事業 養成校の専門員による、高校生等への福祉・介護の仕事の魅力を紹介</p> <p>(3)福祉・介護人材マッチング支援事業 キャリア支援専門員による求職者と事業所のマッチング</p> <p>(4)職場体験事業 就職希望者への職場体験の機会提供による、円滑な人材の参入促進</p> <p>(5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 事業者で働きながら、介護福祉士の資格を取得(離職失業者等51名)</p> <p>(6)外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 外国人介護福祉士候補者を雇用した事業者が行う日本語研修の支援</p>	<p>2 多様な人材の参入支援の継続 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 ◆県社協と委託契約締結(7/6) ・現任介護職員のキャリアアップのための研修会の開催</p> <p>(2)進路選択学生支援事業 ◆養成校1校に交付決定(6/1)</p> <p>(3)福祉・介護人材マッチング支援事業 ◆県社協と委託契約締結(4/1) ◆中央、安芸、幡多のキャリア支援専門員がハローワークを訪問し、就職セミナーを開催 ◆キャリア支援専門員が施設、事業所を訪問することで、事業概要の説明や就労環境整備の支援を行う ◆アドバイザーによる研修会等の開催</p> <p>(4)職場体験事業 ◆県社協と委託契約締結(4/19) ◆施設、事業所向けの説明会の実施 ◆職場体験希望登録者数を増やすため、キャリア支援専門員が就職アドバイザーを設置している高校に出向いて、事業の説明を行う</p> <p>(5)緊急雇用創出・介護資格取得支援事業 ◆1名減の50名で継続</p>	<p>2 多様な人材の参入支援 (1)潜在的有資格者等養成支援事業 ◆研修会の開催(7/18:参加者90名)</p> <p>(2)進路選択学生支援事業 ◆訪問学校数(各高校2~3巡)</p> <p>(3)福祉・介護人材マッチング支援事業 ◆就職セミナーの開催(延べ24箇所、265名が受講) ◆施設、事業所の訪問(95件) ◆キャリアパスセミナー(6/22)、OJT研修会(7/29・30)の開催</p> <p>(4)職場体験事業 ◆登録事業所数(142件) ◆体験希望登録者数(36名、うち高校生8名) ◆実施事業者数(14件) ◆実施者数(20名)</p>		<p>・昨年度に発足した「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」については、各関係機関が参加し、一定、情報交換は行われているものの、時間的な制約もあり、県事業についての検討に留まっている。今後は、質の高い介護人材の確保等、大きな課題の解決に向けて、本年度実施する緊急実態調査の結果も踏まえ、各関係機関が協力・連携して、どのような取組ができるかの検討が必要である。</p>
<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援 (1)キャリア形成訪問指導事業 養成校の教員等が事業所を訪問し、資質向上のための研修の実施</p> <p>(2)重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業 職員に外部研修を受講させる場合等の、代替職員の派遣</p>	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援を継続 (2)重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業 ◆公募型プロポーザル方式で候補者を決定し、人材派遣会社と委託契約締結(7/11) 県内各地で求職者及び事業者を対象とした説明会を開催するとともに、新聞や派遣会社のホームページ等を使った広報活動及びハローワークとの連携により、事業の周知を図る。</p>	<p>3 介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講の支援を継続 (2)重点分野雇用創出・介護職員等養成支援事業 ◆事業の実施により、4名の派遣が行われ、延べ41名が研修を受講した。(7月末現在)</p>		
<p>4 介護保険事業所に対する支援 ◆複数事業所連携事業 複数の小規模事業所が共同で行う求人活動や研修等の支援 ○委託料 ○補助金</p>	<p>4 介護保険事業所に対する支援を継続 ◆複数事業所連携事業 ○県社協と委託契約締結(4/22) コーディネーターが、施設・事業所等の事業実施の意向を把握し、ユニット形成のためのマッチングを実施する。 ○3ユニットに補助金交付決定(4/14、6/16、8/11)</p>	<p>4 介護保険事業所に対する支援 ◆複数事業所連携事業 ○2グループで合同研修会を実施(各2回)</p>		
<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保</p>	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 ◆平成21年度末で、高齢関係546事業所(全770事業所、申請率77%(全国82%))、障害関係238事業所(全289事業所、申請率82%(全国70%))</p>	<p>5 処遇改善等による介護人材の安定的な確保 ◆平成21年度実施の事業所からの実績報告に基づき、賞金改善の状況、効果等について現在取りまとめ中。</p>		
<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆第4期介護保険事業支援計画(H21~23年度)に基づく着実な施設整備 小規模特養 2箇所、小規模ケアハウス 1箇所 認知症グループホーム 5箇所 小規模多機能型居宅介護 5箇所 認知症対応型デイ 3箇所 夜間対応型訪問介護 1箇所 スプリンクラー整備 8箇所</p>	<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆小規模特養→四万十市(交付決定) ◆ケアハウス→土佐清水市(交付決定) ◆認知症グループホーム→四万十市・仁淀川町・中土佐町(交付決定) ◆諸規模多機能居宅介護→高知市(交付決定) ◆認知症デイ→未申請 ◆夜間対応型訪問介護→未申請 ◆スプリンクラー整備→交付決定(4ヶ所)、事前協議・調整中(4ヶ所)</p>	<p>6 介護サービスの充実・強化1「介護サービスの基盤整備」 ◆新規事業の各施設、事業所については建設中。 ◆スプリンクラーについては、改修中。</p>		
<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 改築1施設(50床) 増築1施設(20床)</p>	<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 ◆大月町・大月荘(改築)→8/20交付決定</p>	<p>7 介護サービスの充実・強化2「特別養護老人ホームの個室・ユニット化の推進」 ◆大月町・大月荘:H23.10~11開設に向けて施設整備に着手。</p>		

日本一の健康長寿県づくり ～ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現～ 進捗管理シート

重点取組の名称	認知症高齢者対策等の推進	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	67	線表(課題整理シート) の掲載ページ	25
---------	--------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更される実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1 四半期	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報紙等による周知を行う)	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ・地域での認知症に関する理解促進 ・地域で困難事例がある場合の対応策の確立	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・講座受講への働きかけ、周知(ラジオ・6月) ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催(52企業154名受講) ・キャラバン・メイトの養成(栲原町・23名)	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・企業・団体側からの講座依頼が増加したことから、認知症への関心の高まりが感じられる。引き続き地域の関係機関と連携して取り組む。			
	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談体制の確立	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ・専門家ネットワーク委員会の体制強化 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターの更なる周知	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立(76件) ・コールセンターのTV、ラジオ、広報紙等による周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターリーフレットの配布(約900ヶ所、10,000部) ・一般相談222件、専門相談41件、出前専門相談2回実施(6月末)	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・引き続き広報紙等による周知が必要			
	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル地域の選定、契約締結 ・推進会議委員への就任依頼 ◆認知症在宅介護支援事業	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル地域の選定、契約締結(4市町村) ・推進会議委員への就任依頼(4月) *ネットワーク構築に向けた事業実施体制が整った	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル市町村が当事者と家族につながることでできるネットワーク構築が可能となるよう、県、福祉保健所の間わりが必要不可欠 ・モデル市町村の中で認知症サポート医研修を修了した医療機関がどう関わっていただけるかを検討する			
	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆認知症地域医療支援事業 ・かかりつけ医研修修了医師の公表 ◆認知症介護実践者養成事業 ・研修指導者との企画会議 ・22年度の各研修の募集、受講決定 ・申込者および施設長に対する事前説明会、ヒアリングの開催(実践リーダー研修) ・指導者養成研修の県推薦受講者決定	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆認知症介護実践者養成事業 ・指導者との企画会議開催(4月) ・22年度の各研修の募集、受講決定(6月) ・申込者および施設長に対する事前説明会、ヒアリングの開催(実践リーダー研修・6月開催) ・指導者養成研修の県推薦受講者決定 *指導者と検討しながら、研修内容、受講者を決定した	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆認知症介護実践者養成事業 ・研修を取り巻く現状を知る、指導者との意思疎通を図る、という意味で企画会議への参加は重要。 ・リーダー研修の概要を事前に説明し、申込者だけでなく施設長の考え等を事前に確認することができたため、選考に非常に役立った。			
2 四半期	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報紙等による周知を行う)	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ・キャラバン・メイトの人材育成 ・市町村、地域包括支援センター主導による講座の実施	1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ・講座受講への働きかけ、周知を行う(テレビ・7月)				
	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談体制の確立、地域包括支援センターにおける相談体制の支援、身体拘束廃止への取組	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ・専門家ネットワーク委員会の体制強化 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・市町村による権利擁護事業への積極的な取り組み	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・講座受講への働きかけ、周知を行う(テレビ、広報紙・7月) ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・身体拘束廃止推進会議開催(7月) ・高齢者総合相談センター連絡協議会開催(7月) ・事例検討会の開催各福祉保健所で1回	2 介護者への支援と相談体制の確立 ◆認知症コールセンター事業 ・相談が解決に結びついたかの検証が必要 →相談結果等について情報把握 ・相談員の更なる質の向上(事例検討や研修等)			
	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル地域都道府県合同セミナー参加(モデル市町村、県) ・各モデル地域での取り組みへの支援(県、福祉保健所)	3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実 ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築					
	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ◆「認知症地域医療支援事業」 ・認知症サポート医研修受講への働きかけ(県医師会) ・かかりつけ医認知症研修等事業委託依頼(県医師会) ・かかりつけ医研修修了医師の公表 ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・フォローアップ研修の開催(仙台、指導者対象) (6)指導者養成研修開催(仙台センター)	4 認知症高齢者を支援する人材の育成 ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成 ・次代を担う指導者の養成					

3四半期	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・キャラバン・メイトフォローアップ研修 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報誌等による周知を行う) 	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイトの人材育成 ・市町村、包括主導による講座の実施 			
	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談体制の確立、地域包括支援センターにおける相談体制の支援、身体拘束廃止への取組 	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・専門家ネットワーク委員会の体制強化 ・研修の効果的な開催 ・医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発 			<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・10月に開催される全国研修会の受講動員 ・相談の報告内容や相談員の質の向上について、委託先との検討
	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル地域都道府県合同セミナー参加(モデル市町村、県) ・モデル事業推進会議及び実務者会議の開催 ・モデル事業成果発表(各市町村対象) ・各モデル地域での取り組みへの支援(県、福祉保健所) ◆認知症在宅介護支援事業 ・アルツハイマーデー記念講演会の開催 	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築 			
	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域医療支援事業 ・認知症サポート医研修受講(京都他) ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・指導者養成研修開催(仙台センター) ・在宅介護支援スキルアップ研修の開催 	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成 ・次代を担う指導者の養成 			
4四半期	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイト養成事業 ・講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成 ・キャラバン・メイトフォローアップ研修 ・福祉保健所、市町村、家族の会等と連携した認知症サポーター養成講座の開催 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 ・県内企業・団体に対する講座受講への働きかけ(随時TV、ラジオ、広報誌等による周知を行う) 	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイトの人材育成 ・市町村、包括主導による講座の実施 			
	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターでの相談体制の確立 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・高齢者総合相談センターでの相談体制の確立、地域包括支援センターにおける相談体制の支援、身体拘束廃止への取組 	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ・認知症コールセンターの更なる周知 ◆高齢者権利擁護等推進事業 ・専門家ネットワーク委員会の体制強化 ・専門相談の利用促進 			
	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ・モデル地域都道府県合同セミナー参加(モデル市町村、県) ・モデル事業推進会議及び実務者会議の開催 ・各モデル地域での取り組みへの支援(県、福祉保健所) ◆認知症在宅介護支援事業 ・地域家族の交流会の開催 	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域性やニーズに応じた、認知症の当事者と家族の支援につながるようなネットワークの構築 			
	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域医療支援事業 ・かかりつけ医認知症研修の開催 ◆認知症介護実践者養成事業 ・各研修の開催(実践者、リーダー、管理者、開設者、小規模) ・リーダー研修フォローアップ研修の開催 	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階に応じた認知症介護の専門職の養成 ・次代を担う指導者の養成 ・育成した人材がそれぞれの地域支援の担い手になるような体制づくり 			

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キャラバン・メイト養成事業 ◆認知症の人にやさしい企業支援事業 	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体を対象とした認知症サポーター養成講座の開催(154企業1,208名 H21年度～) ・キャラバン・メイトの養成(473名 H20年度～) ・県内の認知症サポーター講座市町村窓口:20市町村 	<p>1 認知症に関する正しい知識の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の認知症サポーター数:10,256名 ・県内のキャラバン・メイト数:720名 うち、活動メイト数:661名 非活動メイト数:59名 ・市町村が窓口となりサポーター養成を行っている:20市町村 		<ul style="list-style-type: none"> * 認知症高齢者とその家族を地域で支えていくための地域資源の開発、ネットワークの構築が市町村の地域包括支援センターを中心に行えるよう、引き続き県、福祉保健所の支援を行う。 ・市町村の地域包括支援センター等が中心となって、認知症キャラバンメイト、サポーターの養成を実施できるよう引き続き働きかけを行う。 ・認知症コールセンターや総合相談事業について、県民や地域包括センター等に有効に活用していただけるよう広く周知していく。 ・認知症地域ネットワークづくり事業の取り組み結果をモデル市町村から他市町村へ波及させる。
<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症コールセンター事業 ◆高齢者権利擁護等推進事業 	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症コールセンターの開設(相談件数:421件 H21年度～) ・認知症コールセンター相談員への研修実施(毎月) ・専門家ネットワーク委員会による事例検討 ・認知症コールセンターのチラシ・ポスターによる啓発 ・高齢者総合相談センターリーフレットの配布 ・高齢者総合相談センターでの相談対応 ・高齢者虐待に関する事例検討会の開催 	<p>2 介護者への支援と相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症コールセンター相談件数:421件 ・相談内容により多職種のネットワークにつなぎ、具体的な解決に導くことができています。 ・高齢者総合相談:一般相談222件、専門相談41件、出前専門相談3件 		<ul style="list-style-type: none"> * 認知症の人と家族の会の活動へのサポート * 認知症のケア体制の充実を図る ・認知症疾患医療センターとの連携体制の確立 ・認知症のケアに関わるスタッフの質の向上 * 若年性認知症の実態把握
<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域ネットワークづくり事業 ◆認知症在宅介護支援事業 	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症モデル事業の実施(新規:安芸市、土佐市、四万十市 継続:四万十町) ・地域家族の会(12カ所)による介護家族への支援 	<p>3 認知症高齢者への在宅ケア、施設ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去にモデル事業を実施した高知市(H19～20)、土佐町(H20～21)の成果を各市町村(福祉保健所単位)に波及→他市町村の認知症支援の足がかりに ・県が実施する事業(実践事業、かかりつけ医、サポート医、家族会等)によって得られた人材をモデル実施地域につなげる→地域のネットワークの一翼を担う 		<ul style="list-style-type: none"> * 高齢者の尊厳を守る取り組み ・高齢者虐待の緊急対応体制の整備 ・高齢者の権利擁護に向けた取り組み(成年後見制度利用促進) ・身体拘束廃止に向けた医療機関スタッフへの研修の実施体制の整備
<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認知症地域医療支援事業 ◆認知症介護実践者養成事業 	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポート医の養成(12名) ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催(のべ361名、うち公表を承諾した医療機関76) ・認知症介護研修事業に基づく研修の実施 	<p>4 認知症高齢者を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート医がモデル事業実施地域の連携会議に参加→医療・介護の連携強化 ・須崎圏域でリーダー研修修了者の意見交換会を定期的実施 		

重点取組の名称	中山間地域におけるサービス拠点の整備	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	69	線表(課題整理シート) の掲載ページ	30
---------	--------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(O)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実様	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIthの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更し、記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	障害者施設の設置状況 (H22.8現在)	34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)
	○中山間地域におけるサービス拠点の整備 「規制緩和された国の制度を活用」と「新たに送迎付きサービスを始める事業所への支援」 (1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 事業所の場所や仕事の確保について、中芸5町村からの提案を受け、県が具体的な整備計画を取りまとめる。 (2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスに円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ①三原村「わらわら」:事業所のない三原村で、3年後の法定化を目指し、H21.2に設置。 ②高知市「オープンハート」:重症心身障害者の居場所を確保するため、3年後の法定化を目指し、H21.4に設置。 ◆「規制緩和された国の制度」の活用について、市町村に働きかけ	(1)中芸地域 ◆事業所の場所(建物)の確保 ◆仕事の確保 ◆利用者ニーズの把握 ◆運営主体 (2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所の課題 「わらわら」:利用者の確保(現在3名(三原1名)) 「オープンハート」:看護職員の確保 ◆障害者のニーズが把握されていない。	(1)中芸地域 ◆5町村担当課長会で、サービス事業所設置の必要性を説明(6/24) (2)その他の地域 ◆「オープンハート」を訪問し、現状や法定のサービスへの移行の課題等を把握(4月) ◆「規制緩和された国の制度」等の概要について、市町村担当者会で説明(5/31)	(1)中芸地域 ◆5町村の課長から、事業所の必要性については概ね理解が得られた (2)その他の地域 ◆「オープンハート」は、利用者が重症心身障害者であり、医療的ケアが必要。法定のサービスへの移行にあたり看護職員の確保が課題			
2 四半期	(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 県の整備計画をもとに、具体的な協議を進める。 ◆事業所開設の準備 事業所の指定申請を行う。必要な場合には、建物の改修工事を行う。 (2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスに円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設等の新体系移行のヒアリングとセットで協議		(1)中芸地域 ◆中芸5町村の町長、副町長等を訪問し、サービス事業所設置の必要性を説明。 場所(建物)と仕事について、8月中旬までに候補を提案するよう依頼。(7/21) 農協に加入していない農家の農作物の袋詰めや、ゆずの収穫・加工などの提案があった。 (2)その他の地域 ◆「わらわら」を訪問し、現状や法定のサービスへの移行の課題等を把握(7月) ◆40の旧法施設等について、新体系移行のヒアリングを実施(8/23～9/17) 三原村「わらわら」:9/1 仁淀川町「湖水園」:9/16	(1)中芸地域 ◆中芸5町村の町長、副町長から、事業所の必要性については概ね理解が得られた (2)その他の地域 ◆「わらわら」は、再度、村内の利用者ニーズの把握が必要 ◆新体系への移行のため、国の基金事業(基盤整備、10割保障等)を最大限活用	(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 事業所の場所や仕事の確保について、中芸5町村からの提案を受け、県が具体的な整備計画を取りまとめる。		
3 四半期	(1)中芸地域 ◆事業所を開設(10月) ◆事業所へのフォローアップ(11月～) (2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスに円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設の新体系移行計画とセットで協議				(1)中芸地域 ◆事業所開設に向けた協議 県の整備計画をもとに、具体的な協議を進める。 ◆事業所開設の準備 事業所の指定申請を行う。必要な場合には、建物の改修工事を行う。		
4 四半期	(1)中芸地域 ◆事業所へのフォローアップ (2)その他の地域 ◆無認可の小規模作業所が法定のサービスに円滑に移行するため、現状の把握と課題の整理 ◆合併市町村の周辺地域のサービス確保は、旧法施設の新体系移行計画とセットで協議				(1)中芸地域 ◆事業所を開設(1月) ◆事業所へのフォローアップ(2月～) 仕事の確保、利用者ニーズの把握		

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>○ 中山間地域におけるサービス拠点の整備 「新たに送迎付きサービスを始める事業所への支援」と「規制緩和された国の制度」などを活用 障害福祉サービスの空白地域を解消し、身近な地域でサービスを受けることができるようにする。</p> <p>◆ 公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して、3年間、運営費の一部を補助する。</p> <p>◎ 内容 利用者が1日平均8人を下回る場合は、運営費の一部を補助する。 国・県3/4、市町村1/4 開設から3年間 送迎サービスが必須 ※別に送迎費の助成制度あり(年間300万円まで)</p> <p>◆ 3年後に、法定のサービスへの移行を目指して設立された小規模作業所に、設立当初の施設改修費や備品購入費、3年間の運営費を助成する。</p> <p>◎ 内容 施設改修費 100万円以内(1回限り) 備品購入費 30万円以内(〃) 運営費補助 年間370万円以内(3年間)</p> <p>◆ 規制緩和された国の制度を活用した事業所の開設</p> <p>◎ 内容 多機能型(最低定員21人) (事業名) (最低定員) (職員) 就労継続支援 10人 生活介護 6人 全体で 児童デイ 5人 6.5人 合計 21人</p> <p style="text-align: center;">↓ H21.7 ~</p> <p>多機能型(最低定員10人) (事業名) (最低定員) (職員) 就労継続支援 事業毎の 生活介護 最低定員 全体で 児童デイ 基準なし 3人程度</p> <p>※利用者が、就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合</p>	<p>(1) 中芸地域 ◆ H23.4から中芸高校内に山田養護学校の分校が併置されるため、卒業後の働く場の確保が必要。 ◆ 5町村担当課長会で、サービス事業所設置の必要性を説明(6/24) ◆ 中芸5町村の町村長、副町村長等を訪問し、サービス事業所設置の必要性を説明。場所(建物)と仕事について、8月中旬までに候補を提案するよう依頼。(7/21) ◆ 農協に加入していない農家の農作物の袋詰めや、ゆずの収穫・加工などの提案があった。</p> <p>(2) その他の地域 ◆ 大豊町 ・就労継続支援B型事業所「ワークセンター ファースト」 ・障害者施設のなかった大豊町で、初めての事業所がH21.7に設置 ・定員:10名</p> <p>◎ 就労継続支援B型 ・対象者:一般の事業所に雇用されることが困難な障害のある人 ・サービス内容:利用者が自立して生活できるよう、就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う ・利用者の工賃:生産活動の収益は利用者工賃として支払。平均工賃が、月3千円以上。</p> <p>◆ 三原村 ・無認可の小規模作業所「わらわら」 ・事業所のない三原村で、3年後の法定化を目指し、H21.2に設置。 ・定員:10名</p> <p>◎ 無認可の小規模作業所 ・障害者の日中活動の場(就労の場)として、保護者やボランティアなどが設置した作業所 ・県内の多くの通所施設は、無認可の小規模作業所から移行した。</p> <p>◆ 高知市 ・無認可の小規模作業所「オープンハート」 ・重症心身障害者の居場所を確保するため、3年後の法定化を目指し、H21.4に設置。 ・定員:9名</p>	<p>(1) 中芸地域 ◆ 福祉関係者が集まり、地域のサービス資源について協議する地域自立支援協議会がH21.6に設置された。</p> <p>(2) その他の地域 ◆ 大豊町 「ワークセンター ファースト」 ・利用者の推移 【H21.7~H22.3】 【現在】 登録者数:5名~8名 利用者増加 10名(大豊町と土佐町) 1日平均:2.8名~4.9名 6.2名</p> <p>・作業内容 チラシや名刺、封筒などの印刷やデータ入力などの編集作業 9月から総菜などの食品加工の業務を開始</p> <p>・工賃 月20日皆勤した場合、月額6,000円</p> <p>・事業所の職員 常勤3名</p> <p>・送迎 車両3台</p> <p>◆ 三原村 「わらわら」 ・利用者の推移 登録者:3名 1日平均:1~2名</p> <p>・作業内容 有機農業、農産物の加工(豆乳、コロッケ、プリン等)</p> <p>・工賃 月額1~2万円</p> <p>◆ 高知市 「オープンハート」 ・利用者の推移 登録者:5名 1日平均:1~2名</p> <p>・活動内容 備長炭の箸置きなどの加工・移動販売 ピアノ演奏による音楽療法など</p> <p>・工賃 月額2,000円程度</p>	<p>○ 障害者施設のなかった大豊町で、就労の場が確保できた。</p>	<p>(1) 中芸地域 ・事業所の安定的な運営を図るため、工賃の引き上げや仕事の確保などにより、利用者を増加させる。そのために、H23.4から中芸高校内に併置される山田養護学校の分校と連携を図る。</p> <p>(2) その他の地域 ◆ 大豊町 ・補助金の交付がなくなる平成24年度以降も、事業所の安定的な運営を図るため、工賃の引き上げや仕事の確保などにより、利用者を更に増加させる。</p> <p>◆ 三原村 ・H24.2に法定のサービスに円滑に移行できるよう、村内の利用者の増加に向けて、再度、利用者ニーズの把握を行う。</p> <p>◆ 高知市 ・H24.4に法定のサービスに円滑に移行できるよう、看護職員の確保と、利用者の状況に応じた支援体制の整備を行う。</p> <p>◆ その他 規制緩和された国の制度を活用するとともに、障害者施設の自立支援法に基づく新体系事業への移行に併せて、H24年度以降のあったかふれあいセンターの法定サービスへの移行、合併市町村の周辺地域のサービス確保を促進する。</p>

重点取組の名称	ニーズに応じた短期入所サービスの提供	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	70	線表(課題整理シート) の掲載ページ	30
---------	--------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																		
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																	
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する。	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する		記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するにあたり、想定される課題等																																	
1四半期	<p>○ 強度行動障害者の短期入所支援事業 強度行動障害者にマンツーマンに近い手厚い短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成</p> <p>(1) 制度概要 補助単価:5,650円/人・日 補助率:県1/2、市町村1/2</p> <p>(2) 市町村や障害者施設の意見を聴取して、国の加算要件を見直し、本県の実情にあった補助要件とする。</p> <p>(3) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(4) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>	<p>◆ 強度行動障害者に対する加算の要件を、入所利用を前提とした国の基準と同じにした場合、手続きが複雑などの理由で、対象者が少なくなる。</p>	<p>◆ 市町村や障害者施設の意見を聴取</p> <p>◆ 部長から厚生労働省へ要望(5/10、5/11)</p>	<p>◆ 意見の取りまとめに時間を要したため、補助金交付要綱の制定が遅れた。</p>	<table border="1"> <caption>入所更生施設と短期入所の報酬の比較</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本報酬</th> <th>強度行動障害者加算</th> <th>強度障害者支援加算</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分A</td> <td>8170</td> <td>4810</td> <td>12980</td> <td>12980</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>7310</td> <td>5650</td> <td>12960</td> <td>12960</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>5700</td> <td>7220</td> <td>12920</td> <td>12920</td> </tr> <tr> <td>区分6</td> <td>8900</td> <td>500</td> <td>9400</td> <td>9400</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7570</td> <td>500</td> <td>8070</td> <td>8070</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6240</td> <td>500</td> <td>6740</td> <td>6740</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本報酬	強度行動障害者加算	強度障害者支援加算	合計	区分A	8170	4810	12980	12980	B	7310	5650	12960	12960	C	5700	7220	12920	12920	区分6	8900	500	9400	9400	5	7570	500	8070	8070	4	6240	500	6740	6740
区分	基本報酬	強度行動障害者加算	強度障害者支援加算	合計																																				
区分A	8170	4810	12980	12980																																				
B	7310	5650	12960	12960																																				
C	5700	7220	12920	12920																																				
区分6	8900	500	9400	9400																																				
5	7570	500	8070	8070																																				
4	6240	500	6740	6740																																				
2四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p> <p>◎ 強度行動障害者 知的障害のある人であって、多動・自傷・他害など、生活環境への著しく不適応な行動を頻りに示すため、適切な処遇・援助がなければ日常生活を営む上で著しい困難がある人</p>		<p>◆ 補助金交付要綱の制定(8月)</p>																																					
3四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>																																							
4四半期	<p>(1) 補助金の交付決定(随時)</p> <p>(2) 補助金の実績報告</p> <p>(3) 強度行動障害者が短期入所サービスを利用した場合の加算の充実を国へ要望</p>																																							

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																																																																								
<p>○ 強度行動障害者の短期入所支援事業</p> <p>強度行動障害者にマンツーマンに近い手厚い短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成する。</p> <p>補助率:県1/2、市町村1/2</p> <p>◎強度行動障害者 知的障害のある人であって、多動・自傷・他害など、生活環境への著しく不適応な行動を頻りに示すため、適切な処遇・援助がなければ日常生活を営む上で著しい困難がある人</p> <p>○強度行動障害者が短期入所を利用した場合の加算の充実を国に要望</p> <table border="1" data-bbox="121 934 477 1050"> <tr> <td>◎入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円</td> <td>◎短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円</td> </tr> </table>	◎入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円	◎短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円	<p>◆行動障害のある方の多くが、手厚い短期入所サービスを利用できるよう本県独自の要件を設定</p> <table border="1" data-bbox="477 483 1035 819"> <thead> <tr> <th></th> <th>国の加算の要件</th> <th>県独自の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円</td> <td>行動関連項目の点数が12点以上 区分にかかわらず、5,650円</td> </tr> <tr> <td>居室</td> <td>個室</td> <td>原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>行動改善室、観察室等は必置</td> <td>要件としない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 部長から厚生労働省へ要望(5/10、5/11) 「在宅の強度行動障害者に係る短期入所サービスに係る加算の充実を行うこと。」</p>		国の加算の要件	県独自の要件	対象者	行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円	行動関連項目の点数が12点以上 区分にかかわらず、5,650円	居室	個室	原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮	設備	行動改善室、観察室等は必置	要件としない。	<p>◆今後の利用見込み 対象者33名について、延べ利用回数は313回</p> <p>◆利用する見込みの市町村 高知市 安芸市 南国市 宿毛市 四万十市 いの町 佐川町</p>	<p>◆ニーズに応じた短期入所の利用ができていないのか、現行の行動関連項目12点以上という対象者の範囲について検証が必要。</p> <p>今後の利用状況や市町村の意見などを踏まえ、対象者の範囲を見直す。</p> <p>◎ 行動関連項目6点以上に対象の拡大を検討</p> <p>【行動関連項目表】</p> <table border="1" data-bbox="2122 409 2828 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行動関連項目</th> <th colspan="3">頻度及び程度</th> </tr> <tr> <th>0点</th> <th>1点</th> <th>2点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について</td> <td>1 独自の方法によらずに意思表示ができる。</td> <td>2 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。</td> <td>3 常に、独自の方法でないと意思表示できない。</td> </tr> <tr> <td>6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について</td> <td>1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。</td> <td>2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。</td> <td>3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。</td> </tr> <tr> <td>7のツ 食べられないものを口に入れることが</td> <td>1 ない 2 ときどきある</td> <td>3 週1回以上</td> <td>4 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のナ 多動又は行動の停止が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のニ パニックや不安定な行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくるなどが</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)</td> </tr> <tr> <td>7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが</td> <td>1 ない 2 希にある 3 週に1回以上</td> <td>4 日に1回以上</td> <td>5 日に頻回</td> </tr> <tr> <td>7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 週に1回以上</td> <td>4 日に1回以上</td> <td>5 日に頻回</td> </tr> <tr> <td>7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が</td> <td>1 ない 2 希にある 3 月に1回以上</td> <td>4 週に1回以上</td> <td>5 ほぼ毎日</td> </tr> <tr> <td>てんかん発作の頻度が</td> <td>1 年に1回以上</td> <td>2 月に1回以上</td> <td>3 週に1回以上</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	行動関連項目	頻度及び程度			0点	1点	2点	6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について	1 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	3 常に、独自の方法でないと意思表示できない。	6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について	1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。	7のツ 食べられないものを口に入れることが	1 ない 2 ときどきある	3 週1回以上	4 ほぼ毎日	7のナ 多動又は行動の停止が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日	7のニ パニックや不安定な行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日	7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日	7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日	7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくるなどが	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)	7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回	7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回	7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日	てんかん発作の頻度が	1 年に1回以上	2 月に1回以上	3 週に1回以上	特記事項			
◎入所の場合 基本報酬 8,170円 加算 4,810円 合計 12,980円	◎短期入所の場合 基本報酬 7,570円 加算 500円 合計 8,070円																																																																											
	国の加算の要件	県独自の要件																																																																										
対象者	行動障害の頻度等を示す点数が20点以上 区分A 4,810円 区分B 5,650円 区分C 7,220円	行動関連項目の点数が12点以上 区分にかかわらず、5,650円																																																																										
居室	個室	原則として個室。確保できない場合は、利用者の状況に応じた配慮																																																																										
設備	行動改善室、観察室等は必置	要件としない。																																																																										
行動関連項目	頻度及び程度																																																																											
	0点	1点	2点																																																																									
6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について	1 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	3 常に、独自の方法でないと意思表示できない。																																																																									
6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について	1 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	3 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。																																																																									
7のツ 食べられないものを口に入れることが	1 ない 2 ときどきある	3 週1回以上	4 ほぼ毎日																																																																									
7のナ 多動又は行動の停止が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日																																																																									
7のニ パニックや不安定な行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日																																																																									
7のヌ 自分の身体を叩いたり傷つけたりするなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日																																																																									
7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日																																																																									
7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくるなどが	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)																																																																									
7のハ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出すことが	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回																																																																									
7のヒ 突然走っていきなくなるような突発的行動が	1 ない 2 希にある 3 週に1回以上	4 日に1回以上	5 日に頻回																																																																									
7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が	1 ない 2 希にある 3 月に1回以上	4 週に1回以上	5 ほぼ毎日																																																																									
てんかん発作の頻度が	1 年に1回以上	2 月に1回以上	3 週に1回以上																																																																									
特記事項																																																																												

重点取組の名称	地域における相談・支援体制の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	71	線表(課題整理シート) の掲載ページ	32
---------	------------------	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題		
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等			
	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆本年度推進地域 高吾北地区(佐川町、越知町、仁淀川町) 嶺北地区(大豊町、本山町、土佐町、大川村) → 高吾北地区における共同委託体制の具体的な検討	1 相談支援事業の委託の推進 ◆各地区内における障害種別に応じた指定相談支援事業所の確保	1 相談支援事業の委託の推進 ◆越知町、仁淀川町の共同委託実施の合意 委託先:佐川町の清和病院が設置・運営 対象:精神障害 ※ 佐川町はH23当初委託開始に向けて検討	1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区 共同委託(精神)に向けた合意形成は整ったが、必要性について市町の温度差があり、佐川町は来年度からの開始となる 身体・知的に関しては、事業所の確保ができていない ◆嶺北地区 委託できる事業所がないため、共同委託の実施には時間を要する	<p>在宅重症心身障害児(者)の状況 (療育福祉センター、種多児相の把握数)</p> <p>●133人の内訳 高知市 64人 南国市 11人 土佐市 10人 四万十市 7人 香南市 6人 香美市 7人 その他 1~3人</p>				
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆年度当初から着手する市町村に対する助言指導	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆市町村の予算措置(特に高知市) 重症心身障害児(者)数: 22市町村 133人	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆7市町村が事業開始(4/1) 南国市、香美市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町 ◆市町村に対する事業内容の周知(圏域の市町村連絡会への参加等)	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆嶺多地域以外の圏域では、事業の必要性を十分に認識できていない → 重症児(者)の現状を踏まえて必要性を確認してもらう					
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆高知県自立支援協議会に人材育成部会を設置 → 人材育成部会において研修体系等を検討 ◆委託先と今年度の研修内容について協議 → 相談支援従事者初任者研修を企画	人材育成部会メンバー ・障害者施策推進協議会委員(鈴木講師) ・特別アドバイザー 市町村(中芸広域) ・相談支援事業従事者(研修ファシリテーター)	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆第1回人材育成部会を開催(4/9) ◆国の相談支援従事者指導者研修を3名が受講(6/16~3日間) → 研修リーダーの育成 ◆相談支援初任者研修企画会議を開催(6/24) → 研修内容の整理、確定	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会メンバーリストを活用して、人材育成について検討・協議しているが、人材育成全体のビジョンや育成計画の体系的な整理までは至っていない → 今年度中に整理					
4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する助言指導 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、土佐市、仁淀川町、須崎市、四万十市、大月町、三原村 (計11市町村)	設置率 ・高知県 68%(23/34市町村) ・全国 79%(H21.4)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆中芸広域による地域自立支援協議会の設置(6月) ◆未設置市町村への指導(四万十市、須崎市、土佐市) ◆自立支援協議会の運営指導(嶺北、安芸圏域、須崎圏域、日高村)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆未設置市町村への指導により、本年度中に全市町村設置される見込みとなった ※ 四万十市=予算計上、須崎市=委員の内諾 ◆設置済だが、形骸化している市町村が見受けられる → 運営に関する指導の強化が必要						
2 四半期	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆高吾北地区の共同委託の開始 ◆嶺北地区における相談支援事業所の確保	1 相談支援事業の委託の推進 ◆佐川町の清和病院を相談支援事業所に指定(7/20) → 相談支援事業所せいわ(対象:精神障害) ◆越知町、仁淀川町による共同委託の開始(7月末~)	1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区の身体、知的に関する相談支援事業所の確保を検討する必要がある ◆嶺北地区の相談支援事業所の確保 → しゃくなげ荘と協議						
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆年度途中から着手する市町村に対する助言指導 ◆未着手市町村に対する聞き取り調査	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆室戸市から補助申請(8/2) → 委託実施8市町	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆対象者のいる未実施市町村に対して、実態把握と早期の委託事業実施について働きかける必要がある						
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆人材育成部会において研修体系等を検討 ◆相談支援従事者初任者研修の実施(9~10月) ◆スキルアップ研修の実施(8月~5回を予定)	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆圏域ごとのスキルアップ研修の開催(7/21須崎) ◆相談支援従事者初任者研修の開催(9~10月、5日間)	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆各福祉保健所単位でのスキルアップ研修を開催することにより、地域のレベルアップへの動きができてきている(8/28 安芸、9/23 須崎) ◆相談支援従事者初任者研修への申込が想定以上となる → 計画的な人材育成の重要性が求められる		3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会について、来年度の予算編成時期までに一定の方向性を示せるよう、計画的に推進する。				
	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する指導 ◆地域自立支援協議会の運営に関する助言指導	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆宿毛市、大月町、三原村による広域設置の合意(7/28) ◆未設置市町村への指導(仁淀川町) ◆自立支援協議会の運営指導(土佐清水市)	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆その他未設置市町村についても設置準備は進んでいる ・須崎市 委員予定者の就任内諾済み ・四万十市 H22年度予算化済み ・仁淀川町 設置要綱作成済み		4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆相談支援従事者のスキルアップ研修に、個別支援会議や自立支援協議会の内容を含めて実施する。				
3 四半期	1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆嶺北地区における共同委託の検討								
	2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆未実施市町村に対する予算措置等の指導								
	3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆相談支援従事者現任研修の企画								
	4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会未設置市町村に対する指導 ◆地域自立支援協議会の運営に関する助言指導								

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHLの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するにあたり、想定される課題等
4四半期		1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] ◆嶺北地域における共同委託の検討					
		2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] ◆H23当初の事業実施に向けた体制整備など					
		3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] ◆相談支援従事者現任研修の開催(1月) ◆人材育成部会における検討結果のとりまとめ(2月)					
		4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] ◆地域自立支援協議会の運営に関する指導					

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>1 相談支援事業の委託の推進 [相談支援体制整備事業費補助金(相談支援体制共同整備事業)] 複数市町村による共同委託の推進など、地域の実情を踏まえた相談支援体制の整備を図る 重点実施:高吾北地区、嶺北地区</p> <p>【指定相談支援事業所数:(30事業所)】 ※H22.8現在 サテライトを含む 高知市(8)、南国市(2)、須崎市(2)、四万十市(3)、宿毛市(3)、土佐清水市(2)、室戸市、安芸市、土佐市、香南市、香美市、芸西村、中土佐町、佐川町 (各1)、黒潮町、日高村</p>	<p>1 相談支援事業の委託の推進 ◆高吾北地区による共同委託に向けた連絡会を開催(4月) ◆事業所の指定、委託の内容等について助言指導(随時)</p> <p>指定相談支援事業所の設置状況(H22.8現在)</p> <p>◆指定相談支援事業所がない地域 18市町村</p>	<p>1 相談支援事業の委託の推進 ◆越知町、仁淀川町による共同委託の実施(H22.7)</p> <p>委託実施率(直営+委託を含む) 53%(18/34市町村) → 59%(20/34市町村)</p> <p>委託未実施 14市町村 ●安芸圏域 室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 ●中央東圏域 本山村、大豊町、土佐町、大川村 ●中央西圏域 いの町、佐川町 ●高幡圏域 構原町</p> <p>◆指定相談事業所の増加 事業所のない市町村 22市町村(H21.8) ⇒ 18市町村(H22.8) (事業所設置された市町村:安芸市、土佐市、佐川町、日高村)</p>	<p>◆障害福祉サービス利用者の増加</p>	<p>◆委託実施率を全国(77%⇒H21.4月)と同程度まで引き上げ ◆委託先となる事業所の開発 ⇒ (室戸市、中芸広域、いの町) ◆相談支援専門員の確保</p>
<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 [相談支援体制整備事業費補助金(在宅重症心身障害児(者)相談支援事業)] 在宅の重症心身障害児(者)が、専門的な相談支援を受けられる体制を確立する 市町村が委託実施する場合に補助</p>	<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆市町村に対する事業の必要性等の説明(訪問・電話等により随時実施)</p> <p>重症心身障害児(者)数: 22市町村 133人</p>	<p>2 重症心身障害児(者)の相談支援体制の確立 ◆8市町村が補助金申請済</p> <p>土佐希望の家:南国市、香美市、室戸市 暢多希望の家:宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町</p> <p>○22年度中補正予定(9市町) 土佐市、須崎市、芸西村、本山村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、四万十町 ○23年度当初予算予定(2市) 高知市、安芸市 ○未定(3市町) 香南市、東洋町、津野町</p>	<p>◆未実施市町村による事業の必要性の認識 ◆県内全域での事業実施</p>	
<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ [相談支援従事者養成研修及びスキルアップ研修の実施] 人材育成部会による研修内容の検討及び専門員計画的な養成を行うとともに、相談支援事業所が無い地域における事業所の確保を図る ・相談支援従事者研修の実施 ・各圏域のリーダー育成</p>	<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆人材育成部会による研修計画等の検討(4月~) ◆初任者研修の企画会議を開催(6月) ◆須崎圏域でスキルアップ研修を開催(7月) ⇒ 圏域ごとの研修開催の準備、支援 ◆市町村、事業所に対する研修受講者派遣についての働きかけ</p>	<p>3 相談支援従事者の人材の確保、スキルアップ ◆初任者研修では、アセスメントやモニタリングの力をつけることに重点を置くなど、カリキュラムの見直しを行った。</p> <p>相談支援従事者研修修了者(H21年度まで累計) ・初任者研修 173人 ・現任研修 95人</p>	<p>◆相談支援従事者の人材確保による指定相談支援事業所の増加、充実を図る ◆相談支援従事者のレベルアップ、スキルアップが必要 ◆従事者研修(初任者・現任)の実施 ◆各圏域のリーダー育成</p>	
<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 [特別アドバイザー派遣事業] 地域自立支援協議会の設置と内容の充実に向けて、特別アドバイザーの派遣等により、市町村や相談支援事業所に助言指導を行う。</p>	<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆未設置市町村に対する指導(訪問、電話等) ◆自立支援協議会の開催(安芸圏域、須崎圏域、土佐市、仁淀川町、土佐清水市、日高村)</p>	<p>4 地域自立支援協議会の設置推進と機能発揮に向けた支援 ◆中芸地区による広域設置(6月) ◆三原村と大月町が宿毛市との共同設置について合意(9月設置予定)</p> <p>地域自立支援協議会の設置(H22.7月末) 設置済:28市町村/34市町村【82%】 未設置:土佐市、須崎市、四万十市、仁淀川町、大月町、三原村</p> <p>9月の宿毛市と三原村・大月町の共同設置実施後の見込み 30市町村/34市町村【88%】</p>	<p>◆未設置市町村への地域自立支援協議会設置 ◆設置率100%へ ◆設置済の地域自立支援協議会の活性化 ◆特別アドバイザーの派遣 ◆研修等の活用</p>	

重点取組の名称	こうちあったかパーキング制度の実施	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	72	線表(課題整理シート)の掲載ページ	32
---------	-------------------	------------------	----	-------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>○障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施 ◆先行実施県調査 ◆たたき合策定 ◆障害者団体等の意見聴取</p> <p>◆市町村及び事業所の意向調査</p>	<p>記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する</p> <p>◆対象者の範囲、有効期間の設定など、制度内容への障害者団体等の意見反映</p> <p>◆事業所の制度への協力承諾を得る →一定の駐車台数の確保</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)</p> <p>○障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施 ◆先行実施県調査(4月・佐賀県、徳島県) ◆障害者団体等の意見聴取 第1回バリアフリーモニター会議開催(5/28)</p> <p>◆市町村への制度説明 市町村担当者会議(5/30)</p> <p>◆事業所訪問・制度意向調査(6/29～6/30) 量販店(サニーマート、サンシャイン、マルナカ)</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果</p> <p>◆制度の円滑な運用のために駐車台数の確保が重要 →佐賀県の「プラスワン運動」を制度に取り入れ、2.5m～2.7m幅の駐車スペースも対象とする</p> <p>◆制度の適正利用のために「広報・啓発・教育」が必要 →一般ドライバーへの啓発方法を協議</p> <p>◆3.5m幅の駐車スペースを車いす利用者が優先的に利用しやすいように、車いす利用者用の利用証を作成することとする</p> <p>◆利用証は色覚障害者にも確認しやすい色の検討が必要 ※先行県の緑とオレンジは区別できないため</p> <p>◆大型量販店では独自の駐車場利用証を発行している場合もあるが、制度への協力依頼については前向きな反応を得たが、トラブルの増大が懸念されるため、広報に重点を置く必要がある</p>	<p>記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画</p> <p>記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等</p>	<p>障害者等用駐車場利用証交付制度(こうちあったかパーキング制度)の実施</p> <p>利用証(イメージ) あったかパーキング利用証 Parking Permit 有効期限: 高知県</p> <p>ルームミラーにかける、ダッシュボード上に置くなど車内に外から確認できるように掲示</p> <p>利用対象者の範囲(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(視覚4級以上、上肢4級以上、下肢6級以上、内部障害4級以上など) ○知的障害者 療育手帳の障害程度「A」の方 ○精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方 ○発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方 ○高齢者 介護保険の要介護状態区分「要支援1～5」の方 ○難病者 特定疾患医療受給者 ○けがり けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要がある方 ○妊産婦 妊娠7ヶ月から産後3ヵ月 	
2四半期	<p>◆事業所の制度への意向調査</p> <p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆障害者団体等の意見聴取 ◆パブリックコメントの実施</p>	<p>◆事業所等訪問・意向調査(7/1～7/7) 量販店(イオンモール高知、フジグラン高知) 医療機関(高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部付属病院、国立病院機構高知病院) 経済団体(高知商工会議所)</p> <p>◆『こうちあったかパーキング制度』実施要綱(案)作成 調査した先行実施県の制度内容及び第1回バリアフリーモニター会議の意見を基に制度案を作成 ※車いす利用者用の利用証の作成</p> <p>◆ドライバーへの講習における制度及び障害者用駐車場についての説明、啓発について協議・依頼(7/26 県警察本部交通企画課)</p> <p>◆第2回バリアフリーモニター会議開催(8/3) 要綱(案)について、①対象者の範囲、②有効期間、③利用証等への意見をもらう</p> <p>◆パブリックコメント実施(8/13～9/13)</p>	<p>◆医療機関は、利用者の大多数が制度利用対象者であるため、駐車台数の不足による苦情が想定されることから、協力が当たっては利用者への周知・広報が前提との意見</p> <p>◆制度の円滑な運用のために広報が重要</p> <p>◆制度開始後に、各地域で実施する交通安全講習における説明、啓発の協力の内諾を得る</p> <p>◆対象者の範囲を一部修正(上肢機能障害、高齢者、妊産婦)</p>	<p>◆制度要綱(案)作成</p> <p>◆一般ドライバーへの啓発等について協力依頼</p> <p>◆市町村への協力依頼 →対象者への周知、申請案内など</p>	<p>◆制度の周知・広報の徹底 ポスター、チラシの作成、配布 県の広報誌、テレビ・ラジオ等の活用 市町村や業界団体広報誌などへの掲載依頼 人権研修等と絡めた広報、啓発</p>		
3四半期	<p>◆制度要綱策定</p> <p>◆事業所への協力依頼(駐車場の確保)</p> <p>◆窓口等の体制の確立 課及び各福祉保健所への臨時職員配置</p> <p>◆制度の周知・広報等 チラシ、ポスター等の作成 事業所や市町村への説明会実施</p>	<p>◆徹底した広報活動が必要 事業所への協力依頼 対象者への申請と適正利用 一般県民への周知と協力依頼</p>			<p>◆制度の周知・広報の徹底 ポスター、チラシの作成、配布 県の広報誌、テレビ・ラジオ等の活用 市町村や業界団体広報誌などへの掲載依頼 人権研修等と絡めた広報、啓発</p>		
4四半期	<p>◆協力事業所の登録開始</p> <p>◆制度開始の広報実施</p> <p>◆利用証発行開始(1月)</p> <p>◆制度利用開始(2月)</p>				<p>◆制度の周知・広報の徹底 ポスター、チラシの作成、配布 県の広報誌、テレビ・ラジオ等の活用 市町村や業界団体広報誌などへの掲載依頼 人権研修等と絡めた広報、啓発</p>		

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>障害者等用駐車場の適正な利用を促進する仕組みづくり 障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発</p> <p>○全国の制度導入状況(H22.8現在):15県3市 岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県 福井県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県 愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 茨城県神栖市、埼玉県川口市、山口県萩市</p>	<p>◆障害者団体等の意見を聴取</p> <p>◆協力事業所の対象事業者への事前依頼(意向調査) ※正式依頼については制度要綱が確定後に実施する</p> <p>◆制度の円滑な運用のために必要な一般ドライバーへの周知、啓発方法について、県警察本部に協議</p> <p>◆パブリックコメントの実施(8/13～9/13)</p>	<p>◆車いす利用者用の利用証作成、対象者の範囲など障害者団体等の意見を取り入れた要綱案を作成</p> <p>◆大型量販店等より協力の内諾(正式な協力依頼は制度確定後)</p> <p>◆交通安全講習などでの周知、啓発についての内諾</p> <p>◆制度開始後に、交通安全協会等と連携した啓発、講習の実施を検討</p>	<p>◆制度の適正利用の徹底に向けた啓発、広報</p> <p>◆協力事業所及び対象駐車スペースの追加、拡大</p> <p>◆中国四国地域内での相互利用協定の締結</p> <p>平成22年度末実施:鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県 制度導入検討:香川県、広島県</p>	

重点取組の名称	障害者の就労促進と利用者工賃アップに向けて ～企業での職場実習の実施、雇用型福祉施設の設定促進～	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	73	線表(課題整理シート) の掲載ページ	33
---------	---	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) 法定雇用率未達成企業への雇用要請や委託訓練・各種助成制度の説明及び実習先の確保等訪問	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆厳しい経済状況による雇用の抑制	1 啓発活動等 (1)企業訪問 延べ114社	1 啓発活動等 (1)2社が委託訓練を利用しそれぞれ1名雇用			
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) 37団体内19団体が未達成(12市町村、2教委、5一部事務組合) ※調査後公表までに2町が達成 (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 安芸市ワークセンター、小高坂更生センター ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用	2 働く場の確保 (1)企業訪問 延べ114社(再掲) (2)市町村等への要請 ◆訪問8団体、電話6団体	2 働く場の確保 (2)障害者雇用に対する理解や姿勢について、市町村の温度差があり、既に対応済みの団体もある ◆雇用済み 2団体(香南市、日高村) ◆特別枠での採用試験予定 5団体(高知市、四万十市、中土佐町、黒潮町、香美市教委) ◆検討中 その他10団体 ◆調査後採用 2団体(津野町、四万十町)			
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それを担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(5月 開催) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (5/11交付決定、安芸市ワークセンター)	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所等連絡会の日程調整等に時間を要し、開催が遅くなった			
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆特別支援学校在校生を対象にホームヘルパー2級の資格取得講座を実施し、介護福祉分野への就職を支援する(受講予定者15名)(6月 講座開講)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆資格取得講座開講(6/19～10/31) 14名(4校)が受講	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座は、欠席もなく順調に進んでいる			
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る (年間30人)(要望に基づき随時)	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(4コース)修了4名うち就職2名 訓練中止(1コース)1名	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(4コース)修了4名うち就職2名 訓練中止(1コース)1名	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(4コース)修了4名うち就職2名 訓練中止(1コース)1名			
6 実習生受入企業の確保 ◆障害者の雇用に関する企業に対して、職場実習設備等整備補助金で障害者に配慮した設備等の整備に助成を行い、実習生受入企業の確保を図る (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (4月中旬 募集開始)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保	6 実習生受入企業の確保 ◆募集中(3件の問い合わせ)	6 実習生受入企業の確保 ◆引続き補助金のPRに努める				
2 四半期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)企業の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月 開催) 企業の人事担当者を対象に、県外で障害者を雇用している中小企業の取組み事例の紹介などを行う	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進					
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) ◆市町村の人事担当者対象の雇用促進セミナー(9月開催) 市町村等の人事担当者を対象に、障害特性の理解促進の研修や他の市町村での雇用事例の紹介などを行う (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用					
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(6月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(8月 開催)	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所等連絡会の開催(7/14) ◆22事業所等38名が参加し、障害者の雇用状況や県の助成制度の研修等を行った (2)実務担当者会の開催(8/30予定)				
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(受講中)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保(資格取得者の周知)					
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る (年間40人)(9月 1コース開始)	5 委託訓練の実施 (1)訓練修了(6コース)修了9名うち就職8名 訓練中(5コース) 5名 訓練中止(1コース)1名					
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (9月末 募集締め切り)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保					

就労継続支援A型事業所 (H22.4.1現在:15事業所、定員275人)

- 民間企業で雇用に至らなかった者
- 通所により就労の機会を提供
- 障害者施設と施設利用者が雇用契約を締結
- 労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規が適用
- 最低賃金(高知県631円)の支払い

就労移行支援事業所 (H22.4.1現在:15事業所、定員134人)

- 一般就労を希望している障害者を対象に、個別支援計画に基づき企業等での職場実習などにより知識・能力の向上を図り、一般就労への移行を支援
- 施設の利用期間は原則2年以内
- 就職後6か月間の職場定着支援

障害者委託訓練 (県が企業と委託契約を結んで実施)

コース名	委託先	訓練対象者	訓練期間	委託料	訓練手当	H21の実施状況		
						修了者数	就職者数	就職率
知識・技能習得訓練コース	民間教育機関	ハローワークに求職登録し、ハローワークが訓練の指示を出した者	2か月	訓練生1人当たり月額63,000円	なし	24	10	41.6
実践能力習得訓練コース	就職を希望する企業		3か月以内		なし	24	20	83.3
特別支援学校早期訓練コース		3年生で10月時点で就職先が決まっていな生徒	1か月		なし	12	10	83.3

3 四 半 期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)就労支援機関対象の雇用促進セミナー(12月 開催) 就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関を対象に、他県での一般就労に向けた支援の事例の紹介などを行う	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進				
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用				
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(10月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(12月 開催) (3)発達障害者の就労支援体制の構築 ◆就労移行支援事業所等を対象に、療育福祉センターと連携して、発達障害者の障害特性の理解、支援方法の研修を行う(10月 開催)					
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(10月末 終了)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保 (資格取得者の周知)				
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) (年間40人)(当期 2コース開始) (3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) 10月時点で就職先が決まっていない学生を対象に企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る (年間20人)(10月 開始)					
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (補助先の追加募集 随時)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保				
4 四 半 期	1 啓発活動等 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社 随時)	1 啓発活動等 (1)企業での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進				
	2 働く場の確保 (1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) (3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 ◆一般企業による設立を要請2 働く場の確保	2 働く場の確保 (2)公的機関での雇用促進 ◆障害者雇用に対する理解の促進 ◆従事する仕事の洗い出し、雇用形態の検討 ◆知的障害者の雇用				
	3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化 (1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) 就労移行支援事業所のスキルアップ(2月 連絡会の開催) (2)実務担当者会での協議・情報の共有(3月 開催)					
	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級の資格取得講座(就労支援 随時)	4 特別支援学校生の就労支援 ◆ホームヘルパー2級資格取得者の就労先の確保 (資格取得者の周知)				
	5 委託訓練の実施 (1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) (年間30人)(要望に基づき随時) (2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) (年間40人)(当期 2コース実施) (3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) (年間20人)(要望に基づき随時)					
	6 実習生受入企業の確保 (H22:7社、28人枠、合計175人枠確保) (補助先の追加募集 随時)	6 実習生受入企業の確保 (職場実習設備等整備補助金) ◆県中央部以外の地域での実習先の確保 ◆事務的な仕事の確保				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																																
<p>1. 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社) 法定雇用率未達成企業への雇用要請や委託訓練・各種助成制度の説明及び実習先の確保等訪問</p> <p>(2)企業の人事担当者などを対象とした雇用促進セミナーの開催(2回) ◆企業の人事担当者を対象に、県外で障害者を雇用している中小企業の取組事例の紹介などを行う ◆就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関を対象に、他県での一般就労に向けた支援の事例の紹介などを行う</p>	<p>1 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問 延べ114社(1四半期)</p> <p>企業訪問件数の推移 (件)</p> <table border="1"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>430</td> <td>360</td> <td>114</td> </tr> </table> <p>1 四半期</p>	H19	H20	H21	H22	100	430	360	114	<p>1 啓発活動等</p> <p>(1)企業訪問概要 ◆2社が委託訓練を利用しそれぞれ1名雇用 ◆H21年度に訪問した未達成の企業から障害者雇用に向けての相談 ◆障害者を雇用している企業や雇用したことがある企業は、障害者を戦力として評価 ◆未達成企業の多くは、雇用できない理由として厳しい経済状況を挙げている</p>	<p>●障害者の就職者数(H21) 333人 ※5年連続で過去最高を更新</p> <p>●雇用率(H21.6.1) ○民間企業(1.8%) ・高知県:1.75%(全国20位)、対象の57.3%が達成(全国13位) ・全国:1.63% " 45.5% " ○県庁(知事部局 2.1%、教委 2.0%) ※H22.6.1 ・知事部局:2.19%(対前年 0.08%) ・教育委員会:1.97%(" 0.10%) ○適正実施勧告(H22.3.31) 5団体 高知市、中土佐町、日高村、四万十市教育委員会 高知県・高知市病院企業団</p> <p>●就労継続支援A型事業所の新設 H23目標:定員300名 平成21年度末:15事業所、定員275名 ※高知県障害福祉計画の目標を上回る整備状況</p> <p>県内の雇用状況 5年連続で過去最高を更新!</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>障害者の就職者数</td> <td>293人(47.0%)</td> <td>333人(45.0%)</td> <td>・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内30社が適用) ・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度2.19% 県教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち15が未達成)</td> </tr> <tr> <td>障害者の就職率</td> <td>42.6%(18.0%)</td> <td>46.4%(11.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法定雇用率達成企業</td> <td>52.8%(21.0%)</td> <td>57.3%(13.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者就業雇用率</td> <td>1.67%(2.0%)</td> <td>1.75%(2.0%)</td> <td>・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況</td> </tr> <tr> <td>求職者の状況</td> <td colspan="3">毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)</td> </tr> </table>		20年度	21年度	備 考	障害者の就職者数	293人(47.0%)	333人(45.0%)	・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内30社が適用) ・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度2.19% 県教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち15が未達成)	障害者の就職率	42.6%(18.0%)	46.4%(11.0%)		法定雇用率達成企業	52.8%(21.0%)	57.3%(13.0%)		障害者就業雇用率	1.67%(2.0%)	1.75%(2.0%)	・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況	求職者の状況	毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)			<p>◆障害者雇用に対する理解の促進</p> <p>↓</p> <p>・企業の人事担当者対象の雇用促進セミナーで、県外で障害者を積極的に雇用している中小企業の取組事例の紹介</p> <p>◆障害者雇用に対する理解の促進 雇用率未達成市町村の達成及び公的機関での知的障害者の雇用 就労継続支援A型事業所の圏域間のばらつきが大きい(高知市に集中し安芸、中央西はなし)</p> <p>↓</p> <p>・首長への雇用の働き掛けや市町村による雇用事例の紹介 ・障害者施設による安芸での新設や民間企業での取組を支援し、定員300名の達成を図る</p>
H19	H20	H21	H22																																	
100	430	360	114																																	
	20年度	21年度	備 考																																	
障害者の就職者数	293人(47.0%)	333人(45.0%)	・民間企業の法定雇用率 1.8%(県内30社が適用) ・公的機関の状況 知事部局 2.11%(46位) ※平成22年度2.19% 県教委 1.87%(11位) 市町村等 1.64%(最下位、37団体のうち15が未達成)																																	
障害者の就職率	42.6%(18.0%)	46.4%(11.0%)																																		
法定雇用率達成企業	52.8%(21.0%)	57.3%(13.0%)																																		
障害者就業雇用率	1.67%(2.0%)	1.75%(2.0%)	・特別支援学校生の就職率(H21) 23% 横ばいの状況																																	
求職者の状況	毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)																																			
<p>2. 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問による雇用の要請(年間400社、随時訪問) (2)公的機関での雇用促進 ◆法定雇用率未達成市町村等への要請(随時) 37団体中19団体が未達成(12市町村、2教委、5一部事務組合)※調査後、2町が達成 ◆市町村の人事担当者を対象とした雇用促進セミナー(1回) 市町村等の人事担当者を対象に、障害特性の理解促進の研修や他の市町村での雇用事例の紹介などを行う</p> <p>(3)就労継続支援A型事業所の新設支援(随時) ◆旧体系施設の新体系の移行に併せて設立を要請 (安芸市ワークセンター、小高坂更生センター) ◆一般企業による設立を要請</p>	<p>2 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問 延べ114社(1四半期)(再掲) (2)市町村等へ雇用の要請 訪問 8団体、電話 6団体 市町村振興課による市町村への雇用要請 33市町村</p>	<p>2 働く場の確保</p> <p>(1)企業訪問概要 上記参照 (2)市町村等の状況 ◆雇用済み 2団体(香南市、日高村) ◆特別枠での採用試験予定 5団体 (高知市、四万十市、中土佐町、黒潮町、香美市教委) ◆検討中 その他10団体 (安田町、大豊町、土佐町、仁淀川町、梶原町、高知県・高知市病院企業団、高知北広域事務組合、香美香南老人ホーム組合、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合、嶺北広域行政事務組合) ◆調査後公表までに採用 2団体(津野町、四万十町)</p>	<p>県内の雇用状況 5年連続で過去最高を更新!</p> <p>障害者の就職者数 293人(47.0%) 333人(45.0%)</p> <p>障害者の就職率 42.6%(18.0%) 46.4%(11.0%)</p> <p>法定雇用率達成企業 52.8%(21.0%) 57.3%(13.0%)</p> <p>障害者就業雇用率 1.67%(2.0%) 1.75%(2.0%)</p> <p>求職者の状況 毎月約700人が求職活動を行っているが、就職に結びつのは月28人程度(H21年度実績)</p> <p>障害者雇用促進法の改正概要(平成22年7月から適用)</p> <p>○障害者雇用率 ・短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率のカウントの対象 ・障害者雇用率の計算の際、短時間労働者を0.5人としてカウント</p> <p>○障害者雇用納付金制度 雇用障害者が法定雇用率(1.8%)に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足ごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金(超過1人につき1月当たり2万7千円)や助成金を支給する</p> <p>◆改正内容 ・対象事業主の範囲が順次拡大 平成22年6月まで 常用雇用労働者が301人以上 平成22年7月から 常用雇用労働者が201人以上300人以下 平成27年4月から 常用雇用労働者が101人以上200人以下</p> <p>・納付金の減額特例 常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主 平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円 常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主 平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円</p> <p>◆県内の状況(H21) 常用雇用労働者が301人以上の事業主 40 障害者雇用納付金申告事業主 18 障害者雇用調整金申告事業主 18</p>	<p>◆就労移行支援事業所の圏域間のばらつきが大きい(高知市に集中し安芸、須崎はなし) 就労移行支援事業所間の支援スキルの差が大きい 発達障害者の就労支援方法が確立していない</p> <p>↓</p> <p>・新体系への移行時に就労移行支援事業所の設立を施設に働きかける ・就労移行支援事業所連絡会でスキルアップの研修を実施 ・県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出について検討</p> <p>◆高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト 県と高知大学を中心に産学官で「高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト(仮称)」を設立し、雇用の場となるモデル事業の研究開発と、それに対応した学校での職業教育・作業学習の開発を一体的に行う(H23~H27)</p>																																
<p>3. 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化</p> <p>(1)就労移行支援事業所の新設支援(随時) ◆施設から企業への一般就労を促進するため、それを担う就労移行支援事業所の新設を促進する 就労移行支援事業所のスキルアップ(連絡会の開催 3回)</p> <p>(2)実務担当者会での協議・情報の共有(4回) ◆特別支援学校生の就労支援を目的に、学校の進路担当者、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関が、就労に向けた情報交換や支援方法の調整等を行う</p> <p>(3)発達障害者の就労支援体制の構築 ◆就労移行支援事業所等を対象に、療育福祉センターと連携して、発達障害者の障害特性の理解、支援方法の研修を行う(1回)</p>	<p>3 就労移行支援事業所の新設支援・関係機関の連携強化</p> <p>(1)就労移行支援事業所等連絡会の開催(7/14)</p> <p>(2)実務担当者会の開催(5/14)</p>	<p>3 支援機関の新設・連携</p> <p>(1)就労移行支援事業所等連絡会参加者 22事業所等38名が参加 ◆障害者の雇用状況や県の助成制度の研修等を行った</p> <p>(2)実務担当者会参加者 21機関34名が参加 ◆一般就労に向けた取組方法や職場定着支援などについて協議</p>	<p>○障害者雇用率 平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円 常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主 平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円</p> <p>◆県内の状況(H21) 常用雇用労働者が301人以上の事業主 40 障害者雇用納付金申告事業主 18 障害者雇用調整金申告事業主 18</p>	<p>◆就労移行支援事業所の圏域間のばらつきが大きい(高知市に集中し安芸、須崎はなし) 就労移行支援事業所間の支援スキルの差が大きい 発達障害者の就労支援方法が確立していない</p> <p>↓</p> <p>・新体系への移行時に就労移行支援事業所の設立を施設に働きかける ・就労移行支援事業所連絡会でスキルアップの研修を実施 ・県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出について検討</p> <p>◆高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト 県と高知大学を中心に産学官で「高知発達障害者雇用研究開発プロジェクト(仮称)」を設立し、雇用の場となるモデル事業の研究開発と、それに対応した学校での職業教育・作業学習の開発を一体的に行う(H23~H27)</p>																																
<p>4. 特別支援学校生の就労支援</p> <p>特別支援学校在校生を対象にホームヘルパー2級の資格取得講座を実施し、介護福祉分野への就職を支援する(受講予定者15名)</p>	<p>4 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆介護資格取得研修委託事業を開始(6/19~10/31)</p>	<p>4 特別支援学校生の就労支援</p> <p>◆受講者 14名(4校)</p>	<p>◆県内の状況(H21) 常用雇用労働者が301人以上の事業主 40 障害者雇用納付金申告事業主 18 障害者雇用調整金申告事業主 18</p>	<p>◆介護福祉分野の就職先の確保</p> <p>↓</p> <p>・新設の高齢者福祉施設へ雇用の働きかけ 第4期(H21~23)介護保険事業支援計画における施設整備計画 特別養護老人ホーム 378床 グループホーム 306床 1,399床 その他 715床</p>																																
<p>5. 委託訓練の実施</p> <p>(1)一般求職者対象の職場訓練(実践能力習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る(年間30人)</p> <p>(2)一般求職者対象のパソコン訓練(知識・技能習得訓練コース) ハローワークでの求職者を対象に、パソコン訓練を実施し、就職の促進を図る(年間40人)</p> <p>(3)特別支援学校生対象の職場訓練(特別支援学校早期訓練コース) 10月時点で就職先が決まっていない学生を対象に企業での職場訓練を実施し、就職の促進を図る(年間20人)</p>	<p>5 委託訓練の実施</p> <p>(1)実践能力習得訓練コースの実施</p>	<p>5 委託訓練の実施</p> <p>(1)実践能力習得訓練コース ◆訓練修了(10コース) 修了13名うち就職10名 ◆訓練中(5コース) 5名 ◆訓練中止(2コース) 2名</p> <p>委託訓練の実績(H21)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>修了者</th> <th>就職者</th> <th>就職率</th> </tr> <tr> <td>・知識・技能習得訓練(5コース)</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>・実践能力習得訓練(21コース)</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>・特別支援学校早期訓練(18コース)</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>83.3</td> </tr> </table> <p>実人数</p>		修了者	就職者	就職率	・知識・技能習得訓練(5コース)	24	10	41.6	・実践能力習得訓練(21コース)	24	20	83.3	・特別支援学校早期訓練(18コース)	12	10	83.3	<p>◆就職率が高い「実践能力習得訓練コース」の拡充</p> <p>↓</p> <p>・実践能力習得訓練コースの定員増 H22 30人 → 35人 施設から一般就労への送り出し機能の強化(各種助成金の活用)</p>																	
	修了者	就職者	就職率																																	
・知識・技能習得訓練(5コース)	24	10	41.6																																	
・実践能力習得訓練(21コース)	24	20	83.3																																	
・特別支援学校早期訓練(18コース)	12	10	83.3																																	
<p>6. 実習生受入企業の確保</p> <p>障害者の雇用に理解のある企業に対して、職場実習設備等整備補助金で障害者に配慮した設備等の整備に助成を行い、実習生受入企業の確保を図る(H22:7社、28人枠 合計175人枠)</p>	<p>6 実習生受入企業の確保</p> <p>◆職場実習設備等整備補助金の公募中(~9/30)</p>	<p>6 実習生受入企業の確保</p> <p>◆3件の問い合わせ</p> <p>実習生受入企業の利用状況</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>受入枠の確保</th> <th>利用者</th> </tr> <tr> <td>・H19</td> <td>54人(9社)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・H20</td> <td>84人(16社) 合計138人(25社)</td> <td>110人</td> </tr> <tr> <td>・H21</td> <td>9人(2社) 合計147人(27社)</td> <td>169人</td> </tr> </table> <p>8割が知的障害者</p>		受入枠の確保	利用者	・H19	54人(9社)	-	・H20	84人(16社) 合計138人(25社)	110人	・H21	9人(2社) 合計147人(27社)	169人	<p>◆実習生受入企業が県中央地域に集中し、事務系の受入先がない</p> <p>↓</p> <p>・職場実習設備等整備補助金を活用し、中央地域以外での実習先の確保と事務系の受入先を開拓する ・職場実習先 200人枠の達成</p>																					
	受入枠の確保	利用者																																		
・H19	54人(9社)	-																																		
・H20	84人(16社) 合計138人(25社)	110人																																		
・H21	9人(2社) 合計147人(27社)	169人																																		

重点取組の名称	障害者の就労促進と利用者工賃アップに向けて ～工賃アップに向けた施設への経営コンサルタントの派遣、官公庁からの発注の促進～	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	74	線表(課題整理シート) の掲載ページ	33
---------	--	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題															
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHLの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																
1 四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆中小企業診断士を施設に派遣し、施設の経営診断や工賃水準改善のための助言・提案などを実施 (4月 継続派遣開始)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆継続派遣(4/1～3/31) 委託先:(社)中小企業診断協会高知県支部 本格診断2施設(ワークセンター白ゆり、宿毛授産園) 簡易診断4施設(第2あおぞら作業所、共同作業所ポップあき、れいほくの里どんぐり、あさひはばたき)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆21年度に経営コンサルタントを派遣した5施設中3施設が工賃アップ (ワークセンター白ゆり、共同作業所ポップあき、れいほくの里どんぐり)	<p style="text-align: center;">工賃(月額)の状況</p> <table border="1"> <caption>工賃(月額)の状況</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>高知</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>16,013</td> <td>12,222</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>16,113</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>15,595</td> <td>12,587</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>15,133</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害基礎年金と合わせても経済的自立が困難</p>	年度	高知	全国	H18	16,013	12,222	H19	16,113	12,600	H20	15,595	12,587	H21	15,133	-		
	年度	高知	全国																			
	H18	16,013	12,222																			
	H19	16,113	12,600																			
H20	15,595	12,587																				
H21	15,133	-																				
2 目標工賃達成助成事業 ◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額の20%以上の増額を前年度の工賃に掛け、達成した事業所に助成(年1回限り) 工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円 工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり 7,500円 (6月 H21工賃実績の公表、B型事業所への助成)			2 目標工賃達成助成事業 ◆工賃実績の取りまとめに時間を要したため、B型事業所への助成が遅くなった																			
3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品等のPR、企業との取引の仲介及び共同受注の仕組みづくりなどを行う(H21～H23) ※ふるさと雇用再生特別基金事業を活用 (4月 委託事業の開始)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆委託事業開始(4/1～3/31) 委託先:高知県社会就労センター協議会 ◆地域支援企画員へ障害者施設の活用を要請(4/15)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆訪問:企業62社、市町村障害者施設等25カ所 ◆ホームページへの掲載:16施設 ◆仲介件数:4(東洋電化の仕事9施設で受注他) ◆販売促進会への参加:1(「とさてらす」に延べ8施設が出店) ◆地域支援企画員を通じた障害者施設の活用 ・発注に向けて検討中 1施設(すずめ製菓工房) ※本川きじ生産組合が、現在愛媛県内で製造している「きじ肉の燻製」を県内での製造に切り替える方向で検討中																			
4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み 随時 庁内各課室に対して発注の要請 ・市町村に対して、地方自治法施行令が改正され、障害者施設から随意契約で物品の購入や役務の提供を受けることができることの周知と発注の要請 (5月 発注状況の調査) (2)福祉版アウトソーシングの取組み 健康政策部及び地域福祉部から市町村等への発注文書のコピーや封筒詰めなどの作業を障害者施設へ優先的に発注する (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)政策調整会議で印刷物の発注等を要請(5/6)各市町村に障害者雇用と併せて要請(随時)(7回休) (2)福祉版アウトソーシング ◆発注額 388千円(4件)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)障害者施設では、政策調整会議での要請後、県庁からの印刷物の発注が増えているとのこと ・官公庁からの発注状況の調査が集計に時間を要し、公表が遅くなった																			
2 四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (7月 新規派遣開始、基礎講座開催) (9月 工賃アップセミナー(施設職員)開催)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆新規派遣(7/2～3/31) 委託先:(社)中小企業診断協会高知県支部 本格診断2施設(多機能事業所「アオ」、オーシャンクラブ) 簡易診断4施設(作業所もえ、夢工房ひまわり、ニコの種、香南くろしお園) 基礎講座開催(7/5他) 延べ4回(10施設延べ25人受講)行い、経営分析の仕方と活用、原価計算などの研修を実施																			
	2 目標工賃達成助成事業		2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃実績の公表(7/20) 15,133円(対前年▲462円、▲3.0%)	2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃額 平成20年秋以降の経済悪化により、障害者施設の受注量が減少し工賃低下に繋がっている 新商品の開発や安定した事業を持っている施設は工賃アップに繋がっている	2 目標工賃達成助成事業 ◆H21工賃実績の公表(7月) 目標工賃を達成した就労継続支援B型事業所に助成(9月上旬)																	
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない																				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み (随時 各市町村等に対して発注の要請) (2)福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆H21官公庁からの発注状況調査(7月上旬) 94,991千円(対前年10,271千円、12.1%)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆H21官公庁からの発注状況 県、市町村等とも前年より増加しているが、未発注が13町村ある	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆H21官公庁からの発注状況の公表(7月)																	

3四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (委託先実施中)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある				
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (委託先実施中)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1) 県及び市町村等からの発注増の取組み (随時 庁内及び各市町村に対して発注の要請) (2) 福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
4四半期	1 経営コンサルタント派遣事業 (3月 経営コンサルタント報告会、事業終了)	1 経営コンサルタント派遣事業 ◆経営コンサルタント派遣に対して消極的な施設がある				
	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 (3月末 委託事業終了)	3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				
	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1) 県及び市町村等からの発注増の取組み (各市町村に対して発注の要請) (2) 福祉版アウトソーシングの取組み (随時 発注)	4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない				

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

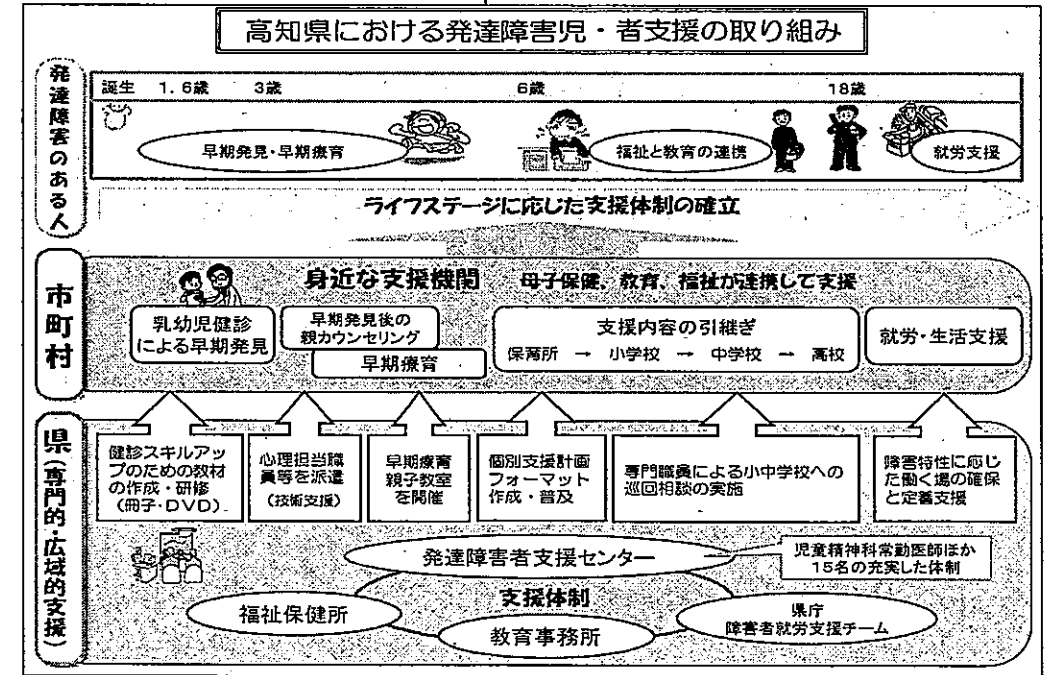
取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立で数量的に見る形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																									
<p>1 経営コンサルタント派遣事業 経営コンサルタントを施設に派遣し、施設の経営診断や工賃水準改善のための助言・提案などを実施</p> <p>・継続派遣 本格2施設、簡易4施設 ・新規派遣 本格2施設、簡易4施設 ・基礎講座 延べ4回開催 ・報告会 2地域 ・工賃アップセミナー 1回</p>	<p>1 経営コンサルタント派遣事業(H22) ◆継続派遣 本格2施設、簡易4施設 ◆新規派遣 本格2施設、簡易4施設 ◆基礎講座 延べ4回開催(10施設延べ25人受講) ◆施設訪問 延べ22事業所訪問</p>	<p>1 経営コンサルタント派遣の状況 ()は工賃アップ</p> <p>○H19 本格2(2) ○H20 本格4(3) 簡易9(5) 基礎10(2) ○H21 本格2(1) 簡易3(2) 基礎 2(2)</p>	<p>◆工賃がアップした施設が増えてきている ・工賃が増加した施設 (H20)31施設:15,651円 → (H21)35施設:16,643円 ・工賃が減少した施設 (H20)26施設:15,651円 → (H21)28施設:14,318円</p> <p>発注促進税制(税制優遇)の概要</p> <p>○制度の概要 障害者の「働く場」に対する発注額を前年より増加させた企業について、企業の有する固定資産(減価償却資産)の割増償却が認められる</p> <p>○税制優遇対象者 青色申告者であるすべての法人または個人事業主が対象</p> <p>○適用期間 5年間(平成20年4月1日～平成25年4月1日)の時限措置</p> <p>○割増償却限度額 割増償却の限度額は前年度からの発注増加額</p>	<p>◆経営コンサルタント派遣事業は経営改善に有効な手段であるが、派遣に消極的な施設がある</p> <p>↓</p> <p>・経営コンサルタント報告会で、派遣事業を実施した施設の具体的な取り組みや成果を紹介する</p>																									
<p>2 目標工賃達成助成事業 ◆就労継続支援B型事業所において、前々年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を前年度の工賃に掲げ、達成した事業所に助成(年1回限り) 工賃を30%以上引上げ 利用者1人あたり15,000円 工賃を20%以上引上げ 利用者1人あたり7,600円</p>	<p>2 目標工賃達成助成事業の実施</p>			<p>◆この事業の助成額では工賃アップの取組みのインセンティブにならない</p> <p>↓</p> <p>・報酬上の加算と併せて周知することで、主体的な工賃アップの取り組みに繋げる</p> <p>報酬上の加算(何れかを適用)</p> <p>○目標工賃達成加算(Ⅰ)……26単位/日(対象 11事業所) ・平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であること ・事業者が設定した目標水準以上であること</p> <p>○目標工賃達成加算(Ⅱ)……10単位/日(対象 6事業所) ・平均工賃が県の事業種別平均工賃の100分の80以上に相当する額を超えていること ・県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、目標工賃の達成に向けた事業及び作業内容等の見直しを位置づけた「工賃引上げ計画」を作成し、実施したこと</p>																									
<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 障害者施設の製品等のPR、企業との取引の仲介及び共同受注の仕組みづくりなどを行う 委託先:高知県社会就労センター協議会</p> <p>・訪問 企業 延べ50社以上 市町村、施設等 延べ30カ所 ・ホームページの見直し 掲載施設20施設 ・販路の開拓 仲介件数5件 ・販売促進会への参加 1回以上 ・共同受注の仕組みづくり検討会議 1回以上</p>	<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業 ◆委託事業実施中 (4/1~3/31) ◆地域支援企画員へ障害者施設の活用を要請(4/15)</p>	<p>3 ふるさと雇用再生施設受注促進事業の概要 1四半期実績 ◆訪問:企業62社、市町村障害者施設等25カ所 ◆ホームページへの掲載:16施設 ◆仲介件数:4(東洋電化の仕事9施設で受注他) ◆販売促進会への参加:1(「とさてらす」に延べ8施設が出店) ◆地域支援企画員を通じた障害者施設の活用 ・発注に向けて検討中 1施設(すずめ燻製工房) ※本川きじ生産組合が、現在愛媛県内で製造している「きじ肉の燻製」を県内での製造に切り替える方向で検討中</p>		<p>◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない</p> <p>↓</p> <p>・施設の製品等のPRを訪問やホームページにより強化するとともに、共同受注のシステムを構築する</p>																									
<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)県及び市町村等からの発注増の取組み ・庁内各課室に対して発注の要請 ・市町村に対して、地方自治法施行令が改正され、障害者施設から随意契約で、物品の購入や役務の提供を受けることができること の周知と発注の要請 (2)福祉版アウトソーシングの取組み 健康政策部及び地域福祉部から市町村等への発送文書のコピーや封筒詰めなどの作業を障害者施設へ優先的に発注する</p>	<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み (1)政策調整会議で印刷物の発注等を要請(5/6) 市町村に障害者雇用と併せて要請 (2)印刷物等を障害者施設へ発注</p>	<p>4 官公庁から障害者施設への発注の増の取組み ◆官公庁からの発注状況(千円)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1312 1516 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>対前年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・高知県</td> <td>16,789</td> <td>18,756</td> <td>22,000</td> <td>3,244</td> </tr> <tr> <td>・市町村等</td> <td>39,716</td> <td>65,324</td> <td>71,806</td> <td>6,482</td> </tr> <tr> <td>・国の機関</td> <td>166</td> <td>640</td> <td>1,185</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56,671</td> <td>84,720</td> <td>94,991</td> <td>10,271</td> </tr> </tbody> </table> <p>対前年10,271千円、12.1%</p>		H19	H20	H21	対前年	・高知県	16,789	18,756	22,000	3,244	・市町村等	39,716	65,324	71,806	6,482	・国の機関	166	640	1,185	545	合計	56,671	84,720	94,991	10,271		<p>◆障害者施設の製品や受注可能な作業が知られていない</p> <p>↓</p> <p>・障害者施設活用の要請と施設の製品等のPR、共同受注のシステムを構築する</p>
	H19	H20	H21	対前年																									
・高知県	16,789	18,756	22,000	3,244																									
・市町村等	39,716	65,324	71,806	6,482																									
・国の機関	166	640	1,185	545																									
合計	56,671	84,720	94,991	10,271																									

重点取組の名称	発達障害の早期発見・早期療育の支援体制づくりと個別支援計画の普及	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	75	線表(課題整理シート)の掲載ページ	34
---------	----------------------------------	------------------	----	-------------------	----

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)小児科医や保健師に対する早期発見の技術研修 ◆平成21年度に作成したDVDなどの教材を用いた自閉症スペクトラム早期発見研修会を開催(3月～4月)	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆専門的に関わる人材が不足しているため、早期発見の技術研修を開催し、人材の育成を図ることが必要。	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)自閉症スペクトラム早期発見研修会を13回開催 参加者数 安芸19名、中央東41名、高知市108名、いの町36名、須崎41名、幡多41名、療育福祉センター27名 合計313名(うち医師40名) DVDを医師7名に貸出	1 発達障害児の早期発見の取り組み (1)安芸圏域の参加が少なかったため、年度後半に実施する研修会で、周知の徹底を図る。 また、県内の小児科医の約4割が研修を受講したが、今後さらに参加者数を増加させる。	<p>●発達障害とは 広汎性発達障害(自閉症など)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、通常、低年齢でその症状が発現する脳機能の障害</p> <p>公立特別支援学校、公立小中学校児童・生徒の約5.1%(2,875人)に何らかの発達障害がある可能性(H21年高知県教育委員会調査)</p> <p>●主な発達障害と相互関係</p> <p>※()は、アメリカの報告等による発症率</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 内容:障害児ができておらず受診や療育につながらないケースを対象に、遊びや個別活動を通じた療育を行う 中央東福祉保健所:5月から実施 新たに実施する中央西福祉保健所との協議	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆中央西の親子教室は、2市町にまたがるため、開催場所等の検討が必要	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所における早期療育親子教室の実施 中央東は、7月からの実施に向けた準備 中央西は、関係機関で協議して開催場所等を決定 第1クール 9/8から5回(いの町すこやかセンター) 第2クール 12/1から5回(土佐市健康福祉センター)			
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆福祉・教育・労働などの関係者を対象にした、個別支援計画(成長に合わせた支援方法の記録)作成に関する研修会の開催準備	3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆特に教育委員会との連携が必要	3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆研修内容について療育福祉センターと協議(6/11)			
		4 企画・推進委員会等の開催 内容:早期発見・早期療育や、個別支援計画の引継ぎなどの取り組み全体をコーディネートするための、福祉・保健・医療・教育・労働の専門家や保護者からなる委員会 ◆就労支援ワーキングの設置準備	4 企画・推進委員会等の開催 ◆障害特性に応じた働く場の確保が必要のため、新たに就労支援ワーキングを設置することを確認	4 企画・推進委員会等の開催 ◆就労支援ワーキングの委員等について療育福祉センターと協議(6/11)			
2 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援 (土佐市の親カウンセリング:7月から実施)	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援 (土佐市の親カウンセリング:7月から実施)	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆チェックリスト活用した乳幼児健診の実施 香美市2回、いの町2回、土佐市1回 ◆親カウンセリングの実施 香美市1回4組、いの町3回8組、土佐市7月から2回7組、高知市5回34組		<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室 中央東:7/7～5回×3クール程度 中央西:9/8～5回×2クール程度</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央西:8月～)	2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆中央東は、7/7から2組の親子を対象に3回実施				
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催					
3 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆自閉症スペクトラム早期発見研修会(11月～12月) ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援				<p>高知県では、平成19年度から3年間、香美市をモデル地区に指定し、佐賀県のシステムを参考に、早期発見・早期療育の支援体制づくりに取り組んだ結果、成果が得られたので、今後、その成果を県内の全地域に普及することとしている。</p> <p>【早期発見・早期療育の流れ】</p> <p>香美市における実績(H19年度～21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎要フォロー児の割合 (ファミリー導入前) (導入後H19.12～) <ul style="list-style-type: none"> 1. 6歳児健診 0～1.1% → 13.9% 3歳児健診 2.2～2.6% → 11.3% ◎親カウンセリング事業への参加率 <ul style="list-style-type: none"> 1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8%(実13人) 3歳児健診後 " 26.5%(実9人) ◎早期療育親子教室への参加率 <ul style="list-style-type: none"> 親カウンセリング事業参加者の22.7%(実5組) [出生児の約1.5%] <p>◆早期発見・早期療育の必要性 発達障害は、発達のごく早期からその特性を有し、可能な限り早い時期からの特性に配慮した支援が、その後の発達や成人期の適応に良い影響を与える。</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)					
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催					
		4 企画・推進委員会等の開催に向けた準備 ◆第2回早期発見ワーキング、就労支援ワーキングの開催					
4 四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	1 発達障害児の早期発見の取り組み ◆市町村の乳幼児健診や親カウンセリングへの支援				<p>市町村の取り組み</p> <p>県が支援</p>	
		2 発達障害児の早期療育の取り組み ◆福祉保健所の早期療育親子教室(中央東、中央西)					
		3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり ◆個別支援計画の作成に関する研修会の開催					
		4 企画・推進委員会等の開催に向けた準備 ◆第2回企画・推進委員会の開催 ◆第3回早期発見ワーキング、就労支援ワーキングの開催					

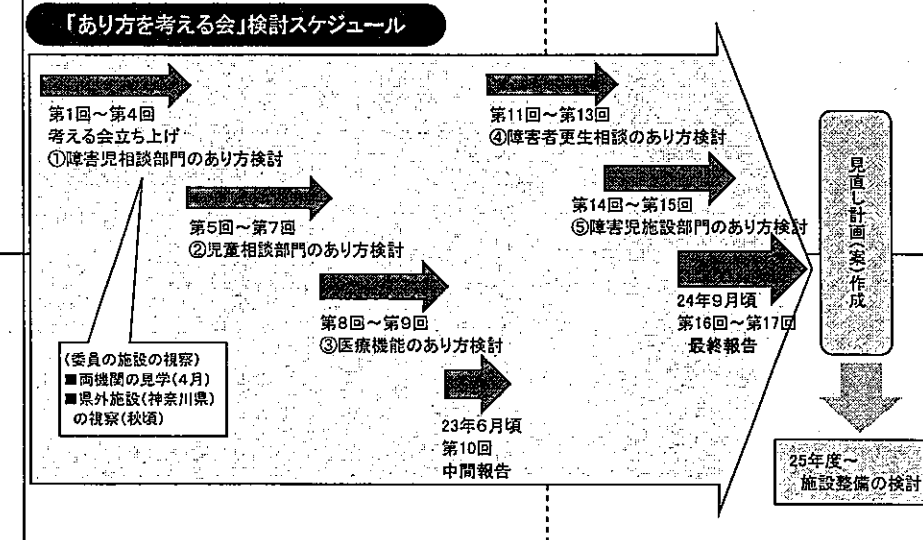
日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <p>◆県内各圏域で、DVDなどの教材を用いて、小児科医や保健師に対する早期発見の技術研修を開催</p> <p>◆乳幼児健診においてチェックリスト(2次問診票)を活用し、早期発見につなげる</p> <p>◆早期発見した後のフォローアップとして、親カウンセリングを実施</p> <p>◎親カウンセリング 乳幼児健診で要フォローの子どもを経過観察し、早期療育・早期診断につなげると同時に、親の育児不安の解消や虐待予防などの育児支援を行う。 (市町村で実施)←療育福祉センターの心理判定員が支援</p>	<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <p>◆自閉症スペクトラム早期発見研修会 7か所で計13回開催(3月～6月)</p> <p>◆チェックリストを活用した乳幼児健診の実施 香美市(H19～継続):4月から5回 いの町(H22新規):4月から5回 土佐市():6月から2回</p> <p>◆親カウンセリングの実施 香美市(H19～継続):4月から4回 いの町(H22新規):5月から7回 土佐市():7月から2回 高知市(H21～継続):4月から12回</p>	<p>1 発達障害児の早期発見の取り組み</p> <p>◆自閉症スペクトラム早期発見研修会 合計313名(うち医師40名)参加 早期発見のDVDを希望する医師7名に貸出</p> <p>◆チェックリストを活用した乳幼児健診で発見した要フォロー児(H22年度) 香美市:14名 いの町:17名 土佐市:16名</p> <p>〈香美市における要フォロー児の割合〉 チェックリスト導入前 導入後(H19.12～) 1. 6歳児健診 0～1.1% 13.9% 3歳児健診 2.2～2.6% 11.3%</p> <p>◆親カウンセリングの参加者(延べ)(H22年度) 香美市:13組 いの町:20組 土佐市:7組 高知市:74組</p> <p>〈親カウンセリングへの参加率〉香美市実績 1. 6歳児健診後 要フォロー児の28.8% 3歳児健診後 " 26.5%</p>	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>	<p>■早期発見や早期療育の支援体制や、支援方法を引き継ぐ仕組みの構築が一部の地域に止まっている。</p> <p>↓ 全圏域に拡大</p> <p>①親カウンセリングは、小規模町村の場合、近隣の市町村と共同実施 ②個別支援計画を作成するためには、市町村の教育委員会と連携が必要</p> <p>■発達障害に関する専門医師が不足 療育福祉センター受診:3カ月待ち</p> <p>↓ 小児神経精神科専門医を計画的に育成</p> <p>・高知医療再生機構の補助を受け、世界的に有名な発達障害の研究者であるスウェーデン エーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授と連携した研修や臨床実践を平成22年度から3年間にわたり実施(精神科、小児科医師6名が参加)</p> <p>■診断後に早期療育の専門支援を行う児童デイサービスが不足 現在、県内に5か所(定員60人)うち高知市4か所</p> <p>↓ 第2期障害福祉計画に基づき児童デイサービスを整備 整備目標(H23年度末):159人分</p> <p>・規制緩和された国の制度を活用するとともに、障害者施設の自立支援法に基づき新体系事業への移行に併せて、児童デイサービス事業所の設置を促進する。</p>
<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <p>◆親カウンセリングから紹介された未受診の乳幼児や診断後に療育支援を受けていない乳幼児を対象に早期療育親子教室を実施</p> <p>◎早期療育親子教室 障害受容ができておらず、受診や早期療育につなげていないケースを対象に、構造化(可視化)した空間スペースをつくり、場所ごとに用途(遊び、おやつ、ワークなど)を定め、行動しやすい環境にして、個別療育支援を行う。 1クール5回程度 (福祉保健所で実施) ↑ 療育福祉センターから心理判定員、保育士を派遣</p>	<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <p>◆早期療育親子教室の実施 中央東福祉保健所(H20～継続):7/7～ 3回実施 中央西福祉保健所(H22新規):9/8～</p>	<p>2 発達障害児の早期療育の取り組み</p> <p>◆中央東福祉保健所における早期療育親子教室参加者 H20 1クールで参加者1名 H21 2 " 5名 H22 現在 参加者2名</p> <p>〈早期療育親子教室への参加率〉香美市実績 親カウンセリング参加者の22.7%【出生児の約1.5%】</p> <p>【保護者の感想】 「育児への適切なアドバイスが頂けた」「子どもの発達状態に合わせてやる必要があるとわかった」</p> <p>【療育機関へのつなぎ】 早期療育親子教室の後、療育福祉センターで診断、児童デイサービスでの療育につなげられている。</p>	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>	<p>第2期障害福祉計画に基づき児童デイサービスを整備 整備目標(H23年度末):159人分</p> <p>・規制緩和された国の制度を活用するとともに、障害者施設の自立支援法に基づき新体系事業への移行に併せて、児童デイサービス事業所の設置を促進する。</p>
<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <p>◆福祉・教育・労働などの関係者を対象に、個別支援計画(成長に合わせて支援方法の記録)作成に関する研修会を開催。</p> <p>◆個別支援計画を引き継ぐための支援会議へアドバイザーを派遣。</p>	<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <p>◆個別支援計画の作成</p> <p>・H21から、香美市で個別支援会議を開催し計画を作成</p> <p>・H22は、大桁中、鏡野中、大宮小、山田小で個別支援会議を6回開催し計画を作成</p> <p>・参加機関は、香美市の福祉事務所、健康づくり推進課、学校教育課、学校関係者(校長、担任)のほか、療育福祉センター等</p> <p>・その後も、個別支援計画の内容について定期的に検証</p> <p>・附属特別支援学校でも、H21から個別支援会議を開催し計画を作成</p>	<p>3 個別支援計画を引き継ぐ仕組みづくり</p> <p>◆香美市の取り組みが、今年度からの町や土佐市に広がっていくこととなった。</p> <p>◆個別支援計画の作成を通じて地域の関係機関のネットワークが構築された。</p>	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>
<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <p>◆早期発見・早期療育や、個別支援計画の引継ぎなどの取り組み全体をコーディネートするため、福祉・保健・医療・教育・労働の専門家や保護者からなる企画・推進委員会をH19年度から開催</p>	<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <p>◆障害特性に応じた働く場の確保と定着支援が必要のため、新たに就労支援ワーキングを設置することを確認</p>	<p>4 企画・推進委員会等の開催</p> <p>◆委員の間で、情報の共有や連携の構築が図られている。</p>	<p>発達障害の早期発見・早期療育の支援体制を構築する気運の高まり(特に、小児科医師、市町村の保健師)</p>	<p>■障害特性に応じた働く場の確保</p> <p>↓ 就労支援ワーキングで、県の産業構造(1次、1.5次産業)に応じた発達障害者の職業教育や雇用創出について検討 (高知大学との共同研究)</p>



重点取組の名称	療育福祉センターの今後のあり方の検討	日本一の健康長寿県構想掲載ページ	76	線表(課題整理シート)の掲載ページ	35
---------	--------------------	------------------	----	-------------------	----

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等		
1四半期	○有識者等による「あり方を考える会」で療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を検討(委員15名) ◆委員による両機関の見学(4月下旬) 1 障害児相談部門のあり方検討(第2回～第4回) 障害のある子どもとその保護者に対する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方の検討 ◆第2回会議(5月下旬) (1)両機関が連携して対応すべきケースやいわゆるグレーゾーンの子どものより良い支援のあり方 (2)市町村への相談活動等への専門的支援や資質向上の取り組み (3)総合的な障害児相談支援機能のあり方	◆国の障害児施策の見直しに合わせて、検討スケジュールや内容を考慮する必要 ◆障害と虐待等が重複するケースなど、両機関が連携して対応すべきケースの洗い出し	○有識者等による「あり方を考える会」で療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を検討(委員15名) ◆委員による両機関の見学 4月28日 委員10名参加 5月11日 委員3名参加 1 障害児相談部門のあり方検討 ◆第2回会議(6月9日)	(会議での意見を踏まえて) ◆発達障害と虐待が重複している子どもへの対応など、多くの意見をいただいている部分について、さらに深く議論していただく必要がある ◆フレームである相談支援機能の検討と併せて、コアである人材育成の方法についても検討する必要がある 一次回の会議で、「福祉職の人材育成の方法」を論点に追加			
2四半期	◆第3回会議(7月下旬) ◆第2回会議での論点整理を踏まえて、障害児相談部門のあり方を検討 ◆第4回会議(9月中旬) ◆第3回会議から引き続き、障害児相談部門のあり方を検討 ◆県外施設の視察(9月下旬) 総合療育センターと中央児童相談所を一体的に運営している施設を視察(神奈川県麻沢市)		◆第3回会議(7月27日)	(会議での意見を踏まえて) ◆「スペシャリストの育成が重要」などの意見を踏まえて、今後の機能の検討の中でも、人材育成について引き続き議論していただく必要がある	◆第3回会議(7月下旬) ・福祉職の人材育成の方法の検討を論点に追加		
3四半期	2 児童相談部門のあり方検討(第5回～第7回) 児童家庭問題に適切に対応する相談支援機関としての機能及びより良い支援のあり方の検討 ◆第5回会議(10月中旬) (1)児童の自立支援や家族再統合に向けたより良い取組み (2)適切な一時保護所の施設構造や規模、職員配置等のあり方 ◆第6回会議(12月上旬) ◆第5回会議での論点整理を踏まえて、児童相談部門のあり方を検討		<div style="text-align: center;"> 療育福祉センター(高知市若草町) 昭和40年度～昭和56年度建築 </div>				
4四半期	◆第7回開催(1月下旬)⇒相談部門の取りまとめ ◆第2～6回会議での意見を踏まえて、相談支援部門の機能及びより良い支援のあり方をとりまとめ 3 医療機能のあり方検討(第8回～第9回) 児童家庭福祉分野や障害者福祉に対する医療的な支援や連携のより良いあり方の検討 ◆第8回会議(3月下旬) (1)地域の医療機関や福祉施設等との連携のあり方 (2)療育福祉センターが担う医療の主な対象者と治療の範囲、医師確保の方策		<div style="text-align: center;"> 中央児童相談所(高知市大津) 昭和55年度建築 </div>				



日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方の検討 ◆利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、有識者等による「あり方を考える会」で、両機関のより良いあり方を検討する。	◆委員による両機関の見学会を実施(4月) ◆検討会議の開催(6月、7月)	◆人材育成など重要な論点が新たに提起され、新たな視点での検討ができた。 ◆児童入所施設で対応が十分でないケースなど具体的な意見をいただいていることから、両機関の課題が明確になってきている。		◆平成23年6月の中間報告に向けて、意見のとりまとめを行う。

重点取組の名称	児童虐待への対応	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	78	線表(課題整理シート) の掲載ページ	39～41
---------	----------	----------------------	----	-----------------------	-------

期	内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)																																																																															
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題																																																																														
1 四半期	児童相談所の向上・体制強化	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中に計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等																																																																														
		(1)児童相談所の組織・機能強化 (2)心理相談・法的問題相談に対応するために、児童虐待対応専門家の委嘱(通年)→ 医師 1名、弁護士 2名 (3)児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てに関する法的手続き業務を弁護士へ委託 (4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長) 3日間/回×4回 (5)新任職員研修(一時保護所体験研修) (6)新任職員研修(希望が丘学園体験研修) (7)施設と児相の心理職員学習会(6月) (8)面接の技術研修	◆スーパーバイズできる職員の育成 ◆関係機関との信頼関係の構築と連携の強化	(1)児童相談所の組織・機能強化 ◆職員の増員(中央児相) 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ◆児童虐待対応チーム拡充:7→11名 チームを拡充し、児童虐待の初期対応のみでなく、虐待者が児相の指導に一定従うようになるまでチームで担当し、その後、相談課に引き継ぐように変更。 ◆里親支援担当チームの配置 ◆児童心理司1名増(樟多児相) ◆管轄区域の変更(四万十町) (2)児童虐待対応専門家への委嘱(22.4.1～23.3.31) 高知大学医学部付属病院 精神科 吉岡知子医師 溝淵悦子弁護士・岩城正光弁護士(NPO法人子どもの虐待防止ネットワークあいち理事長) (3)司法手続きの弁護士への業務委託(通年) 溝淵悦子弁護士 (4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長 赤井兼太) 5月10～12日・24日～26日・6月7日～9日・21日～23日(計4回) (5)新任職員研修(一時保護所体験研修 1日 8:30～21:00) 4月15・16・30日 5名 (6)新任職員研修(希望が丘学園体験研修 1日 8:20～21:00) 5月20日、6月3日 5名 (7)施設と児相の心理職員学習会 6月11日 10名 (8)面接の技術研修 6月16日 18名	◆児童虐待相談通告件数 <table border="1"> <tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>合計</th></tr> <tr><td>H22</td><td>39</td><td>21</td><td>40</td><td>100</td></tr> <tr><td>H21</td><td>16</td><td>25</td><td>43</td><td>84</td></tr> </table> ◆一時保護の状況 <table border="1"> <tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>合計</th></tr> <tr><td>H22</td><td>37</td><td>17</td><td>21</td><td>75</td></tr> <tr><td>H21</td><td>16</td><td>5</td><td>7</td><td>28</td></tr> <tr><td>うち虐待</td><td>12</td><td>1</td><td>1</td><td>14</td></tr> <tr><td>うち職権保護</td><td>23</td><td>16</td><td>20</td><td>59</td></tr> <tr><td>H21</td><td>10</td><td>3</td><td>9</td><td>22</td></tr> <tr><td>うち虐待</td><td>5</td><td>2</td><td>3</td><td>10</td></tr> <tr><td>うち職権保護</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ◆措置児童数 <table border="1"> <tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>合計</th></tr> <tr><td>H22</td><td>20</td><td>4</td><td>7</td><td>31</td></tr> <tr><td>H21</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>9</td></tr> <tr><td>入所児童数</td><td>11</td><td>7</td><td>10</td><td>28</td></tr> <tr><td>うち虐待</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>8</td></tr> </table>		4月	5月	6月	合計	H22	39	21	40	100	H21	16	25	43	84		4月	5月	6月	合計	H22	37	17	21	75	H21	16	5	7	28	うち虐待	12	1	1	14	うち職権保護	23	16	20	59	H21	10	3	9	22	うち虐待	5	2	3	10	うち職権保護						4月	5月	6月	合計	H22	20	4	7	31	H21	3	3	3	9	入所児童数	11	7	10	28	うち虐待	1	5	2	8
			4月	5月	6月	合計																																																																															
H22	39	21	40	100																																																																																	
H21	16	25	43	84																																																																																	
	4月	5月	6月	合計																																																																																	
H22	37	17	21	75																																																																																	
H21	16	5	7	28																																																																																	
うち虐待	12	1	1	14																																																																																	
うち職権保護	23	16	20	59																																																																																	
H21	10	3	9	22																																																																																	
うち虐待	5	2	3	10																																																																																	
うち職権保護																																																																																					
	4月	5月	6月	合計																																																																																	
H22	20	4	7	31																																																																																	
H21	3	3	3	9																																																																																	
入所児童数	11	7	10	28																																																																																	
うち虐待	1	5	2	8																																																																																	
2 市町村の体制強化	(1)市町村児童家庭相談担当新任職員研修 (2)要保護児童対策地域協議会の運営支援 (3)地域支援者会議の立ち上げに向けての支援 (4)市町村児童家庭相談体制の充実 市町村児童家庭相談体制整備事業費補助金	◆市町村職員の体制強化 ・専門性や専任職員の確保 ・相談ノウハウの蓄積 ◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・関係機関との役割分担と活動支援 ・コーディネーターの育成 ・学校や民生・児童委員など地域との連携強化 ・妊婦・乳児・要支援児童への支援と進行管理	(1)市町村児童家庭相談担当新任職員研修(中央:6月15・22・29日樟多:7月20日) (2)要保護児童対策地域協議会の運営支援 中央:代表者会13回、実務者会11回 樟多:代表者会3回、実務者会4回 (3)地域支援者会議について、高知市と協議 (4)市町村児童家庭相談体制の充実 市町村児童家庭相談体制整備事業費補助金 交付決定日:平成22年5月12日 備品整備:香南市、宿毛市、黒潮町、大月町 研修:香南市、宿毛市、土佐清水市、佐川町、黒潮町	◆要保護児童対策地域協議会を、まだ開催していない市町村に対しての支援を行う。 ◆高知市に対して、地域支援者会議を三里地区以外に年度内に2箇所程度の設置の要請を行ったが、人員・体制等の理由により、今年度は、1箇所に限る。																																																																																	
3 虐待予防等の取り組み	(1)施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を推進していくため市町村職員も同行のうえサポートケアを実施 (2)児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)の委託契約	◆施設入所児童への適切な支援の実施 ・家庭復帰に向けた施設入所中からの継続的な関わり ・施設が作成した自立支援計画について協議し、支援計画の共有	(1)サポートケア ◆第1回(中央 5月中旬～6月上旬 樟多 5月) ・子どもとの顔合わせ ・子どもの権利についての説明 ・子どもからの近況の聞き取り ◆第2回(中央 6月中旬～7月上旬 樟多 7月) ・施設・児童相談所・市町村で、入所児童の自立支援計画について協議・策定 (2)児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託先:NPO法人 カンガルーの会	◆子どもの権利についての相談はがき 8件 施設に訪問して対応済み ◆短期的・長期的自立支援計画の確認をし、それぞれの役割を、市町村も含めて確認できた。																																																																																	

2 四 半 期	1 ・ 児 童 相 談 所 体 制 強 化	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長) 3日間/回×6回 (5)新任職員研修(施設宿泊研修) (6)施設と児相の心理職員学習会(9月) (8)警察との連絡協議会 (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター9月6日～10月1日) (10)所内研修会(中央 9月)	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長 赤井兼太) 7月5～7日・26日～28日・8月2日～4日・23日 9月6日～8日・13日～15日 (計6回) (5)新任職員研修(施設宿泊研修) 7月実施 6名 愛仁園・子供の家・聖園ベビー・南海少年寮 各1名 博愛園 2名 (8)警察との連絡協議会(中央:7月23日 福多:8月5日) ・児童虐待事案への対応について ・触法少年事案について ・夜間の身柄付通付について (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター9月6日～10月1日 西岡主幹)	◆子どもの権利についての相談はがき 1件 施設に訪問して対応済み ◆児童虐待相談通告件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> ◆一時保護の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H22</td> <td>受付件数</td> <td>29</td> <td></td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>2</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21</td> <td>うち職権保護</td> <td>2</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>受付件数</td> <td>23</td> <td></td> <td>82</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21</td> <td>うち虐待</td> <td>7</td> <td></td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>うち職権保護</td> <td>2</td> <td></td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> ◆措置児童数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H22</td> <td>入所児童数</td> <td>2</td> <td></td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>0</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21</td> <td>入所児童数</td> <td>11</td> <td></td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>2</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		7月	8月	9月	累計	H22	23			123	H21	18			102		7月	8月	9月	累計	H22	受付件数	29		104	うち虐待	2		30	H21	うち職権保護	2		16	受付件数	23		82	H21	うち虐待	7		29	うち職権保護	2		12		7月	8月	9月	累計	H22	入所児童数	2		33	うち虐待	0		9	H21	入所児童数	11		39	うち虐待	2		10
		7月	8月	9月	累計																																																																					
	H22	23			123																																																																					
H21	18			102																																																																						
	7月	8月	9月	累計																																																																						
H22	受付件数	29		104																																																																						
	うち虐待	2		30																																																																						
H21	うち職権保護	2		16																																																																						
	受付件数	23		82																																																																						
H21	うち虐待	7		29																																																																						
	うち職権保護	2		12																																																																						
	7月	8月	9月	累計																																																																						
H22	入所児童数	2		33																																																																						
	うち虐待	0		9																																																																						
H21	入所児童数	11		39																																																																						
	うち虐待	2		10																																																																						
2 市 強 化 の 体 制	(3)地域支援会議の立ち上げに向けての支援 (5)児童問題関係職員研修会(8月25・26日) (6)児童家庭相談部署実務責任者会(ブロック会)	(3)地域支援会議については、県・高知市の実務者レベルで協議した結果、今年度については、三里地区・一宮地区で実施することとした。 (5)児童問題関係職員研修会(8月25・26日) (6)児童家庭相談部署実務責任者会(ブロック会)(9月下旬～10月上旬)																																																																								
3 取 組 み 防 等 の																																																																										
3 四 半 期	1 児 童 相 談 所 体 制 強 化	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長) 3日間/回×6回 (6)施設と児相の心理職員学習会(11月) (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター11月1日～11月26日) (10)所内研修会(性暴力への対応～治療プログラム～)(中央 10月) (10)所内研修会(中央 12月)	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長 赤井兼太) 10月4～6日・25日～27日・11月8日～10日・15日～17日 12月6～8日・20～22日 (計6回) (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター11月1日～11月26日 松浦主任) (10)所内研修会(性暴力への対応～治療プログラム～) 10月18日 大阪大学大学院 教授 藤岡淳子 10月19日 大阪府池田子ども家庭支援センター 浅野恭子																																																																							
	2 市 強 化 の 体 制	(3)地域支援者会議(三里、一宮)への支援(10月) (7)要保護児童対策地域協議会調整機関職員の情報交換会(人口規模別) (8)児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月) (9)市町村児童家庭相談担当職員後期研修(11・12月)	(3)地域支援者会議を三里地区、一宮地区で実施予定																																																																							
	3 取 組 み 防 等 の 取 り	(2)児童虐待予防モデル事業実施(保育士・保健師を対象にした「あまえ療法」の研修会、保育士対象研修会、保健師対象研修会の実施) (3)オレンジリボンキャンペーン(10月31日～) (4)児童虐待防止月間テレビ・ラジオでスポットCM放送(人権啓発センター) (5)児童虐待検証部会 (6)被措置児童等施設内虐待対応ガイドラインワーキンググループ立ち上げ・協議	(2)児童虐待予防モデル事業実施 ・保育士・保健師を対象にした研修会 四万十市(10月)、宿毛市(10月)、土佐清水市(11月) ・保健師対象研修会の実施 四万十市(10月、12月) ・保育士対象研修会の実施 宿毛市(12月) (4)児童虐待防止月間テレビ・ラジオスポットCM放送プロポーザル実施 10月(人権啓発センター)																																																																							
4 四 半 期	1 児 童 相 談 所 体 制 強 化	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長) 3日間/回×4回 (6)施設と児相の心理職員学習会(2月) (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター1月12日～2月8日)	(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長 赤井兼太) 1月11～13日・17日～19日・2月7日～9日・21日～23日 (計4回) (9)県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター1月12日～2月8日 矢部主幹)																																																																							
	2 市 強 化 の 体 制	(3)地域支援会議の立ち上げに向けての支援 (9)市町村児童家庭相談担当職員後期研修(1月)																																																																								
	3 取 組 み 防 等 の	(1)サポートケア第3回目 (2)児童虐待予防モデル事業実施(保育士を対象にした「あまえ療法」の研修会の実施) (6)被措置児童等施設内虐待対応ガイドライン作成	(2)児童虐待予防モデル事業実施 ・保育士対象研修会の実施 四万十市(1月)、土佐清水市(2月)																																																																							

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立が数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応																																																																																																
<p>1 児童相談所体制強化・専門性の向上</p> <p>(1)児童相談所の組織・機能強化</p> <p>(2)心理相談・法的問題相談に対応するために、児童虐待対応専門家(通年)</p> <p>高知大学医学部附属病院 精神科 吉岡医師 溝淵悦子弁護士 岩城正光弁護士(NPO法人子どもの虐待防止ネットワークあいち理事長)</p> <p>(3)児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てに関する法的手続き業務を溝淵悦子弁護士へ委託</p> <p>(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長) 3日間/回×20回</p> <p>(5)新任職員研修</p> <p>一時保護所体験研修 希望が丘学園体験研修 施設宿泊研修</p> <p>(6)施設と児相の心理職員学習会</p> <p>(7)面接の技術研修</p> <p>(8)警察との連絡協議会</p> <p>(9)県外の先進地への職員派遣研修 3名(大阪府中央子ども家庭センター)</p> <p>(10)所内研修会(9・10・12月)</p>	<p>1 児童相談所体制強化・専門性の向上</p> <p>(1)児童相談所の組織・機能強化</p> <p>◆職員の増員(中央児相) 34人→42人→43人 H20 H21 H22</p> <p>◆児童虐待対応チーム拡充:7→11名</p> <p>◆里親支援担当チームの配置</p> <p>◆児童心理司1名増(幡多児相)</p> <p>◆管轄区域の変更(四万十町)</p> <p>(2)児童虐待対応専門家への委嘱(22.4.1~23.3.31)</p> <p>高知大学医学部附属病院 精神科 吉岡医師 溝淵悦子弁護士・岩城正光弁護士(NPO法人子どもの虐待防止ネットワークあいち理事長)</p> <p>(3)司法手続きの弁護士への業務委託(通年)</p> <p>溝淵悦子弁護士</p> <p>(4)児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(元大阪府中央子どもセンター所長 赤井兼次) 3日間/回×20回</p> <p>(5)新任職員研修</p> <p>◆一時保護所体験研修 1日 8:30~21:00 4月15・16・30日</p> <p>◆希望が丘学園体験研修 1日 8:20~21:00 5月20日、6月3日</p> <p>◆施設宿泊研修(7月実施)</p> <p>愛仁園・子供の家・聖園ベビー・南海少年寮・博愛園</p> <p>(6)警察との連絡協議会(中央:7月23日 幡多:8月5日)</p>	<p>1 児童相談所体制強化・専門性の向上</p> <p>(2)児童虐待対応専門家への相談件数(7月末現在)</p> <p>溝淵悦子弁護士 2件 岩城正光弁護士 4件</p> <p>(3)司法手続きの弁護士への業務委託(7月末現在) 0件</p> <p>(5)新任職員研修</p> <p>◆一時保護所体験研修 参加者 5名</p> <p>◆希望が丘学園体験研修 参加者 5名</p> <p>◆施設宿泊研修(参加者 6名) 愛仁園・子供の家・聖園ベビー・南海少年寮 各1名 博愛園 2名</p> <p>(8)警察との連絡協議会(中央:7月23日 幡多:8月5日)</p> <p>・児童虐待事案への対応について ・触法少年事案について ・夜間の身柄付通告について</p> <p>上記について、警察と児相で互いの認識の確認をすることができた。</p> <p>◆児童虐待相談通告件数</p> <table border="1" data-bbox="1023 682 1439 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>39</td> <td>21</td> <td>40</td> <td>23</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>16</td> <td>25</td> <td>43</td> <td>18</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆一時保護の状況</p> <table border="1" data-bbox="1023 787 1558 945"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">H22</td> <td>受付件数</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>うち職権保護</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H21</td> <td>受付件数</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>うち職権保護</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆措置児童数</p> <table border="1" data-bbox="1023 966 1513 1102"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H22</td> <td>入所児童数</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21</td> <td>入所児童数</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>うち虐待</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	合計	H22	39	21	40	23	123	H21	16	25	43	18	102			4月	5月	6月	7月	合計	H22	受付件数	37	17	21	29	104	うち虐待	16	5	7	2	30	うち職権保護	12	1	1	2	16	H21	受付件数	23	16	20	23	82	うち虐待	10	3	9	7	29	うち職権保護	5	2	3	2	12			4月	5月	6月	7月	合計	H22	入所児童数	20	4	7	2	33	うち虐待	3	3	3	0	9	H21	入所児童数	11	7	10	11	39	うち虐待	1	5	2	2	10		<p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井兼次)、県外の先進地への職員派遣については、3年間の評価を実施し、今後も引き続き継続して行い、専門性の向上を図る。</p> <p>◆心理相談・法的問題相談に対応するため、次年度以降も児童虐待専門家の委嘱を行う。</p> <p>◆迅速な対応をするために、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てに関する法的手続き業務委託を継続して行う。</p> <p>◆ケース記録や債権の適正な管理にむけ、ITシステムを導入し、その仕組みを構築する。</p>
	4月	5月	6月	7月	合計																																																																																															
H22	39	21	40	23	123																																																																																															
H21	16	25	43	18	102																																																																																															
		4月	5月	6月	7月	合計																																																																																														
H22	受付件数	37	17	21	29	104																																																																																														
	うち虐待	16	5	7	2	30																																																																																														
	うち職権保護	12	1	1	2	16																																																																																														
H21	受付件数	23	16	20	23	82																																																																																														
	うち虐待	10	3	9	7	29																																																																																														
	うち職権保護	5	2	3	2	12																																																																																														
		4月	5月	6月	7月	合計																																																																																														
H22	入所児童数	20	4	7	2	33																																																																																														
	うち虐待	3	3	3	0	9																																																																																														
H21	入所児童数	11	7	10	11	39																																																																																														
	うち虐待	1	5	2	2	10																																																																																														
<p>2 市町村の体制強化</p> <p>(1)市町村児童家庭相談担当新任職員研修</p> <p>(2)要保護児童対策地域協議会の運営支援</p> <p>(3)地域支援者会議の立ち上げに向けての支援</p> <p>(4)市町村児童家庭相談体制の充実</p> <p>市町村児童家庭相談体制整備事業費補助金</p> <p>(5)児童問題関係職員研修会(8月25・26日)</p> <p>(6)児童家庭相談部署実務責任者会</p> <p>(7)要保護児童対策地域協議会調整機関職員の情報交換会</p> <p>(8)児童福祉司任用資格取得講習会(11月~12月)</p> <p>(9)市町村児童家庭相談担当職員後期研修</p>	<p>2 市町村の体制強化</p> <p>(1)市町村児童家庭相談担当新任職員研修(中央 3回、幡多 1回)</p> <p>(2)要保護児童対策地域協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の積極的参画)</p> <p>(3)学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援</p> <p>◆人員・組織の充実についての要請(高知市)</p> <p>(4)市町村児童家庭相談体制の充実</p> <p>市町村児童家庭相談体制整備事業費補助金 交付決定日:平成22年5月12日 備品整備:香南市、宿毛市、黒潮町、大月町 研修:香南市、宿毛市、土佐清水市、佐川町、黒潮町</p>	<p>2 市町村の体制強化</p> <p>◆市町村児童家庭相談担当新任職員研修(中央 33名受講、幡多 11名受講)</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援(6月末現在)</p> <p>中央:代表者会13回、実務者会11回 幡多:代表者会3回、実務者会4回</p> <p>◆市町村児童家庭相談体制整備事業費補助 備品整備 香南市、宿毛市、黒潮町:自動車 大月町:乳幼児身長計等</p> <p>研修対象 香南市、佐川町:市町村職員 宿毛市、黒潮町:要保護児童対策地域協議会構成員 土佐清水市:市町村職員、要保護児童対策地域協議会構成員</p>		<p>◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の拡充及び充実に向け支援を行う。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の運営力の向上に対する支援(児童相談所の積極的参画)を行う。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会のコーディネーターの資質向上のための研修会の実施。</p>																																																																																																
<p>3 虐待予防等の取り組み</p> <p>(1)施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアの実施</p> <p>(2)児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)(研修会 4回)</p> <p>(3)オレンジリボンキャンペーン(10月31日~)</p> <p>(4)児童虐待防止月間テレビ・ラジオでスポットCM放送(入権啓発センター)</p> <p>(5)児童虐待検証部会</p> <p>(6)被措置児童等施設内虐待対応ガイドラインワーキンググループ立ち上げ・協議・作成</p>	<p>3 虐待予防等の取り組み</p> <p>(1)サポートケア</p> <p>◆第1回(中央 9施設7里親 幡多 5施設2里親)</p> <p>◆第2回(中央 10施設 幡多 5施設2里親)</p> <p>(2)児童虐待予防モデル事業(あまえ療法)</p> <p>委託先:NPO法人 カンガルーの会</p> <p>・保育士・保健師を対象にした研修会 四万十市(10月)、宿毛市(10月)、土佐清水市(11月)</p> <p>・保健師対象研修会の実施 四万十市(10月、12月)</p> <p>・保育士対象研修会の実施 宿毛市(12月)、四万十市(1月)、土佐清水市(2月)</p> <p>(3)高知オレンジリボンキャンペーン(10月31日)</p> <p>街頭パレード 講演会(追手前高校芸術ホール) 「聞こえますか心の叫びが」 岩城 正光弁護士</p>	<p>3 虐待予防等の取り組み</p> <p>◆子どもの権利についての相談はがき 9件</p> <p>施設に訪問して対応済み</p> <p>◆施設入所児童へのサポートケアにより、施設と児相・市町村が自立支援計画を共有できた児童の数</p> <p>中央:施設入所児童 345名 里親委託児童13名 幡多:施設入所児童 61名 里親委託児童2名</p>		<p>◆虐待予防モデル事業(あまえ療法)の幡多地域で実施した研修の検証をどう行っていくか。また、あまえ療法を受けた保育士・保健師がどうやって父母に伝えていくかの検討。</p>																																																																																																

重点取組の名称	児童福祉施設の充実	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	79	線表(課題整理シート) の掲載ページ	39
---------	-----------	----------------------	----	-----------------------	----

期	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		
	内容	実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等	
1四半期			<ul style="list-style-type: none"> ◆愛童園工事請負契約(平成22年5月27日) 工事着工(平成22年6月1日) ◆白蓮寮に対し、県木材を使った木造による改築の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ◆木造建築にした場合、改築時期が珪光寮(木造)と同時期となり法人として厳しくなるので、木造の予定なし。 			
2四半期			<ul style="list-style-type: none"> ◆白蓮寮・子供の家について、9月補正予算計上に向けた進捗管理 ◆国庫補助等対象施設選定等審査会への審査を依頼が必要(次世代育成支援対策整備交付金申請前) ◆耐震化だけでなく、居室の個室化など児童の生活環境の改善やケア形態の小規模化の推進 ◆各施設と連絡を密にし、23年度中の完了に向けて進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◆愛童園起工式(平成22年8月6日) ◆白蓮寮・子供の家9月補正計上 白蓮寮 耐震化補助金 265,875千円 次世代補助金 11,485千円 子供の家 耐震化補助金 357,337千円 			
3四半期			<ul style="list-style-type: none"> ◆南海少年寮について、12月補正予算計上に向けた進捗管理 ◆南海少年寮における、児童家庭支援センターの運営の是非・本県の児童家庭支援センターのあり方について整理 				
4四半期							

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
◆児童養護施設の約半分が老朽化している状況のなかで、耐震化だけでなく、居室の個室化など児童の生活環境の改善やケア形態を小規模化して家庭的な雰囲気の中で支援を実施していくための環境整備を進めていく。	◆社会福祉施設耐震化整備事業費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の活用 ◆耐震化が完了している施設 児童養護施設 4施設・乳児院1施設・情緒障害児短期治療施設 1施設 ◆耐震化予定施設 児童養護施設 4施設・児童自立支援施設 1施設	◆県内の児童養護施設等の耐震化がすべて完了 ◆入所児童の生活環境の改善 ・県内の小規模グループケア(耐震化前と比較) 白蓮寮0→1、子供の家1→2、南海少年寮1→2 合計 3グループ増(児童数 18名)		

施設名	経営法人	定員	改築等の状況	
高知聖園ベビーホーム	(福)みその児童福祉会	30	未定(耐震改修済)	
博愛園	(福)高知慈善協会	50	H15改築済み	
愛仁園	〃	70	H20改築済み	
若草園	(福)栄光会	50	H20改築済み	
高知聖園天使園	(福)みその児童福祉会	75	未定(耐震改修済)	
愛童園	(福)高知県福祉事業財団	30	H22完成予定	築34年
子供の家	〃	70	H23完成予定	築41年
白蓮寮	(福)同朋会	50	H23完成予定	築44年
南海少年寮	(財)南海少年寮	30	H23完成予定	築24年
希望が丘学園	高知県	40	H23完成予定	築45年
珠光寮	(福)同朋会	30	H18新築	

重点取組の名称	働きながら子育てしやすい環境づくり ～保育サービスや地域の子育て支援の充実～	日本一の健康長寿県構想 掲載ページ	80	線表(課題整理シート) の掲載ページ	46
---------	--	----------------------	----	-----------------------	----

期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
1四半期	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	◆中核市である高知市との協議・連携	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:5W1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するにあたり、想定される課題等
2四半期	■保育サービスや子育て支援の充実に向けた多様なニーズの把握	(参考) 国の動向 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(4/27) 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(6/29)	◆多様なニーズの把握 ・H20～H21に各市町村において次世代育成支援行動計画のためのニーズ調査を実施済み ・市町村ニーズ調査結果の再整理 ・方法論の検討	◆多様なニーズの把握 ・市町村ニーズ調査結果の再整理、分析 平日の保育サービス 土曜日の保育サービス 日曜日・祝日の保育サービス 病児・病後児保育サービス ・就学前の保護者への保育時間に関するアンケート調査の実施 7/24.25:「子育て応援団～すこやか2010～」 サンプル数:212 ・市町村保育担当課への個別にアライング 幼保支援課:7月～8月	◆市町村ニーズ調査結果の再整理等から、県が「当面優先的に対応が必要」と考える事項 ・平日18:01以降の保育サービス等の提供 ・土曜日午後の保育サービス等の提供 ・休日の保育サービス等の提供 ・病児病後児保育の整備、充実	◆市町村保育担当課への個別にアライング結果や、市町村の次世代育成支援行動計画での目標事業量等を見る限り、市町村によって、課題に対する認識に差がある。 ⇒さらに、市町村への聴き取りや調査などを通じて、分析することも必要。	◆認識の差が大きいと思われるいくつかの市町村に訪問し、状況を把握 ◆ニーズや課題等を踏まえた具体的な対応策(県の支援策)の検討等 例えば、 ・既存の国庫補助への県単の継ぎ足し ・県単補助制度の拡充 など ◆併せて、県の支援策の実現可能性や、国の子ども・子育て新システムの動向なども見ながら、市町村との協議、調整の実施
3四半期	■対応策の検討 ※県と市町村がブロック単位で	《多様なサービス例》 ○幼保一体化:こども園(仮称) ○小規模保育サービス ・家庭的な保育サービスの充実 等 ○早朝・夜間・休日保育サービス ・輪番制による休日保育の充実 等 ○事業所内保育・広域保育サービス ・広域的な受入体制の充実 等 ○病児・病後児保育サービス ・こども園(仮称)への看護師の配置 等 ※23年通常国会に法案提出 25年度の施行を目指す					
4四半期	■県の支援の具体化 ※H23年度予算、広域的な調整など						

認可保育所の開所状況 単位:ヶ所()は%

平日	18:00まで	18:01から19:00	19:01以降	計
高知市	16 (19%)	69 (81%)	0	85 (100%)
高知市以外の市	62 (55%)	50 (44%)	1 (1%)	113 (100%)
町村	37 (59%)	26 (41%)	0	63 (100%)
計	115 (44%)	145 (55%)	1 (1%)	261 (100%)

土曜日	13:00まで	13:01から18:00	18:01以降	計
高知市	39 (46%)	43 (51%)	3 (3%)	85 (100%)
高知市以外の市	84 (83%)	16 (14%)	3 (3%)	113 (100%)
町村	36 (57%)	24 (38%)	3 (5%)	63 (100%)
計	169 (65%)	83 (32%)	9 (3%)	261 (100%)

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
◆ニーズを把握し、ニーズに応じた対応策を市町村と県がブロック単位などで検討	◆市町村ニーズ調査結果の再整理、分析 ◆就学前の保護者への保育時間に関するアンケート調査 ◆市町村保育担当課への個別ヒアリング	(想定) ・ニーズや課題等を踏まえた県の支援策 ・市町村による具体的な取組みの実施 H23年度予算計上 など	(想定) ・働きながら子育てしやすい環境の充実	◆ニーズや課題、子ども・子育て新システムに係る国の動向などを踏まえた実行性のある県の支援策の具体化、国への政策提言など ◆中核市である高知市との協議・連携

重点取組の名称		日本一の健康長寿県構想 掲載ページ		81	線表(課題整理シート) の掲載ページ	46
期	内容 記載 方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画
		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWIHの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画
1 四半期	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 要綱制定 事業募集・採択 交付決定	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 「企業型」のPR	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 要綱制定 事業募集(PR) 採択 【地域型】応募件数 12件 採択件数 7件 【企業型】応募件数 1件 採択件数 1件	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 要綱制定 事業募集(PR) 採択 【地域型】応募件数 12件 採択件数 7件 【企業型】応募件数 1件 採択件数 1件	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 要綱制定に時間を要したことから、全体的に少しずつ遅れが生じたが、事業への影響はなし 【企業型】は応募が少なく、今後、「応援団制度」と整理が必要 【企業型】の予算を【地域型】に配分し、【地域型】は予定より多く事業採択ができた。	
	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 業者選定・契約	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 参加者の年齢設定 高知市以外での開催	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 プロポーザル審査会(6/7) 業者選定	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 プロポーザル審査会(6/7) 業者選定	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 ほぼ計画どおりの進捗状況	
	(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 イベント開催に向けた調整	(3) 出会い応援団の推進 効果的、効率的なPR活動	(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体への協力要請 会員団体数 29 応援団体数 6 (6月末) 第1回イベント実施のメルマガ配信(6/22)	(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体への協力要請 会員団体数 29 応援団体数 6 (6月末) 第1回イベント実施のメルマガ配信(6/22)	(3) 出会い応援団の推進 会員団体は若干の増、引き続き働き掛けが必要	
	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 婚活サポーター事業実施要綱の作成 婚活サポーター養成講座開催に向けた調整等	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 婚活サポーターの活動内容、養成講座の内容の調整 養成講座の参加者の確保 県内各団体への協力要請	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 養成講座の日程の決定 ※9/2安芸市、9/3四万十市、9/4高知市 県内各団体への事業説明及び協力要請開始	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 養成講座の日程の決定 ※9/2安芸市、9/3四万十市、9/4高知市 県内各団体への事業説明及び協力要請開始	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 先進県の取組に関する情報収集や県警との調整等に時間を要し、要綱制定は計画より遅れており、今後スピードをあげる必要がある。少子化対策推進県民会議の構成団体への事業説明等は順調に進んでいる。	
	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 発行に当たっての仕様決定、業者説明会、 企画提案募集、プレゼン審査会、業者決定	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 発行形態の検討(財源別の仕様等)	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 仕様決定 審査会・候補者決定(6/29)	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 仕様決定 審査会・候補者決定(6/29)	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 説明会参加12社 ⇒ プレゼン審査1社 予算、仕様等の再検討が必要では。	
	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 「家庭の思い出宝物」の協賛企業の公募	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 公募方法の検討	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 協賛企業の公募⇒協賛企業10社 募集チラシの作成・配布 85,000枚 HPへの作品募集掲載(募集期間 6/末～8/31)	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 協賛企業の公募⇒協賛企業10社 募集チラシの作成・配布 85,000枚 HPへの作品募集掲載(募集期間 6/末～8/31)	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 計画どおりの進捗状況	
	(3) 子育て応援フォーラムの開催 業者説明会、企画提案募集、プレゼン審査会、業者決定	(3) 子育て応援フォーラムの開催 高知県少子化対策推進県民会議の構成団体の事業への主体的な関わりを作る	(3) 子育て応援フォーラムの開催 審査会・候補者決定(6/22) 高知県少子化対策推進県民会議の構成団体の参加 6団体	(3) 子育て応援フォーラムの開催 審査会・候補者決定(6/22) 高知県少子化対策推進県民会議の構成団体の参加 6団体	(3) 子育て応援フォーラムの開催 業者との調整に時間を要し、契約が遅れている	
	(4) 子育て応援の気運醸成のためのCM放映	(4) 子育て応援の気運醸成のためのCM放映				
	(5) 子育て応援の店の推進 応援の店紹介冊子の配布・事業PR、協賛事業所の拡大	(5) 子育て応援の店の推進 事業のPR(事業所が協賛のメリットを感じられる工夫)	(5) 子育て応援の店の推進 紹介冊子の配布 約11,000部 のほり旗希望本数調査	(5) 子育て応援の店の推進 紹介冊子の配布 約11,000部 のほり旗希望本数調査	(5) 子育て応援の店の推進 冊子の配布等により子育て家庭にPRできた	
	2 四半期	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 事業の実施、実績報告	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 補助事業者への支援(参加者募集、書類作成等)	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 事業の実施、実績報告 7月実施 1件 8月実施 1件 9月実施 4件	1. 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 事業の実施、実績報告 7月実施 1件 8月実施 1件 9月実施 4件	
(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 委託契約に基づく交流会の開催に向けた調整等 交流会の参加者募集 など		(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 効果的なPR	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 業者と契約(7/2) ※開催予定 第1回:四万十市 10月11日 25歳～40歳 120名 第2回:高知市 12月11日 30歳～50歳 120名 第3回:高知市 2月11日 25歳～40歳 120名 第1回交流会の参加者募集(募集期間:8/1～9/15)	(2) 出会いのきっかけ交流会の実施 業者と契約(7/2) ※開催予定 第1回:四万十市 10月11日 25歳～40歳 120名 第2回:高知市 12月11日 30歳～50歳 120名 第3回:高知市 2月11日 25歳～40歳 120名 第1回交流会の参加者募集(募集期間:8/1～9/15)		
(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 イベント開催に向けた調整 出会い応援サイトの開設に向けた業者選定		(3) 出会い応援団の推進 効果的、効率的なPR活動	(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体への協力要請 会員団体数 38 応援団体数 8 (8/5現在) 第1回イベント(7/25 三翠園) 56名参加 8組カップル成立 2回目以降のイベント開催に向けた調整 出会い応援サイトの開設に向けた審査会(8/24)	(3) 出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体への協力要請 会員団体数 38 応援団体数 8 (8/5現在) 第1回イベント(7/25 三翠園) 56名参加 8組カップル成立 2回目以降のイベント開催に向けた調整 出会い応援サイトの開設に向けた審査会(8/24)	(3) 出会い応援団の推進 応援団体によるイベント開催が少なく、今後の積極的な働き掛けが必要	
(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 養成講座開催に向けた広報、団体等への協力要請 養成講座の開催 婚活サポーターの登録		(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 養成講座の参加者の確保 効果的なPR、県内各団体への協力要請 養成講座受講者への婚活サポーター登録の促進	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 県内各団体への事業説明及び協力要請 養成講座のPR 講座の開催 9/2安芸市 9/3四万十市 9/4高知市	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 県内各団体への事業説明及び協力要請 養成講座のPR 講座の開催 9/2安芸市 9/3四万十市 9/4高知市		
2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 情報紙(定期号)の発行		2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 編集内容の検討	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 業者との契約(7/23) ※発行予定 定期号:10月、2月 特集号:11月、12月、3月 委託業者との調整	2. 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 業者との契約(7/23) ※発行予定 定期号:10月、2月 特集号:11月、12月、3月 委託業者との調整		
(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 「家庭の思い出宝物」作品募集 審査会、入賞作品決定		(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 審査委員の選定(審査の視点など)	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 作品募集(募集期間 6/末～8/31)	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 作品募集(募集期間 6/末～8/31)		
(3) 子育て応援フォーラムの開催 フォーラム開催に向けての業者との調整 参加団体との調整 広報		(3) 子育て応援フォーラムの開催	(3) 子育て応援フォーラムの開催 業者との契約 業者との調整	(3) 子育て応援フォーラムの開催 業者との契約 業者との調整		
(4) 子育て応援の気運醸成のためのCM放映 業者選定・契約 放映		(4) 子育て応援の気運醸成のためのCM放映 業者の選定方法の検討				
(5) 子育て応援の店の推進 事業PR、協賛事業所の拡大		(5) 子育て応援の店の推進 事業のPR(事業所が協賛のメリットを感じられる工夫)	(5) 子育て応援の店の推進 のほり旗希望本数調査 紹介冊子の配布 商工会、商工会議所等に事業所拡大の協力依頼	(5) 子育て応援の店の推進 のほり旗希望本数調査 紹介冊子の配布 商工会、商工会議所等に事業所拡大の協力依頼		

期	内容 記載方法等	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	
		実施計画	実施上の課題等	実施計画に対する実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題
		記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題等 ※年度途中で計画を変更(修正)する場合は、変更計画欄に記載する	記載時期:四半期毎 記載内容:実施計画に対する実施状況(実績等)	記載時期:四半期毎 記載内容:SWI1Hの視点で実施後の分析、検証結果	記載時期:四半期毎 記載内容:実施後の分析、検証結果を基に必要に応じて変更した実施計画	記載時期:変更計画の策定後 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題等
3四半期		1 独身者の出会いの機会づくり (1)出会いのきっかけ応援事業費補助金 事業実施、実績報告	1 独身者の出会いの機会づくり (1)出会いのきっかけ応援事業費補助金				
		(2)出会いのきっかけ交流会の実施 委託契約に基づく交流会の開催に向けた調整等 交流会の参加者募集 など	(2)出会いのきっかけ交流会の実施 効果的なPR				
		(3)出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 イベント開催に向けた調整 出会い応援サイトの開設	(3)出会い応援団の推進				
		(4)地域のお世話焼きの仕組みづくり 婚活サポーターの活動支援(広報等)	(4)地域のお世話焼きの仕組みづくり				
		2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1)子育て応援情報紙の発行 情報紙(定期号、特集号)の発行	2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1)子育て応援情報紙の発行 編集内容の検討				
		(2)家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 「家庭の思い出宝物」入賞者表彰式10/24	(2)家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集				
		(3)子育て応援フォーラムの開催 10/24 イオンモール高知	(3)子育て応援フォーラムの開催				
4四半期		1 独身者の出会いの機会づくり (1)出会いのきっかけ応援事業費補助金 事業の実施、実績報告 補助事業者交流会の実施	1 独身者の出会いの機会づくり (1)出会いのきっかけ応援事業費補助金 補助事業者に役立つ交流会の内容				
		(2)出会いのきっかけ交流会の実施 委託契約に基づく交流会の開催に向けた調整等 交流会の参加者募集 など	(2)出会いのきっかけ交流会の実施 効果的なPR				
		(3)出会い応援団の推進 事業のPR及び会員団体・応援団体の拡大 イベント開催に向けた調整 団体同士の交流会の開催	(3)出会い応援団の推進				
		(4)地域のお世話焼きの仕組みづくり サポーター同士の交流会の開催	(4)地域のお世話焼きの仕組みづくり				
		2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1)子育て応援情報紙の発行 情報紙(特集号)の発行	2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1)子育て応援情報紙の発行 編集内容の検討				
		(2)家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイ募集 入賞作品等を活用した発表	(2)家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集				
		(3)〈終了〉子育て応援フォーラムの開催	(3)子育て応援フォーラムの開催				
	(4)子育て応援の気運醸成のためのCM放映	(4)子育て応援の気運醸成のためのCM放映					
	(5)子育て応援の店の推進 のぼり旗配布 協賛事業所紹介ガイドブックの作成	(5)子育て応援の店の推進					

日本一の健康長寿県構想の取り組み状況と成果

取組の内容及び事業概要	インプット(投入) 〈講じた手立てが数量的に見える形で示すこと〉	アウトプット(結果) 〈インプット(投入)により、具体的に現れた形を示すこと〉	アウトカム(成果) 〈アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化を示すこと〉	課題と次年度の対応
1 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 市町村や非営利団体、複数の企業間が行う出会いイベントへの助成	1 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 補助事業者の募集 HP、記者室へ投げ込み、 テレビ・ラジオ等でのお知らせなどの広報	1 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金 地域型への応募12件(事業採択 7件) 企業型への応募 1件(事業採択 1件)	1 独身者の出会いの機会づくり (1) 出会いのきっかけ応援事業費補助金(想定) 各地域での出会いのイベントの開催 ⇒独身者の出会いの機会の創出	企業型: 出会い応援制度との関係を整理の上検討(出会い応援制度への吸収など) 地域型: 今年度は市町村事業分について、地域子育て創生事業費補助金で対応した事例もあることから、予算枠を拡大し継続
(2) 出会いのきっかけ交流会 より広域から独身者が参加しやすい場を提供するため県主催の大規模イベントを実施 2回(H21)⇒3回(H22)	(2) 出会いのきっかけ交流会 業者との委託契約	(2) 出会いのきっかけ交流会(予定) 第1回: 四万十市 10月11日 25歳~40歳 120名 第2回: 高知市 12月11日 30歳~50歳 120名 第3回: 高知市 2月11日 25歳~40歳 120名	(2) 出会いのきっかけ交流会(想定) 県主催の大規模イベントの開催 ⇒独身者の出会いの機会の創出	参加者の声や実施に伴う課題等を踏まえ、内容を検討の上、継続
(3) 出会い応援制度 ホテル等が行う交流イベント情報を事業主等を通じて独身の従業員に提供する仕組みの推進及び専用サイトの作成	(3) 出会い応援制度 事業のPR及び会員団体・応援団体への協力要請 イベントの開催要請	(3) 出会い応援制度 会員団体 20団体(H21年度末) → 38団体(H22.8月5日現在) 18団体増 応援団体 4団体(") → 8団体(") 4団体増 第1回イベントの実施(7/25 三翠園) 56名参加	(3) 出会い応援制度(想定) 官民協働による独身者の出会い・結婚を応援する気運の盛り上がり 応援団体主催のイベントの開催 ⇒独身者の出会いの機会の創出	会員団体・応援団体への加入促進及び応援団体のイベント増に向けて検討の上、継続
(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 地域で独身者を支援する婚活サポーター(仮)の養成	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり 県内各団体への事業説明及び協力要請 養成講座のPR	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり(予定) 養成講座 9/2安芸市、9/3四万十市、9/4高知市 ⇒婚活サポーターの登録	(4) 地域のお世話焼きの仕組みづくり(想定) 婚活サポーターの活動 ⇒地域での独身者の後押し 県や市町村等のイベントの中での独身者の後押し	婚活サポーターの登録状況や活動状況などを踏まえ、新たな募集、県の支援等について検討の上、継続
2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 子育て家庭に役立つ情報や少子化対策に関する情報、県民会議の取り組みなどを県民に発信し、子育てを応援する気運を醸成 発行回数の増(4回⇒6回)	2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行 業者との委託契約	2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行(予定) 定期号: 10月、2月 特集号: 11月、12月、3月	2 結婚や子育てに関する意識の醸成 (1) 子育て応援情報紙の発行(想定) 定期号の発行 ⇒社会全体で子育てを応援する気運の醸成 特集号の発行 ⇒子育て家庭に役立つ情報の充実	子育て家庭の受け止めなどを踏まえ、拡充の方向で検討の上、継続
(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 「パートナーとの出会い」や「出産」、「子育て」の3つのテーマで、県民からエッセイを募集し、紹介等を行うことを通じて、子育ての楽しさや家族の絆の大切さなどを伝える	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 協賛企業の公募 募集チラシの作成・配布 85,000枚 県内保育所・幼稚園、小学校、量販店 少子化対策推進県民会議の構成団体等に配布	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集 協賛事業所: 10社 (旭食品 入交クリエイト 馬路村農協 花王カスタマーマーケティング(株)高知エリア サニーマート サンシャイン 三翠園 サンブラザ JA高知中央会 城西館)	(2) 家庭の大切さや子育ての喜び等についてのエッセイの募集(想定) エッセイの募集、表彰、活用等 ⇒子育ての楽しさや家族の絆の大切さの雰囲気づくり	応募状況等を踏まえ、テーマ等を検討の上、継続
(3) 子育て応援フォーラム 子育て家庭を応援し、少子化対策県民運動の一層の広がりに向けて、フォーラムを開催 県民会議の構成団体が主体的に参画	(3) 子育て応援フォーラム 業者との契約 少子化対策推進県民会議の子育て応援部会での検討2回	(3) 子育て応援フォーラム 10/24 イオンモール高知にてフォーラムの開催(予定) 構成団体 6団体の参画が決定	(3) 子育て応援フォーラム(想定) フォーラムの開催 ⇒少子化対策県民運動の一層の広がり 県民会議の参画 ⇒県民会議活動の活性化	フォーラム参加者の声や県民会議の意向なども踏まえ、内容を検討の上、継続
(4) 子育て応援の気運醸成のためのCMの放映			(4) 子育て応援の気運醸成のためのCMの放映(想定) CM放映 ⇒社会全体での気運の醸成	子育て家庭等の受け止めなどを踏まえ、検討のうえ、継続
(5) 子育て応援の店の推進	(5) 子育て応援の店の推進 応援の店(H22.3.4現在)紹介冊子 20,000部作成・配布 県民会議の構成団体を中心に事業の紹介、協賛事業所拡大への協力依頼(商工会、商工会議所、連合婦人会、民生委員児童委員協議会 等)	(5) 子育て応援の店の推進 協賛事業所数 406(H22.8.6現在)	(5) 子育て応援の店の推進(想定) 身近な地域に子育て応援の店が増える ⇒社会全体での気運の醸成	子育て家庭がお得感を感じるサービス内容の拡大 子育て家庭の声や応援の店の意向なども踏まえ、制度の見直しを含め検討のうえ、H23.10から第3期スタート